

ISSN:2188-5982

2021 年度
日本図書館情報学会
春季研究集会
発表論文集

2021 年 5 月 15 日 (土)
青山学院大学 相模原キャンパス
日本図書館情報学会

2021 年度春季研究集会（青山学院大学相模原キャンパス）プログラム

12:30～ 12:50	開会式 第1会場 (E303)			
	第1会場 (E303) 司会：橋詰秋子（実践女子大学短期大学部） 芳鐘冬樹（筑波大学）		第2会場 (E302) 司会：岩崎れい（京都ノートルダム女子大学） 角田裕之（鶴見大学）	
12:50～ 13:20	*渡邊晃一朗（東京大学大学院），宮田玲（名古屋大学），影浦峯（東京大学），関根聡（理化学研究所） 句読点などの記号/操作の用法についてのスタイルガイドの分析	5-8	中園長新（麗澤大学） 高等学校情報科教員は学校図書館活用をどのように考えているか	35-38
換気・消毒				
13:25～ 13:55	*松井健人（筑波大学） 戦前期日本図書館界におけるドイツ図書館情報の受容：『図書館雑誌』の検討を中心に	9-12	高松美紀（東京都立狛江高等学校） 日本における国際バカロレア認定校の図書館の実態	39-42
換気・消毒				
14:00～ 14:30	*古隅阿子（放送大学大学院），三輪眞木子（放送大学） 大学図書館におけるアクティブ・ラーニング・スペースの整備に関する一考察：公立大学図書館の実態に着目して	13-16	庭井史絵（青山学院大学） 新型コロナウイルス感染症に対応する学校での学校図書館活動：休校期間中並びに再開後の取り組みと課題	43-46
14:30～ 14:55	休憩（25分）			
	司会：大沼太兵衛（国立国会図書館） 小山憲司（中央大学）		司会：庭井史絵（青山学院大学） 杉江典子（東洋大学）	
14:55～ 15:25	安形麻理（慶應義塾大学） 初期印刷聖書におけるタイトルページの特徴	17-20	吉井潤（都留文科大学） 図書館専門企業における図書仕入の実態	47-50
換気・消毒				
15:30～ 16:00	雪嶋宏一（早稲田大学） 16世紀アントワープにおける近代的書物形態の発展について	21-24	三輪眞木子（放送大学），佐藤正恵（千葉県済生会習志野病院），山下ユミ（京都府立図書館），磯部ゆき江（二松学舎大学），阿部由美子（放送大学） 高齢者のICTスキルとヘルスリテラシー	51-54
換気・消毒				
16:05～ 16:35	谷口祥一（慶應義塾大学），橋詰秋子（実践女子大学短期大学部） NCR2018のRDFデータ化：記述規則とメタデータの接続等による展開	25-28	山本順一（放送大学） Society 5.0幻想における公共図書館の再定義：ノルウェー図書館法（2014年施行）を手掛かりとして	55-58
換気・消毒				
16:40～ 17:10	安形輝（亜細亜大学） 日本のISBNが付与された本のうち国立国会図書館で検索できない本	29-32		

※ 氏名前の*は優秀発表奨励賞授与候補者です。同賞選考委員会が審査し，受賞者を選出します。

※ 所属は，教職員（常勤／非常勤）・学部生は「機関名」（「大学名」），院生は「大学院名」（「〇〇大学大学院」）としました。

※ 会場として使用する教室は変更の可能性があります。

春季研究集会事務局からの連絡事項

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、通常の春季研究集会と異なる下記の対応を行っています。安全な学会活動のためご協力をよろしくお願い申し上げます。

- 教室で参加者間の適正な距離を確保するために、座席の一部使用を禁じています。机上に「×」印の紙が貼られている席には着席しないでください
- 発表会場の中央に質問用のマイクを備えたマイクスタンドを用意しております。質問者はそのマイクスタンドのマイクを使用してご質問ください
- 各発表の間に換気・消毒のため 5 分ほどお時間をいただいております。この時間の中で発表会場の安全な移動が可能になります。座席数は十分確保されていますので、入り口付近に固まる、あるいは立ち見ということなく（今回立ち見は禁止いたします）、他の参加者と適正な距離が取れる座席に着席してください
- 発表会場、休憩室等の教室にある椅子・机には、殺菌のためのコーティングを行っております。コーティングが剥がれることになりますので、アルコール分を含むウェットティッシュで拭くのはおやめください。
- 受付・発表会場・休憩室の入り口にはアルコール消毒液が用意されています。手指の消毒をお願いいたします
- より安全な換気のため、発表会場ではサーキュレーターを稼働いたします。直接風が当たる場所では多少不便かもしれませんが、ご協力願います
- 休憩室は、E305 教室全部と E307 教室の一部になります。飲食しながらの談笑による感染リスクを鑑みて、事務局として茶菓の提供は行いません。
 - 飲料については発表会場のある E 棟の 2 階のラウンジ、E 棟の入り口にある自動販売機、もしくはキャンパス正門から見て左手にある G 棟（E 棟は右手）1 階にセブンイレブンが 17 時まで空いております

第 1 会場
(E303 教室)

句読点などの記号/操作の用法についてのスタイルガイドの分析

渡邊晃一郎[†] 宮田玲^{†‡} 影浦峯^{†‡‡} 関根聡^{†‡‡‡}

[†] 東京大学大学院 ^{†‡} 名古屋大学 ^{†‡‡} 東京大学 ^{†‡‡‡} 理化学研究所

[†]kouichirou-watanabe495@g.ecc.u-tokyo.ac.jp

句読点などの記号やイタリック体化のような操作(記号/操作)は、これまでは歴史的な経緯や文学作品における実際の使用に着目した用法の整理がなされてきたが、規範として示される用法それ自体は整理されてこなかった。本研究では学術分野、ビジネス分野、官公庁分野、報道分野のスタイルガイドを規範とみなし、そこで記述された記号/操作の用法を、対象、目的、参照の観点を設定した上で類型化する。

1 はじめに

ピリオドやコンマなどの記号及び大文字化のような操作(記号/操作)をめぐるのは、それが使用される文書が共有される共同体における同意に基づいて、特定の用法が示されている¹。学術論文やビジネス文書では、その体裁はスタイルガイドに則っており、スタイルガイドは規範とみなしうる。したがって、スタイルガイドで示された記号/操作の用法は、実際の使用においても参照点となる規範とみなすことができる。

これまでは記号/操作の歴史的な変遷や文学作品における使用に着目されてきた²³⁴が、規範と実際の使用の両方において、その他の分野を考慮した記号/操作の用法は着目されてこなかった。加えて、規範とみなされるスタイルガイドの記述それ自体も、十分に整理されたものとは言えない。具体例として大文字化を挙げると、多くのスタイルガイドにおいては大文字化の対象の観点からその用法に言及しているのに対し、*The Chicago Manual of Style*では目的の観点から言及がなされている。このように、規範として示されている用法もそれ自体どのような観点から記述されているのか、複数のスタイルガイドを横断する形で全体としてどのような用法があるのかについては整理されていない。

これらの問題意識から、本研究では学術分野やビジネス分野、官公庁分野、報道分野での実際の使用における用法の類型化の参照点を構成するために、規範としての英語の記号/操作の用法の体系的な整理を目指す。

本研究と関連する研究としてはまず Meyer (1987)⁵の研究を挙げることができる。Meyer は

統語論、意味論、音韻論の3つの枠組みを基に句読点の用法の規範を措定し、この措定された規範に基づいて規範から逸脱した用法の検出とスタイルガイドにおける句読点の用法の記述を分析している。本研究はこの研究と2つの点で異なる。第一に、Meyer が句読点として対象としたものに加えて、本研究では記号として引用符や文字列への操作であるイタリック体化、太字化、大文字化についても扱う。第二に、Meyer はスタイルガイドを規範とみなさず、統語論などの枠組みからスタイルガイドが規範を満たしているのかを分析したが、本研究ではスタイルガイドの記述を出発点とした上で規範として示されている用法の整理を行う。加えて、文法の観点からの句読点の解説としては Huddleston らによる解説⁶を挙げることができるが、これに対し本研究は文法のような特定の枠組みを前提とせず、そもそもスタイルガイドを分析する際に用いられる観点を整理した上で現実には規範として示されているスタイルガイドの分析を行う。

2 研究手法

本研究ではスタイルガイドから各記号/操作の用法について記述した部分を抽出し、用法の列挙と整理を行った。以下では、本研究で対象としたスタイルガイドと記号/操作について述べる。スタイルガイドの記述では“慣習に従え (Follow the conventions of the language in code examples)”のような用法を特に定めることもなく、慣習などを参照している場合が稀に見られるが、本研究ではそのような記述は用法の記述とみなさず分析の対象として扱わない。

2.1 対象とする記号/操作

本研究で対象とする記号/操作について検討する。学術分野での有名なスタイルガイドの1つである *Publication Manual of the American Psychological Association: The Official Guide to APA Style* (7th ed.) の中で句読点として扱われているものを基本的に対象とし、加えて大文字化、イタリック体化、太字化も対象とした。本研究で扱う記号/操作は以下の14個である。

- 1 Period (ピリオド)
- 2 Comma (コンマ)
- 3 Semicolon (セミコロン)
- 4 Colon (コロン)
- 5 Em-Dash (Em ダッシュ)
- 6 En-Dash (En ダッシュ)
- 7 Quotation Marks (引用符)
- 8 Parentheses (丸括弧)
- 9 Brackets (波括弧)
- 10 Square Brackets (角括弧)
- 11 Slash (スラッシュ)
- 12 Italics (イタリック体化)
- 13 Capitalisation (大文字化)
- 14 Bold (太字化)

以上で挙げたもののうち、ピリオドから角括弧は独立した記号であり、イタリック体化から太字化はある表現を変化させるものであるので操作と言える。

2.2 分析したスタイルガイド

本研究では、学術分野において12冊、ビジネス分野において9冊、官公庁分野において2冊、報道分野において1冊、合計25冊のスタイルガイドを対象とした。学術分野のスタイルガイドは主に学会が発行している、論文の体裁に関するものである。ビジネス分野や官公庁分野におけるスタイルガイドは企業や政府が発行する技術文書やウェブサイトの体裁を定めているものである。報道分野におけるスタイルガイドは報道機関が配信するニュース記事の体裁を定めているものである。本稿で言及するスタイルガイドのみ、以下で列挙する。

APA *Publication Manual of the American Psychological Association: The Official Guide to APA Style*, 7th ed..

Chicago *The Chicago Manual of Style*, 17th ed..

GPO *Style Manual: An Official Guide to the Form and Style of Federal Government Printing* 2008.

Oxford *New Oxford Style Manual*, 3rd ed..

3 分析

記述の観点と各記号/操作の用法を整理する。

3.1 記述の観点

これまでの研究では、記号/操作の用法の記述においてそれ自体がどのような観点からなされているかの分析は行われず、言語学的な枠組みに基づいた分析が行われた。これに対し、本研究はスタイルガイドにおける記号/操作の際に考慮される観点の分析より始める。記号/操作の用法の記述を分析したところ、各記号/操作に共通して大きく3つの異なる観点、すなわち、対象、目的、参照の観点から記述がなされていることがわかった。1つ目の対象は、記号/操作が何に対して行われるのかもしくはそれ自体がどのような記号/操作であるのかという観点である。2つ目の目的は、記号/操作がどのような目的をもって行われるものであるのかという観点からである。3つ目の参照は対象と目的とは異なり、用法の記述の際に別の記号を参照するような形で記述されているものが該当する。このように各記号/操作の用法の記述を、記号/操作が与えられるもしくは行われる対象に言及しているのか、記号/操作により達成されることが意図されている目的に言及しているのか、別の記号/操作を参照しているのかという基準で大まかに分類し、これらを観点的類型として設定した。その後、それぞれの観点から用法を最大2階層で類型化した。この分析の結果は表1に示されている。表1のLevel 1とLevel 2の列はそれぞれの観点からの用法の類型の階層に相当する。

ここで挙げられた類型は観点的レベルでは必ずしも排他的なものではない、すなわち、ある記号/操作の使用において、対象の観点で挙げられたうちの1つの類型に属しかつ目的の観点で挙げられたうちの1つの類型に属するということは想定できる。

3.2 記号/操作の用法

本項では個別の記号/操作の用法の記述のされ方について、注目すべき点を複数の記号/操作を横断的に見る形、個別の記号/操作に着目する形の両方で述べる。

コンマと Em ダッシュで特筆すべきこととして、別の記号/操作や表現を参照する形で用法の記述がなされているという点が挙げられる。両方の記号で括弧の代替が用法として挙げられており、他の記号/操作には見られない観点から用法が記述されている。この記述からは、ある記号/操作の用法の記述の際に他の記号/操作が用いられる場合が存在することがわかる。この点は記号/操作の用法の記述としてみなされうるものの多様性を示していると考えられる。

ピリオド、コロン、En ダッシュ、スラッシュについて特筆すべきこととして、対象の観点から記述される際に、それ自体が一般の記号表現として考慮される記号としての用法と、特定の分野において想定される意味で用いられる記号としての用法が見られた。具体的にピリオドについては、ピリオドとして文末など言語表現の区切りを示すための記号の用法とは別に、ドットとして URL の表記のための用法や小数点としての用法が確認できた。本研究では対象の観点からの用法の記述としてまとめたが、別の記号であるとして考慮されることも可能なものである。

引用符について、使用する対象という観点からは、特殊な意味での使用や直接引用、記事などのタイトル、造語や新語、言語表現への言及、語句の定義又は訳語というように引用符で囲まれた言語表現の属性に言及する用法が見られた。この対象の観点からの記述において、スタイルガイド間の差異として APA では特に実験参加者へ提示した刺激であることを明示する (“to present stimuli in the text”) といったような、実験心理学特有の記述が見られた。このような用法の記述が存在することからは、記号/操作の記述の粒度は分野に依存する場合が存在することが示唆される。次に目的の観点では強調と異主張の明示という2つの用法が確認された。ただ、強調という用法は GPO のみ、異主張の明示は Oxford のみで言及されている用法であり、その他のスタイルガイドでは見られなかった。このことは、記号/操作の用法の記述はスタイルガイド毎に特有のされ方が存在す

ることを示唆している。

イタリック体化について、使用の対象の観点からは語句自体の属性と語句の文書における位置付けの2つの用法が大まかに観察された。語句自体の属性では、他言語の語句、遺伝子記号のような特定の語句、言語表現への言及、音韻といった用法が見られ、文書における位置付けでは定義される語句、序文、図中の文字といった用法が見られた。このことから、既存研究で考慮されていたような統語論や意味論のみではなく、文書における言語表現の位置付けが記号/操作の用法を考える際には必要な要素であることを示している。特に定義される語句という用法は文書における内容に関わり、序文、図中の文字という用法は形式に関わることを考えると、文書の内容と形式の両方の構成を考慮することが必要であることがわかる。使用の目的の観点からは強調の用法が見られた。特筆すべきこととしては、どのような語句に対して操作を行うのかの記述で具体的な語句が指定されている場合が存在したことが挙げられる。具体的には、GPO では “In nonlegal work *ante*, *post*, *infra*, and *supra* are italicized only when part of a legal citation” といった記述がなされ、スタイルガイドにおける記述のあり方としてその対象を内包的に定義するのではなく、外延的定義としてある記号/操作が適用される対象を個別具体的に列挙するという方法があることが確認できる。この記述からは、記号/操作の用法の記述の仕方には必ずしも統制された仕方が存在するわけではないということが示唆される。

4 結論と今後の課題

本研究は、4つの分野にまたがる形で25冊のスタイルガイドを分析し、句読点をはじめとする記号/操作の規範としての用法の類型を記述的に明らかにした。本研究で構築した用法の類型は、記号/操作の用法を分類する際に第一に言及されるべき枠組みとなる。本研究では、先行研究と異なり、言語学的な枠組みを前提とせずスタイルガイドの記述を出発点として用法の整理を行った。その際、用法の体系的な整理のために3.1にて記号/操作の用法の記述がなされるときに想定される観点を整理を行った。これは、規範として示される用法の記述のされ方を横断的かつ体系的に整理するものであり、第一に本研究の成果と言える。こ

記号/操作	観点	Level 1	Level 2	記号/操作	観点	Level 1	Level 2
ピリオド	対象	区切り	文末 リストの数字	引用符	対象	特殊な意味 直接引用 記事などのタイトル 造語や新語 言語表現への言及 語句の定義又は訳語	
		特定の記号の一部	省略形 十進法の位取り URL			強調 異主張の明示	
コンマ	対象	区切り	言語表現 数値	スラッシュ	対象	接続 特定の記号	
		特定の表現の後				特定の記号 文献の参照 ラベリング	
	目的	曖昧性の解消 省略の明示 代替の語句の提示 被定義語の導入 引用の導入 強調 休止		丸括弧	目的	思考の中断 説明 ミスリードの防止	
		参照	括弧の代替			引用中の編集	
コロンの	対象	言語表現の分割 比率		角括弧	対象	数学的記号	
		結論の導入 引用の導入 リストの導入 説明の導入 強調 対話		イタリック体化	対象	他言語の語句 特定の語句 言語表現への言及 一般的でない語句 省略形	
	目的	言語表現の分割 省略や要約の導入 思考の分断				文書内の位置付け 序文 図中の文字	
		対象	言語表現の接続 改行	大文字化	対象	強調 統語論的属性 文頭 コロン直後の 固有名 特定の語句 省略形	
セミコロン	目的	関係有	要約の導入 応答の明示 引用文献の提示 説明の導入 強調 語句の中断 匿名化 休止			強調	
		関係無		太字化	対象	特定の語句 語句の最初の出現	
	参照	括弧の代替 “例えば”の代替 マイナス				強調	
		対象	語句の接続 不明な文字の代替				
En ダッシュ	目的	関係の明示 代替可能 休止					

表 1: 記号/操作の用法の類型

の整理で挙げられた観点を踏まえて記号/操作の用法を整理した上で、3.2 にてスタイルガイドの記述の仕方を個別の記号/操作に言及しつつ分析した。今後は本研究で構築した用法の類型を参照しつつ実際の使用における記号/操作の用法の分類を行い、最終的には記号/操作の用法の自動分類への展開を目指している。

注

- 1) Mulvey, Christopher. “The English project’s history of English punctuation,” *English Today*, vol. 32, no. 2, 2016, p. 45–51.
- 2) Parkes, Malcolm. *Pause and Effect: Punctuation in the West*, Routledge, 1992, 327p.

- 3) Lukeman, Noah. *A Dash of Style: The Art and Mastery of Punctuation*, W. W. Norton & Company, 2006, 206p.
- 4) Nunberg, Geoffrey. *The Linguistics of Punctuation*, CSLI Publications, 1990, 141p.
- 5) Meyer, Charles. *A Linguistic Study of American Punctuation*, P. Lang., 1987, 159p.
- 6) Huddleston, Rodney; and Pullum, Geoffrey 『接続詞と句読法』[*Coordination and Supplementation*] 岸本秀樹・有働眞理子・眞野美穂・木戸康人・前田晃寿訳, 開拓社, 2019, 323p.

戦前期日本図書館界におけるドイツ図書館情報の受容

『図書館雑誌』の検討を中心に

松井健人[†]

[†] 筑波大学

qennto@hotmail.com

抄録

本稿の目的は、戦前日本図書館界において、ドイツ図書館ならびにドイツに関する情報がどのように受容されていたのかを明らかにすることである。この点は従来の研究ではほとんど検討されてこなかったが、戦前日本におけるドイツの影響力の大きさに鑑みると、見過ごせない課題である。本稿は創刊号から終戦時までの『図書館界』を調査し、ドイツならびにドイツ図書館への言及、それらの受容の様相を解明した。

1. 研究の背景・目的

げにここでの空気には、ある名状しがたき崇厳のものがある。我等の精神を重圧し、その崇高な権威の前に頭をさげさせ、よつて以って反対に我等自身を上空に高翔せしめるがごとき気分がある。然りこの特殊な情調こそ、我々があの所謂独逸式図書館に於て経験するところのものではないか。独逸式図書館¹

荻原朔太郎の詩作に象徴されるように、戦前日本において、「ドイツ」という国家の制度・法・教育の影響は非常に大きい。では、戦前日本図書館界においても、ドイツからの影響は見いだせるのであろうか。本稿は、この点を明らかにするための萌芽的な試みである。

本研究の背景として、戦前日本の学術・教育界にドイツが与えた影響力の大きさがあげられる。戦前日本において、大学機関の形成・法整備・教育方法・思想哲学など、ドイツを参考にした、あるいはドイツを模倣した制度・事象は非常に多い。しかし、戦前日本図書館においては、英米のパブリックライブラリーの影響が最も大きいものであったと位置づけられてきたため、英米以外の外国図書館情報がどのように受け取られていたのかを問う観点は希薄であった。

言い換えれば、これまでの図書館史研究では、戦前日本図書館とドイツという観点は必ずしも解明されてこなかった。すでに多くの日本図書館史研究が指摘するとおり、戦前日本図書館において、英米図書館・パブリックライブラリー

に関する情報の受容が最も大きかったことはよく知られている。しかし戦前日本においては、教育学に代表される図書館と関わりの深い領域で、ドイツ情報の受容は非常に盛んに行われていた。では、図書館界ではドイツに関する情報の受容は全く存在しなかったのであろうか。結論から言えばそうではない。ドイツ図書館に関する情報は、理念レベルで確かに有力な図書館員に受容されていたのと同時に、狭義の図書館界だけではなく、社会教育・民衆教育界において、民衆図書館運営として確かに受容されていたのであった。

2. 関連先行研究

従来の日本図書館史研究において、そもそもドイツ図書館あるいはドイツに関する情報の受容という側面にはほぼ言及されてこなかった²。

ただし、ドイツ図書館史研究に係る形で、エピソード的言及という性格に留まるものの、ドイツ図書館思想を受容した人物として挙げられてきたのが、本稿でも検討する衛藤利夫であった。小黒浩司は、衛藤の人物像の再検討ならびに書誌的考察を行う中で、衛藤に影響を与えた人物として、ドイツ図書館員である W・ホーフマンに言及している。ホーフマンの思想は、小黒によれば以下のように解釈される。「ドイツは帝政から当時の世界で最も自由といわれたワイマール憲法をもつ共和制へと移行した。しかし敗戦国ドイツに対して過酷なベルサイユ条約、悪性のインフレなどは、国民の間に大ドイツ主義を呼び起こし、アドルフ・ヒトラーの登場を許した。ホーフマンの成人教育運動はワイマー

ル共和国から第三帝国に至る過程で、これらを側面から促す役割を果たしている」³。つまり、ホーフマンの成人教育運動がナチスにつながるものであったという解釈が示されている。そして、ホーフマンに着目する衛藤について「衛藤のホーフマンへの傾倒は、彼の胸底にある「国家」に対する意識の反映と考えられるだろう」⁴との見解が示される⁵。

しかしながら、小黒の考察は、衛藤の図書館論へのホーフマンの影響に関して、河井弘志のドイツ図書館史研究を参照したものであり、衛藤が参照したドイツ語文献を直接検討したものではない。衛藤とホーフマンを単線的に結ぶ小黒の評価に対しては、いまだに再考の余地があるように思われる。

また小黒が示すとおり、ホーフマンをナチズムの露払いとみる評価は、河井弘志のドイツ図書館史研究の成果に影響を受けたものである。しかし河井の研究においても、衛藤がホーフマンを参照したという事実についてふれているものの、衛藤がどの文献を参照したのか、テキストに基づいた影響関係についての分析は行われていない⁶。たしかに河井が明らかにしたように、ホーフマンはナチ時代において、自著の改訂版出版に際して、序文の文言をナチ的なものに改めた⁷。このようなホーフマンによるナチ政権への阿りを確認することはできるものの、ホーフマンが1937年にナチ政権から図書館職免職処分を受けたという事実を鑑みると、ホーフマン

とナチズムを単線的に連続するものとして捉える解釈には、これもまた再考の余地があるように思われる⁸。

いずれにしても、河井らの言及においても、衛藤の言及の詳細、そしてホーフマンの図書館論との整合性に関する検討は行われていない。

総合すれば、日本図書館史研究において、ドイツ図書館が取り上げられることはほとんどなかったものの、ドイツ図書館史研究においては、衛藤利夫のW・ホーフマン受容に関して言及がなされていたとまとめることができる。しかし、ドイツ図書館情報の受容に関して、体系的な検討はなされておらず、衛藤利夫以外の図書館人がドイツ図書館に言及していたのか、あるいはいなかったのかについても明らかではない。

3. 研究の方法

本研究は、文献調査の方法をとる。戦前日本図書館界を代表する専門誌『図書館雑誌』を総覧・精査し、ドイツの図書館に関する受容あるいは言及がどのように行われているのかを調査した。具体的には、1907年の『図書館雑誌』創刊号より、終戦までの最後の発刊号となる1944年の『図書館雑誌』38巻5号までを検討の対象とした。これと同時に、ドイツ図書館について言及した人物の著作ならびに当時の文部省刊行物を検討の対象とした。結果、表1にある通り、21件の論説あるいは翻訳・紹介がなされていたことが判明した。

表1 1907-1945年『図書館雑誌』におけるドイツ情報の受容

	著者	題目	巻数	年
1	田中一貞	伯林より	18	1913
2	田中一貞	欧米視察談	21	1914
3	橘井清五郎	伯林逃げ出しの記	22	1914
4	植松安	伯林より	48	1922
5	ゲー・フリッツ	戦後に於ける獨逸公共圖書館の發達	56	1924
6	衛藤利夫	成人教育の苦悶	21(1)	1927
7	今澤慈海	獨逸の圖書館と其組織 (一)	22(11)	1928
8	今澤慈海	獨逸の圖書館と其組織 (二)	22(12)	1928
9	今澤慈海	獨逸の圖書館と其組織 (三)	23(6)	1929
10	大佐三四五	欧米圖書館事業の趨勢と我国斯道の将来に就て (二)	23(10)	1929

11	シュヴァイフェルト	ソヴェート・ロシヤと獨逸書	24(11)	1930
12	小野鐵二	ドイツにおける雑誌規格に関する研究	25(7)	1931
13	藤井甚太郎	読書生として見たる欧米の公文書館及び圖書館 (続)	26(8)	1932
14	J・ベエル、R・エ エレール	獨逸の公共圖書館 世界公共圖書館 (三)	28(3)	1934
15	廿日出逸暁	獨逸の圖書館事情 (其一)	29(2)	1935
16	シュリーヴァー	獨逸農村圖書館の経営法	29(4)	1935
17	北村清	獨逸圖書値下問題の経過と医科大学付属図書館協議会	30(2)	1936
18	山岸光宣	幕末の獨逸学	31(1)	1937
19	谷原義一	欧米の圖書館について	32(8)	1938
20	小林尋次	新興獨逸国の現状	33(10)	1939
21	デーハルト	ドイツ圖書館活動の現状	34(9)	1940

4. 検討

上の表 1 が、『図書館雑誌』におけるドイツ図書館あるいはドイツに関する情報について記された文章となる。紙幅の関係から、ここではすべての記事に関して検討を行うことはかなわないが、これらの記事について、大きく三種類の類型に分類することができる。つまり、①紀行・見聞、②研究・考察、③翻訳の三種類に、上記の文章群を分類することができる。具体的には、①の紀行・見聞に当てはまるものとして、表 1 の 1, 2, 3, 4, 13, 15, 19, 20 の 8 文献が、②の研究・考察に関しては、6, 7, 8, 9, 10, 12, 17, 18 の 8 文献が、③の翻訳は、5, 11, 14, 16, 21 の 5 文献が当てはまる。

これらの分類における文章群の性質について検討すると、①の見聞・紀行においては、執筆者の比較的短期間の滞在中でのドイツの主要な図書館（ベルリン、ライプツィヒ等）の訪問について言及がなされ、当地の図書館についての紹介が主な言及内容を占めた。②の研究・考察に関して、ドイツ図書館についての概括的な歴史および制度紹介を行ったものが、今澤慈海の「独逸の図書館と其組織」の連続投稿であった。これに対して、②カテゴリーの中で唯一、図書館の思想的側面あるいは教育論について言及を行ったのが衛藤利夫の文章であった。そして、③の翻訳において、1933 年のナチ政権誕生以降のものが比較的多く、かつシュリーヴァー

（Franz Schriewer）、デーハルト（Heinz Dähnhardt）といったナチ期ドイツ図書館の有力な関係者の文章が翻訳されていたことが判明した⁹。

5. ドイツ図書館論・図書館教育論受容の背景

ここで、ドイツ図書館論が受容された歴史的背景について考察したい。まず図書館史における歴史的文脈として、大正期以降、文部省が社会教育政策に傾倒したこと、そしてその余波を受ける形で図書館の建設・設置が進んでいったことが指摘される¹⁰。そして、その大正期以降の社会教育において、理論的参照先として積極的な紹介・翻訳がなされたのが、ドイツの成人教育・社会教育であった¹¹。

たとえば、文部省が 1932 年に社会教育叢書第 28 輯として刊行した『獨逸に於ける成人教育』では、「第三章 民衆圖書館制度」の冒頭で、「各種の民衆教育方法中先づ第一に圖書館制度を挙げねばならない。固よりそれが最も古いものであると云ふ理由からのみではなく、最も實質的であり、且つ最も完全に組織化せられて居るが故である」とドイツ民衆図書館が高く評価されていた¹²。さらに、ホーフマンの民衆図書館活動も取り上げられ、ドイツ成人教育の「民族文化への途」を体現する活動と位置付けられた¹³。なお、『獨逸に於ける成人教育』の前身として、社会教育叢書第 10 輯である文部省普通

学務局『各国の成人教育概況 其の二』が1925年に出版されていたが、民衆図書館は表立って取り上げられていなかった¹⁴。

1927年の衛藤利夫の論考と、上述のような文部省の活動とあわせて考えると、1920年代後半から1930年にかけて、ドイツの図書館活動、とくに民衆図書館活動が、日本にも参考になるものとして見出されていたのではないかと考えられる。

6. 結果

『図書館雑誌』の検討の結果、ドイツの図書館に関する情報は、海外図書館事情紹介などの形で定期的に言及はなされていることが判明した。また、論考紙面においても今沢慈海が複数回にわたってドイツ図書館を紹介・考察する論考を提出していた。さらに、ドイツ図書館情報を図書館理念として受容していたのが衛藤利夫であり、彼の言及はもっぱらドイツ図書館の制度的側面が着目されていた戦前日本図書館界において特異なものであった。加えて、当時の文部省刊行物を検討した結果、ドイツ図書館は社会教育とりわけ民衆教育として参照されており、ドイツ図書館情報は図書館界と社会教育界という異なった業界からそれぞれ参照されていたことが判明した。

¹ 『荻原朔太郎全集第四巻』筑摩書房、1987年、108-109頁（原著1922年）。後に、日比嘉高編『図書館情調』皓星社、2017年に収録。

² 石井敦『日本近代公共図書館史の研究』日本図書館協会、1971年；小野則秋『日本図書館史』1973年、玄文社；岩猿敏生『日本図書館史概説』日外アソシエーツ、2007年をはじめとした日本図書館史の定評ある研究書においても、ドイツとの関連はほとんど記述されない。

³ 小黒浩司『図書館をめぐる日中の近代 友好と対立のはざままで』青弓社、2016年、225頁（該当箇所原著論文、小黒浩司「衛藤利夫 植民地図書館人の軌跡（1）・（2）」『図書館界』43（5・6）、1992年）。

⁴ また、戦中戦後を通して、衛藤利夫に存在する「国家」（植民地帝国・民主主義国家の別を問わず）への帰属意識を指摘したものとして、東條文規『図書館という軌跡』ポット出版、2009年、237-245頁を参照。

⁵ 小黒の研究を参照しながら同様の見解（ホー

フマンの成人教育思想がナチスに連なるものであった）を示すものとして、中山孔明「満鉄の阿部次郎 第一次世界大戦・企業・教養」『日本文学』53（9）、2004年、8頁。

⁶ 河井弘志「ドイツの図書館運動の思想 アメリカ・リベラリズムと教育主義の論争」『図書館学会年報』33（2）、1987年、91頁；河井弘志「ヴァルター・ホーフマンとドイツの公共図書館」日本図書館文化史研究会編『図書館人物伝』日外アソシエーツ、2007年、233-234頁；河井弘志『ドイツの公共図書館思想史』京都図書館情報学研究会、2008年、203頁。

⁷ 河井、前掲書、217頁。

⁸ 単線的に連続していたとは捉えられないが、いくつかの親近性は認められた、と取るのがひとまず一般的な通史的理解であると言える。参照、ヴォルフガング・タウアー、ペーター・フォドセク（河井弘志訳）『ドイツの公共図書館運動 興隆・挫折・再起の歴史』日本図書館協会、1992年、50-152頁。ならびにホーフマンの図書館論については以下を参照。松井健人「ドイツ民衆図書館における路線論争 開架制と閉架制を巡る対立」『図書館界』71（4）、2019年、230-239頁。

⁹ シュリーヴァーについては、松井健人「第三帝国における図書館と教養 帝国民衆図書館局長官フランツ・シュリーヴァーの図書館論を手がかりに」『東京大学大学院教育学研究科紀要』、（56）、2017年、457-464頁、デーニハルトについては、松井健人「ナチ時代における公共図書館の使命の一側面 ヴィルヘルム・シュスターの公共図書館論に着目して」『研究室紀要』、（42）、2016年、193-203頁を参照。

¹⁰ 新藤透『図書館の日本史』勉誠出版、2019年、299-301頁。

¹¹ 田渕久美子「大正期公民教育論における外国情報の受容 1920年の実業補習学校規程改訂をめぐって」『日本の教育史学』（33）、1990年、85-97頁。

¹² 文部省『獨逸に於ける成人教育』1932年、10頁。

¹³ 同上、6頁。

¹⁴ 文部省普通学務局『各国の成人教育概況 其の二』1925年、57-87頁。また、文部省実業学務局『獨逸の成人教育運動』1926年においても同じく、民衆図書館はほとんど言及されていなかった。

大学図書館におけるアクティブ・ラーニング・スペースの整備に関する一考察 公立大学図書館の実態に着目して

古隅 阿子[†]

[†] 放送大学大学院
rass_rass_2@yahoo.co.jp

三輪 眞木子[‡]

[‡] 放送大学

抄録

教育研究環境の変化に伴い大学図書館に求められる役割や機能も変わりつつあるが、新たな設備やサービスへの対応状況には、大学区分(国立・公立・私立)や規模で格差が生じていると考えている。本研究では大学図書館で近年整備が進むアクティブ・ラーニング・スペース(以下、ALS)に着目し、学術情報基盤実態調査(以下、学情調)のALS整備状況から、公立大学や小規模大学での整備の遅延を確認した。さらに公立大学の実態を把握するため、図書館のALS整備事業の実施事例を確認するとともに、事例調査としてインタビュー調査を行い、現場の厳しい実情や課題について確認した。

1. はじめに

大学の学術情報基盤を担う大学図書館の役割が近年大きく変容している。2010年に文部科学省(以下、文科省)の作業部会がとりまとめた『大学図書館の整備について(審議のまとめ)ー変革する大学にあって求められる大学図書館像ー』(以下、『審議のまとめ』)では、ALSの整備や人的サービスの充実(直接的学習支援や研究支援)が盛り込まれ、サービス面での拡張も求められた¹⁾。それに呼応して、2012年度以降の学情調ではALSの整備状況に関する調査項目が追加された。その学情調の調査結果を受けた文科省の報道資料では、ALS整備が順調かのように記述されているが、大学図書館の実態とは乖離しているように感じている²⁾。大学のALSの整備状況を調査した先行研究の多くは、図書館に限定せず大学全体を対象としており、また国公立大学の区別や学部規模によらない分析が多い³⁾⁴⁾⁵⁾。だがNPC大学問題研究所の調査によれば、ALSの所管部局の割合が、国公立大学では図書館が多く、私立大学では図書館以外の部局が多いことを指摘している⁶⁾。さらに、大学図書館におけるALSの先進的実践例では、公立大学図書館の事例は2大学のみである。国立大学や大規模な私立大学が大半を占めている⁷⁾⁸⁾。これらは大学区分(国立・公立・私立)や学部規模で傾向が異なることを示唆している。

大学図書館の将来構想では、近年の研究活動や教育支援のパラダイムシフトに対し、大学図

書館が柔軟に対応できるかが重要になるため、そのための施策の提案や対策がなされるべきである。本研究では、ALS整備状況に着目して大学図書館の現状把握を試みる。さらに、国立大学の陰に隠れがちな公立大学図書館に焦点を当て、整備の状況から国立大学との格差やその要因を探り、今後の施策提案などに繋げたい。

2. 研究方法

学情調は文科省が所管する全ての大学図書館を対象とする悉皆調査であり、ALSの整備状況を大学区分や学部規模での比較が可能である。本研究では平成29年度調査の報告書(以下、2017報告書)の数値を利用した⁹⁾。

ALSの整備状況を考察するにあたり、大学図書館が『審議のまとめ』を受けて新たに整備したALS設備やサービスを把握できれば、図書館の対応状況が捉えられる。だが、学情調で追加されたALSの設備やサービスに関する調査項目には、従前から図書館において提供されてきた設備(グループ学習室など)やサービス(レファレンスなど)も含まれており、設備整備やサービス提供の開始時期から従来にはなかった設備(サイレントスペースなど)やサービス(直接的学習支援など)を区別して捉え直す必要がある。

また、学情調のような統計では個々の実態が見えにくい。そこで公立大学図書館におけるALSの整備状況については、公立大学協会図書館協議会が毎年発行する『会報』に記載がある

加盟大学図書館の主要事業一覧を用いて ALS 整備関連事業を抽出し¹⁰⁾、2017 報告書の数値と比較できよう各大学の規模区分を加味して集計を行った。

さらに詳細な公立大学図書館の実情を捉えるために、2020 年 6～8 月にかけて個別の事例調査を実施した。大学規模(4 区分)の各々から公立大学図書館(中央館)の協力を得た。コロナ禍での調査のため、事前調査(調査票による)で図書館の基本情報や ALS の整備状況や取り組みを中心に質問し、その回答内容を踏まえて、電話インタビュー調査を行った。

3. 分析結果と考察

ALS の整備状況や運営スタッフの体制について、2017 報告書に基づく集計結果から公立大学の図書館の状況を主に国立大学と比較し、さらに公立大学図書館に関する事業報告や事例調査に基づく実態について、現場の声も踏まえて考察する。

3.1 ALS の設置状況

2017 報告書から得られた ALS 設置済み大学数を表 1 に示す。全大学では 65.4%の設置率であるが、大学全体に占める私立大学比率の高さが影響している。国立大学は規模に拘わらず平均 93%と設置率が高い。一方、公立大学は規模による格差が明確に出ており、C、D 規模は 4 割弱しか ALS を設置していない。私立大学では規模と設置率が比例している。

なお、『審議のまとめ』以前からあるグループ学習スペースなどが ALS 設備に含まれている。つまり従前の施設や設備が設置率を高く見せかけている可能性がある。このことは、大学図書館単位でみた ALS 用途の設置状況(図 1)からも推察でき、従来にはなかったサイレントスペースなどの設置率はかなり低い。

公立大学は他と比べても ALS 整備状況が低い、その実態を把握すべく公立大学協会図書館協議会の会報(2008～2018 年度、11 年分)の図書館主要事業報告から ALS 関連事業の実施状況を大学単位で集計したところ、全体で半数程度しか事業報告がなかった(表 2)。時系列での推移(図 2)で見ると、『審議のまとめ』が出た 2010 年以降に ALS 関連事業報告が少し活発化しているように見える。さらに 2013 年の『学修環境充

実のための学術情報基盤の整備について(審議まとめ)』¹¹⁾を受けたのか、翌年には小規模大学で ALS 関連事業報告が増え、単科大学(D 規模)で最大となった。文科省の方針に機敏に対応した大学図書館があるものの、小規模大学の低調さは顕著である。

表 1 大学区分、規模別 ALS 設置済大学数 (2017 報告書より)

大学区分	規模区分	大学数	ALS 設置済	設置済比率
国立大学	A	19	18	94.7%
	B	21	20	95.2%
	C	20	17	85.0%
	D	26	25	96.2%
	平均	86	80	93.0%
公立大学	A	1	1	100.0%
	B	7	6	85.7%
	C	35	12	34.3%
	D	46	19	41.3%
	平均	89	38	42.7%
私立大学	A	44	41	93.2%
	B	74	62	83.8%
	C	266	174	65.4%
	D	224	117	52.2%
	平均	608	394	64.8%
全大学		783	512	65.4%

A:8学部以上, B:5～7学部, C:2～4学部, D:単科大学

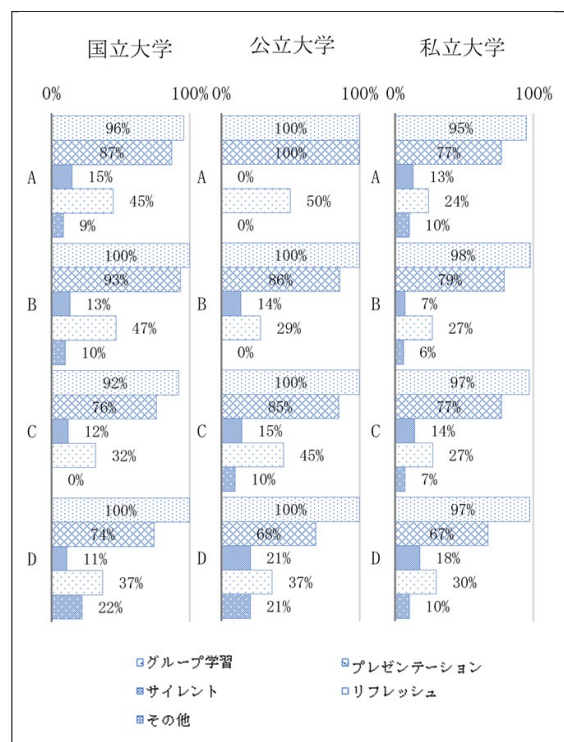
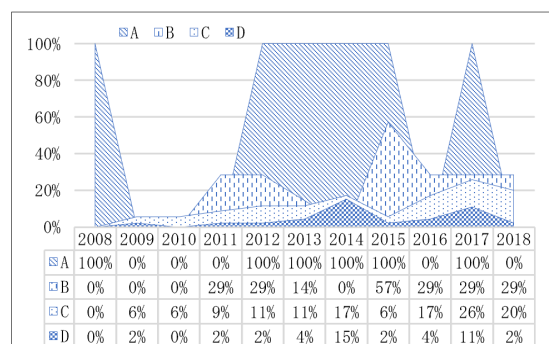


図 1 大学区分、規模別 ALS 用途の設置済図書館の割合(2017 報告書より)

表2 規模別 ALS 事業実施大学数(公立大学)

規模	大学数 (母数)	ALS 事業 報告あり	ALS 事業 実施率
A	1	1	100.0%
B	7	6	85.7%
C	35	22	62.8%
D	46	17	36.9%
合計	89	46	51.7%

公立大学協会図書館協議会「会報」より作成



公立大学協会図書館協議会「会報」より作成

図2 規模別 ALS 整備実施大学の構成比の推移 (公立大学)

公立大学図書館のインタビュー調査では、中央館の ALS 整備が進む一方で分館/室は従前のグループ学習室がそのままという、中央館と分館/室での格差が見られた。また、小規模大学では敷地狭隘で ALS の場所確保が困難という切実な問題もあった。また、ALS の整備にかかる予算配分も難しい状況であることがわかった。

3.2 ALS 運営スタッフ体制の状況

2017 報告書の ALS 運営スタッフの構成比を図3に示す。ALS 運営スタッフに携わる職員(図書館)の比率に着目すると、国立大学図書館では規模に拘わらず5割程度であった。一方、公立大学では、A 規模は 100%であるものの、B 規模では 14%弱、C および D 規模では 35%前後となっており、国立大学と比べ低調である。私立大学では ALS 整備の状況と同様に国立と公立の中間のような比率であった。

『審議のまとめ』で対応が提言された直接的な人的支援サービス(学習・研究サポート)の提供状況を見ると、大学区分、規模区分による違いは少なく、国立大学でも提供率は高くない。内訳をみると、図書館利用・文献検索が最も提供率が高いが、これは従前のレファレンス業務と重なる間接的支援サービスが含まれていると

考えられる。直接的支援といえる IT サポート、ライティングサポートについては、国立大学でも 2~3 割程度であることから、スタッフ体制の対応は低調と言える。

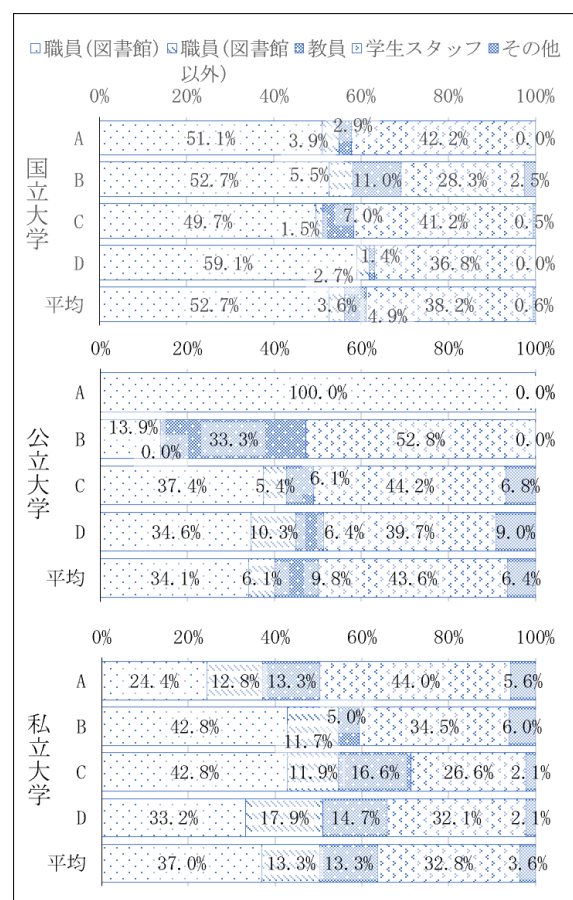


図3 ALS 設置館における大学区分、規模別 ALS 運営スタッフの構成比(2017 報告書より)

公立大学図書館の事業報告を確認したが、学生による運営スタッフ(学習支援アドバイザー、スタディ・アシスタントなど)が 2014~2016 年に延べ 5 事例の報告のみであった。インタビュー調査によれば、社会人学生が多い大学院では、学業と仕事の両立に迫られている場合が多く、平日昼間に TA として確保することは困難な状況とのことだった。また、現状では図書館の役割は場所の提供が精一杯で、人的サービスまで手が回らないという意見も聞かれた。

3.3 その他の現場の意見

インタビュー調査対象大学は、人員や予算の定期削減、非常勤職員の割合の増加、業務委託の検討といった窮状を提示した。また近年参加できた図書館職員向けの研修では、ALS 関連といえる学習支援に関するものは殆どなく、

CAT2020 やオープンサイエンスといった学術情報流通や学術機関リポジトリの推進など、学術情報基盤の強化を目的とした研修が増えており、ALS の流行は終息した感覚だという意見もあった。また、ALS 整備を名目として図書館整備に必要な予算獲得を画策したという経験談も得た。

4. 結論と課題

本研究では、2017 報告書や公立大学図書館の事例調査により、大学区分や学部規模による ALS 整備状況の格差を確認できた。

ALS 運営のスタッフやサービスの質などは、統計では捉えにくい事項である。公立大学図書館の事例調査では図書館職員が保有する資格の種類や手当の有無についても質問したが、司書資格は就職時の条件に留まり、それ以外の資格についても特に申告義務や手当もなく、新たな図書館サービス対応へのインセンティブにはつながっていない。また、事例調査対象の全大学では、ALS 運営スタッフは兼務(専務でない)であったことから、学情調の ALS 運営スタッフの大学図書館職員も同様に兼務の可能性が高い。

他の視点として、ALS 整備状況と利用者評価の関係についても検討したが、LibQUAL⁺¹²⁾の実施事例は少なく、学生の ALS や図書館の利用実態を広く調査した事例も見当たらなかった。利用者の評価指標と併せて検討していきたい。

【謝辞】

本研究は修士論文執筆の一環で行ったものである。研究に際し、大学院の合同ゼミ等で多くの教員やゼミ生から貴重な情報や助言を賜った。また、本研究の趣旨を理解して快く事例調査に協力いただいた大学図書館職員の皆様に、この場を借りて謝意を表したい。

- 1) 科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会 学術情報基盤作業部会『大学図書館の整備について (審議のまとめ) - 変革する大学にあって求められる大学図書館像 -』, 2010.
<https://www.janul.jp/sites/default/files/2018-02/singi201012.pdf>, (参照 2020-12-12).
- 2) 文部科学省研究振興局『平成 29 年度「学術情報基盤実態調査」について (概要)』, 2018.

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2018/03/23/1402578_1.pdf, (参照 2020-12-12).

- 3) 呑海沙織・溝上智恵子「日本の大学図書館における学習支援の現状」『大学図書館問題研究会誌』 vol. 35, 2012-8-1, p. 7-18.
- 4) 加藤信哉ほか『ラーニング・コモンズ : 大学図書館の新しいかたち』勁草書房, 2012.
- 5) 岩崎千晶ほか「日本の 4 年制大学におけるラーニングコモンズの学習支援に関する悉皆調査 (ICT を用いた学習環境の構築/一般)」『日本教育工学会研究報告集』 vol. 19, no. 1, 2019-3-9, p. 435-438.
- 6) NPC 大学問題研究所『「学びの空間」整備が大学を変える : 関西圏の大学におけるラーニング・コモンズ整備に関するアンケート調査報告書』 NPC 大学問題研究所, 2015. 引用は p. 7-8.
- 7) 文部科学省研究振興局情報課『大学図書館における先進的な取り組みの実践例 - 大学の学習・教育・研究活動の質的充実と向上のために -』, 2011.
https://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/attach/1314099.htm, (参照 2020-12-12).
- 8) 文部科学省研究振興局情報課『大学図書館における先進的な取り組みの実践例 (web 版)』 . 平成 25(2013)-平成 29(2017)年度,
https://www.mext.go.jp/a_menu/kaihatu/jouhou/1341374.htm, (参照 2020-12-12).
- 9) 文部科学省研究振興局『平成 29 年度学術情報基盤実態調査結果報告』文部省大学学術局情報図書館課, 2018.
- 10) 公立大学協会図書館協議会『会報』, 第 40 号(平成 20 年度)-第 50 号(平成 30 年度),
<http://www.japul.org/kaiho>, (参照 2020-10-3).
- 11) 科学技術・学術審議会 学術分科会 学術情報委員会『学修環境充実のための学術情報基盤の整備について (審議まとめ)』, 2013.
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/031/houkoku/1338888.htm, (参照 2021-4-12).
- 12) 徳原直子「図書館評価 : パフォーマンス指標と統計 (<特集>情報活動と標準規格)」『情報の科学と技術』 vol. 56, no. 7, 2006, p. 323-330.
doi:10.18919/jkg.56.7_323 (参照 2021-4-12).

初期印刷聖書におけるタイトルページの特徴

安形 麻理
慶應義塾大学文学部
agatamari@keio.jp

抄録

本稿では、西洋の初期活版印刷文化における書物の姿の変化を明らかにするため、1455年から1545年に印刷された聖書を対象にタイトルページの特徴と変化を分析した。総合目録から抽出した365版を対象に、各種の書誌やデジタルアーカイブを用いて調査した。タイトルページの語数は15世紀末に急増し、提示される情報の種類も増加した。木版画や赤字印刷の使用が増えたが、言語により差が見られた。

1. 背景と目的

(1) タイトルページに関する先行研究

西洋の書物の姿は、15世紀半ばの活版印刷術の登場を契機に大きな変化を遂げた。タイトルページやページ付といった、現代の書物では標準的な要素が登場し、普及していった様相が明らかになりつつある。

Margaret M. Smithは4,200点のインキュナブラを対象とした冒頭ページの調査を行い、最初期はタイトルページはなく写本と同様に見出し文（「ここから〇〇が始まる」）と本文が印刷されていたが、汚れ防止のための白紙となり、識別のために簡単な標題（付箋標題）を持つようになり、木版画による装飾や詳細な情報を含むものへと変化していったことを示した。Smithは書物が見込み生産に変化したことを受けた、潜在的な読者の気をひくための印刷業者の戦略だと指摘した¹⁾。高野彰は、初期の英国の印刷業者を対象とした調査から、木版画の使用は宣伝のためというより、本文ページの一部として「ページいっぱいの表示」を手軽に行うための方策だととらえた²⁾。

雪嶋宏一は、著者、書名、出版地、出版者、出版年の情報という近代的要素を持つタイトルページがバーゼル、ケルン、パリ、リヨンといった印刷の中心地で1520年代に人文主義書の出版との関係のなかで登場したことを示した³⁾。

最初期の90年間に出版された聖書を分析した発表者の先行研究からは、俗語聖書はラテン語聖書よりもタイトルページやイニシャル（書や章の装飾頭文字）に木版画を採用する割合が

高かったことが明らかになっている。

(2) 本研究の目的

本研究では、伝統的な出版物であり、西洋書物文化の規範を高度に具現化していると考えられる聖書に着目し、タイトルページの文言の語数や内容、表現方法など調査し、出版年や出版地などの観点から分析した。

2. 調査対象の選定と調査方法

(1) 調査対象の選定

西洋最初の印刷聖書であるグーテンベルク聖書が刊行された1455年から、典礼のあり方を定め新たなラテン語聖書の刊行を決定したトリエント公会議の開始（1545年）までの90年間に印刷されたすべての聖書の版を対象とした。注釈の有無は問わず、一部の書から構成されるものも含む。除外したのは、コンコーダンス、注釈のみ、索引のみ、ヘブライ語が主となる版、「貧者の聖書」（予型論に基づきキリストの生涯を図版と文章で示した作品）のような関連作品、冒頭ページが現存しない版である。

1455年から1500年までの印刷聖書（インキュナブラ）は総合目録Incunabula Short Title Catalogue (ISTC) から、1501年から1545年まではUniversal Short Title Catalogue (USTC) から抽出し、重複を除去した。USTCは発展途上のデータベースであり、書誌事項と参照書誌と画像に齟齬があり版が同定できない場合などは今回の対象から除いた。

(2) タイトルページの確認

本調査では、タイトルページを書物の冒頭に

ある本文からは独立したページで、書誌的情報の全部または一部を示すものとした。同じページに本文が印刷されている場合にはタイトルページとはみなさなかった。

ISTC や USTC ではその性質上、簡略な標題が示され、またタイトルページがない場合でも補記の記号なくタイトルが示されるため、タイトルページの有無および提示内容については各種の書誌を参照した。

インキュナブラについては Gesamtkatalog der Wiegendrucke (GW)のインターネット版⁴⁾と冊子版⁵⁾、*Catalogue of books printed in the XVth century now in the British Museum* (BMC)⁶⁾、16 世紀のドイツの出版物は *Verzeichnis der Drucke des 16. Jahrhunderts* (VD16) を参照した。VD16 は改行や縮約語も転記するが、非常に長い標題は省略されることがあり、また出版事項にあたる部分は転記されない。16 世紀のリヨンの出版物は Henri Louis Baudrier による書誌などを参照した⁷⁾。この書誌ではまれにタイトルが省略されるが、出版事項も転記されるので、画像調査結果と同様に扱う。

(3) 画像調査

デジタルアーカイブで公開されているなど画像が利用できる場合には参照し、標題の忠実な転記を行った。また、語数、二色印刷や木版画の有無とその種類を調査した。

(4) 調査対象の内訳

365 版のうち、タイトルページがあることを確認できた 167 版を分析対象とした。113 版にはタイトルページがなく、85 版は判断できなかった。

167 版中、129 版は画像まで確認することができ、すべての分析対象とした。書誌の情報のみで調査を行い、タイトルページにおける出版事項の記述がわからなかった 23 版はタイトルページの文言の分析には用いなかった。

3. タイトルページ調査の結果

(1) 語数

図 1 にタイトルページに含まれる語数の年代による推移を示した。(図 1)。0 はタイトルページがないことを示す。1490 年代以降にタイトルページに含まれる語数が急激に増えていったことがわかる。このうち 23 版は書誌からタイトルの文言を抽出しており、出版事項に当たる部分の語数は入っていないため、実際にはさらに語数が多い版があると考えられる。

語数が多いものは、注釈やヘブライ名辞典、コンコーダンスなどのツールが含まれていることや、翻訳や本文の正確さに関する情報を提示していた。ただし、語数が多ければ出版事項などの多様な要素が含まれるとは限らなかった。

表 1 には、タイトルページをもつ聖書の印刷点数が多い 7 都市における語数の集計結果を示した。簡略な付箋標題 (Biblia、Biblia Latina

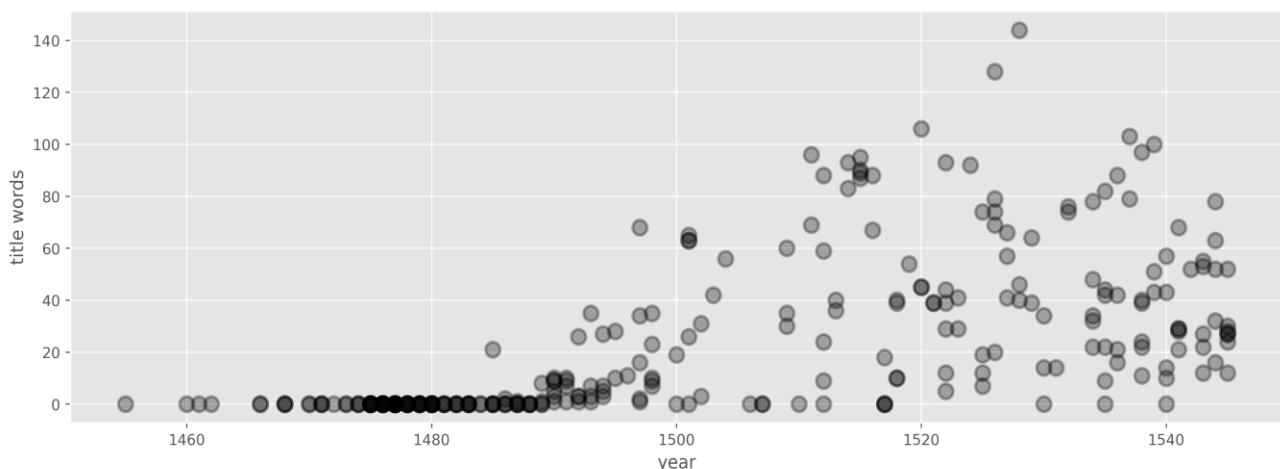


図 1 タイトルページの語数の推移

vulgata など)とみなせる1語から3語を示し、残りは便宜的に20語ずつで集計した。リオンは語数が多い版の割合が高く、41語以上が49版中31版と6割を占めた。

表1 タイトルページの語数

都市	1-3語	4-20語	21-40語	41-60語	61-80語	81-100語	100語以上	合計
リオン	1	7	10	11	8	9	3	49
ヴェネツィア	7	5	2	0	3	3	0	20
バーゼル	2	4	5	2	0	1	0	14
シュトラスブルク	1	7	2	2	1	0	0	13
ヴィッテンベルク	0	2	10	0	0	0	0	12
パリ	0	2	7	2	0	0	0	11
ニュルンベルク	1	0	5	1	3	0	0	10
	12	27	41	18	15	13	3	129

(2) 二色印刷

写本から印刷本へ移行する際の大きな変化の一つは、書物のページがカラフルではなく白黒のみで表現されるようになっていったことである。一方、初期の印刷業者はより高い技術が要求され時間と費用がかかる二色(赤字)印刷を行うことが珍しくない。そこで、聖書全体において、またタイトルページをもつ版において、赤字印刷が行われているかどうかを調査した。

白黒マイクロ画像で判断できない版を除くと、赤字印刷が行われていないことが確認できるのは148版だった。



図2 部分的に赤字で木版の縁飾りと印刷者商標をもつ印刷聖書 (Antonium du Ry, 1528)

ヘント大学所蔵

画像出典:

<https://books.google.be/books?vid=GENT900000209287>

赤字印刷が確認できた56版のうち、タイトルページに赤字を使っているのは27版、不使用は10版、白黒画像等のため判断できないものが19版だった。1490年代に赤字印刷を行い、かつ、タイトルページをもつ6版では、今回確認できた範囲ではタイトルページでは赤が使わ

れていなかった。赤字印刷はコロフォンで行われているものと考えられる。一方、16世紀の50版のうちタイトルページで赤を使っていないのは4版のみであった。16世紀に二色印刷が行われる場合、タイトルページに(も)赤字を使うことが増えたといえる。

図2のように部分的に使う版もあれば、図3のように文字の部分はすべて、もしくは一部のエリアはすべて赤字という場合もある。後者の方が技術的な難易度は低いと考えられる。

(3) 木版画の使用

木版画が使われている184版のうち、144版はタイトルページをもち、そのうち87版に木版画が使われていた。印刷者商標が最も多く31版に印刷されており(一部切れているが、図2の下部を参照)、次に縁飾りが多かった。



図3 文字がすべて赤字で印刷された聖書 (Nuremberg, Anton Koberger, 1518) (VD16 ZV 26603) バイエレン州立図書館所蔵

画像出典:

https://reader.digitale-sammlungen.de/de/fs1/object/display/bsb11058975_00003.html

図4は、タイトルページに木版画を使用している版の構成比を、本文の言語別に（ラテン語とそれ以外の俗語）示したものである。ギリシャ語は除いた。

調査期間を便宜的に4区分し、推移を示した。俗語では1516年から1545年に印刷された24版のすべてで使用されていた。なお、その前の2区分でも100%となっているが、いずれも1点ずつであった。

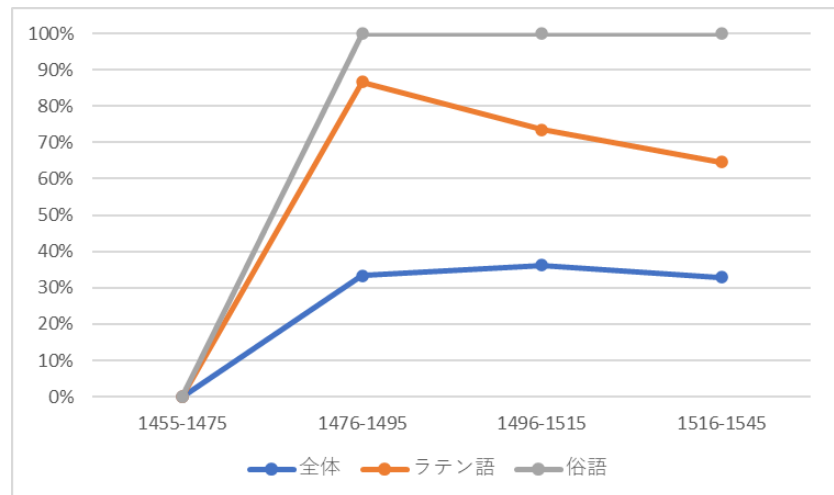


図4 タイトルページにおける木版画の使用

また、書物の生産に関する情報は末尾のコロフォン（刊記）に示す伝統があることから、コロフォンの内容とあわせて分析する予定である。

謝辞

本研究の遂行には、科研費・基盤研究（B）（課題番号：18H03496）の助成を受けています。画像の複写や閲覧等を許可してくださった原資料の所蔵館、またデータ収集を補助してくれたアルバイトの学生の皆さんに謝意を表します。

引用文献

- 1) Smith, Margaret M. *The title-page: Its early development, 1460-1510*. London, British Library, 2000, 159p.
- 2) 高野彰『英語本の扉：その歴史と役割』朗文堂, 2012, viii, 163 p.
- 3) 雪嶋宏一「16 世紀ケルンにおけるページ付け印刷の発展について」『第 68 回日本図書館情報学会研究大会発表論文集』2020, p. 45-48.
- 4) www.gesamtkatalogderwiegendrucke.de/.
- 5) *Gesamtkatalog der Wiegendrucke*. Leipzig, K.W. Hiersemann, 1925-.
- 6) *Catalogue of books printed in the XVth century now in the British Museum*. London, Trustees of the British Museum, 1962-.
- 7) Baudrier, Henri Louis; Baudrier, J. *Bibliographie lyonnaise: recherches sur les imprimeurs, libraires, relieurs et fondeurs de lettres de Lyon au XVIe siècle*. Paris, F. de Nobele, 1964-1965.

(4) タイトルページに提示される内容

画像を確認できた1485年から1545年までの125版のタイトルページにおいて、印刷者、印刷年、印刷地という近代的要素が提示されていたものを10年ごとに集計し表2に示した。

1485年にシュトラスブルクで印刷された版には印刷年と印刷地が示されていたが、それを除くと初期はこうした要素は提示されず書名や内容に関わることをのみを示すのが一般的であった。1520年代後半から増えていったことがわかる。特に印刷年と印刷地がタイトルページに示されることが多くなった。先行研究で指摘されている初期印刷本の一般的な傾向と同様の結果となった。

表2 タイトルページにおける近代的要素

年代	印刷者		印刷年		印刷地		調査件数
	有	なし	有	なし	有	なし	
1485-1495	0	29	1	28	1	28	29
1496-1505	2	17	0	19	2	17	19
1506-1515	2	9	0	11	3	8	11
1516-1525	1	15	1	15	0	16	16
1526-1535	10	10	19	2	15	5	20
1536-1545	19	11	29	2	27	3	30
合計	34	91	50	77	48	77	125

4. 今後の課題

本稿では印刷聖書のタイトルページの特徴を分析した。今後は、判断できなかった版について画像複写や現地調査によって調査を進める。

16 世紀アントワープにおける近代的書物形態の発展について

雪嶋 宏一
早稲田大学
yukis@waseda.jp

抄録

アントワープの近代的書物形態の発展過程についてページ付けと近代的標題紙の登場に着目して研究を行った。アントワープでは 1519 年にページ付け本と近代的標題紙が同時に登場した。ページ付けは実際には 16 世紀後半にプランタンが登場後に飛躍的に発展したが、ページ付け印刷は都市内では面的な広がりを見せず、バーゼル、リヨン、ケルンのような発展ではなかった。近代的標題紙は 1530 年以降に広がりを見せたが、コロフォンはすぐに消滅したわけではない。

1. 研究の背景と目的

ヨーロッパにおける近代的書物形態の成立と発展過程についてはこれまで十分な研究は行われていない。特に、書物形態の重要な要素であるページ付けについては実証的な研究はほとんどなく、その発展過程については解明されていない。発表者はこの点に着目して、16 世紀の印刷出版中心地におけるページ付け印刷の発展過程を調査している。これまでヴェネツィア、バーゼル、リヨン、パリ、ジュネーヴ、ケルンにおける近代的書物形態の発展過程を明らかにした^①。本発表では、予備調査で 16 世紀後半にページ付け印刷の発展が看取されたアントワープのページ付けの開始と発展過程および近代的標題紙の出現を調査して、近代的書物形態の発展過程を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

アントワープにおけるページ付け印刷本の出版の推移を知るため、16 世紀低地諸地方の印刷本の書誌情報を提供するデータベース Universal Short Title Catalogue (USTC)^②を利用して、アントワープ印刷本の書誌情報を悉皆調査して、毎年出版点数とその中に見出されるページ付け本の数値を算定した。USTC には対照事項の記述欠落や不正確な記述が散見するため、対照事項の記述が比較的詳細な 1500-40 年間の低地諸地方印刷本書誌(以下 NK と略)^③により修正、補完した。ところが、1541-1600 年間のアントワープの全印刷本の詳細な書誌情報は未だ公開されていないため^④、16 世紀後半にアントワープ最大の印刷業者となったプランタン(Plantin, Christophe, 1520

頃-1589 歿)の出版書誌(1555-89 年)^⑤とプランタン印刷所を継承したモレトス(Moretus, Jan I, 1543-1610)の出版書誌(1589-1610 年)^⑥を利用して USTC データを補完・修正した。

16 世紀のアントワープの出版の特徴の一つとしてロンドン、ルーフェン(ルーヴェン)、レイデン等の業者との共同出版が散見される。その場合は、アントワープが筆頭出版地であるデータを採用した。また、政治的宗教的な理由から出版地を偽装したものも見られる。アントワープで印刷されたことが判明している書物は出版地の記載にかかわらずアントワープに算入した。その結果、アントワープの出版物 14,976 版のうち 3,317 版にページ付けが認められた。

なお、コロナ禍で現地調査ができず、書物の細部はデジタル画像での確認にとどまった。

3. アントワープの印刷の開始と発展

ヨーロッパ有数の港湾都市アントワープが位置する低地諸地方(The Low Countries)の最初の活版印刷はアールスト、ユトレヒト、ルーフェンで 1473 年に始まった。アントワープの活版印刷はフース(Goes, Mathias van der)のより 1481 年に開始された。15 世紀中レーウ(Leeu, Gerard)を中心に 440 版以上が出版され、低地諸地方ではデフェンテルに次いで第二の印刷出版中心地に成長した^⑦。

16 世紀前半には USTC によればアントワープで 4,730 版が刊行され、低地諸地方最大の印刷出版地に成長した。ヒレン(Hillen van Hoochstraten, Michiel, 1476?-1558)が中心となり、宗教書が約 44%、教科書類 12%、聖書とギリシア・ローマ古典各 8%程が出版された。

著者ではエラスムス(Erasmus, Desiderius, 1466-1536)が多いが、スペイン人の著作も多い。ラテン語 51%、オランダ語 31%、フランス語、英語、スペイン語等もある。

16 世紀後半には USTC によれば 10,262 版が刊行され、パリ、ヴェネツィア、リヨンに次ぐヨーロッパ第 4 の中心地に発展した。出版物の約 40%をプランタンとその後継者のモレトスが占めたことが大きな特徴である。著者ではキケロ(Cicero, Marcus Tullius, 前 106-43)、フェレプト(Verrept, Simon, 1522-1598)、エラスムス、グラナダ(Granada, Luis de, 1504-1588)、リプシウス(Lipsius, Justus, 1547-1606)等が上位を占めるが、版数には大きな差はない。分野では宗教書 32%、勅令・布告等 15%、音楽書、教科書、古典が続く。言語ではラテン語 46%、オランダ語 30%であり、フランス語が 16%に増加した。

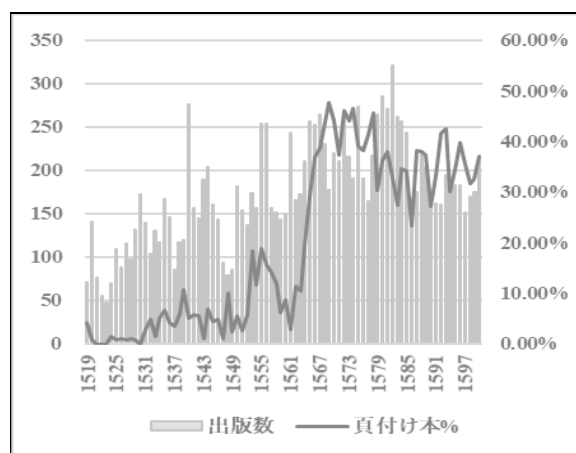
4. アントワープのページ付け印刷の開始

アントワープ最初のページ付け印刷本は 1519 年にヒレンがローマン体活字で印刷したエラスムス『日常会話文例集』4to の 3 版(NK 792, 2867, 2868)である。これらは前年にバーゼルのフローベンが著者に無断で刊行した版に基づく(VD 16, E 2301)^⑧。ページ付け印刷がバーゼルから伝播したことが判明するが、バーゼル版はアラビア数字によるページ付けだが、アントワープ版はローマ数字であり、ローマ数字がまだ優勢であった証左となる。

ヒレンは翌年にもエラスムス校訂『新約聖書』8vo (USTC 437137, NK 2428)にローマ数字でページ付けを行った。本書も前年バーゼル刊行のフローベン版に基づく版であるが、フローベン版はアラビア数字のページ番号であった。ヒレニウスは 1524 年の『イソップ』(USTC 437248)で初めてアラビア数字用い、1544 年までにページ付け本を 34 版刊行した。ヒレンに続きフランス人カイセル(Keyser, Marten de)が 1529 年に『イソップ』(USTC 437442)をローマ数字のページ付けで刊行した。彼は 1531 年刊行のブルフェルス(Brunfels, Otto, 1488 頃-1534)『聖書格言集』(USTC 403855, NK 501)ではアラビア数字でページ付けした。そして、

グラフィウス(Grapheus, Johannes)、ベルヘン(Berghen, Adriaen van)、エールトセン(Aertsens, Hendrik)、フォルステルマン(Vorsterman, Willem)等が取り組んだ。1530 年代にはアラビア数字のページ付けが一般的となった。しかし、16 世紀前半にはページ付け本はアントワープ出版物全体の 10%足らずでありあまり発展しなかった(図 1)。

図 1 アントワープの出版点数とページ付け本の比率



5. 16 世紀後半のページ付け印刷の発展

16 世紀後半になるとベレール(Bellère, Jean)がページ付けに取り組み、1595 年までに 661 版中 91 版(40.43%)をページ付け本とした。1555 年にフランス人プランタンが印刷活動を開設した。彼は 1589 年までに 3337 版を刊行してヨーロッパ有数の印刷家となった。彼はそのうち 1573 版(47.14%)をページ付けで刊行した。1556 年にシルフィウス(Silvius, Willem)がページ付けを開始、81 年までに 350 版中 121 版のページ付け本(34.57%)を刊行した。1564 年にはアントワープのページ付け印刷の比率が 19.43%になり、1569 年には 47.75%に達した。そして、1570 年代には 40%台、1580 年代には 30%台で推移したが、50%を超えることはなかった。プランタン死後の 1590 年代はモレトゥスがアントワープのページ付け印刷の中心となり、30-40%を維持した(図 1)。

6. ページ付け印刷に熱心な印刷業者

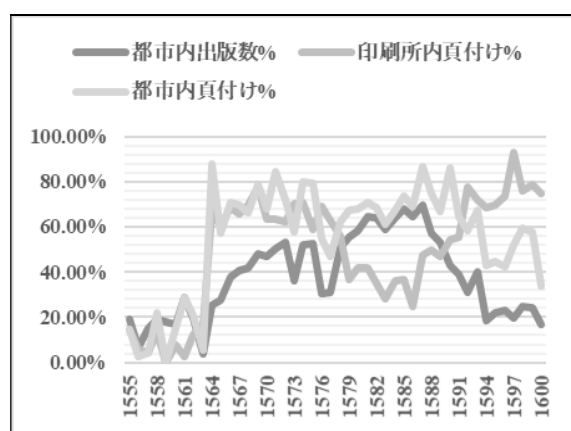
アントワープでページ付けを熱心に行った業者を表 1 に示す。

表1 ページ付け本を多数刊行した業者

印刷業者	頁付期間	頁付版数	印刷所内%
Christophe Plantin	1555-1589	1,573	47.14%
Plantiniana (=Jan I Moretus)	1590-1600	367	45.36%
Willem Silvius	1556-1581	121	34.57%
Jean Bellère	1552-1595	91	14.89%
Pierre Bellère	1572-1600	57	40.43%
Gillis van den Rade	1555-1584	57	33.73%
Martinus II Nutius	1588-1600	52	28.73%
Arnould Coninx	1570-1600	49	47.12%
Joachim Trognaesius	1585-1600	48	58.54%

プランタンとその後継者モレトゥスが版数では圧倒的に多いので、彼らの出版点数の推移とページ付けの比率を図2に示す。

図2 プランタン印刷所の出版の推移



次にページ付本の比率が高い業者を表2に示す。比率が高い業者はトログナウシウス(Trognaesius, Joachim)、クリニトス(Crinitus, Joannes)、ウェーラント(Waelant, Hubert)の順であるが、出版規模が小さく版数が少ない。一方、プランタンとモレトゥスは出版点数が多く、比率も高いことから、アントワープのページ付け印刷に大きく影響したことは明確である。

表2 ページ付け本の比率が高い業者

印刷業者	頁付期間	頁付版数	印刷所内%
Joachim Trognaesius	1585-1600	48	58.54%
Joannes Crinitus	1539-1561	26	50.98%
Hubert Waelrant	1555-1558	35	47.30%
Christophe Plantin	1555-1589	1,573	47.14%
Arnould Coninx	1570-1600	49	47.12%
Plantiniana (=Jan I Moretus)	1590-1600	367	45.36%
Pierre Bellère	1572-1600	57	40.43%

7. ページ付け本の著者

アントワープでページ付け本が刊行された著者は、表3に示すようにカトリック書が最も多く254版、次いで聖書111版である。著者ではスペイン

の神学者グラナダ、司祭フェレプト、人文主義者リプシウスやワレリウス(Valerius, Cornelius ab Auwater, 1512-1578)、エラスムス等である。他の都市ではケケロやエラスムスが圧倒的に多いが、アントワープでは低地諸地方での事情が反映された。ちなみに、グラナダはキリシタン版『ぎやどペかどる』と『ヒイデスの導師』の著者として知られる。カトリック書、グラナダ、リプシウスの90%以上はプランタン印刷所が出版した。アントワープのページ付けはエラスムスから始まったが、世紀後半にプランタンが対抗宗教改革のためにカトリック書や神学書をページ付け本で出版したため、それらが中心になった。この点がアントワープの特徴である。

表3 アントワープのページ付け本の著者

標目	ページ付け期間	版数
Catholic Church	1555-1600	254
Biblia	1520-1600	111
Granada, Luis de	1572-1600	71
Verrept, Simon	1553-1600	69
Lipsius, Justus	1569-1600	62
Cicero, Marcus Tullius	1534-1596	58
Valerius, Cornelius ab Auwater	1566-1596	57
Erasmus, Desiderius	1519-1583	54
Philip II, King of Spain	1570-1595	52

8. 近代的標題紙の登場

上述の1519年ヒレン刊行のエラスムス『日常会話文例集』の第1葉表には、著者名、書名、印刷地、印刷者、印刷年が明記された近代的標題紙の要素を備えている。これは1523年のバーゼルや1524年のパリの例より早くページ付け本に近代的標題紙が備わった例となる。近代的標題紙は1525年から数が増え、1530年代には広がりを見せたが、コロフォンはすぐには消滅しなかった。むしろ、プランタン印刷所では近代的標題紙とコロフォンが備わっていた。

9. ページ付け本の判型について

これまでの研究では1600年までのデータを収録できなかったため、判型の比率や推移について考察を控えていた。今回は16世紀すべてのデータを収集できたので、アントワープのページ付け本の判型の比率を算定した。表4に示すように

判型では 8vo の割合が 47.26% で圧倒的に多く、次いで 4to が 17.55%、16mo が 13.6%、さらに folio、12mo と続く。16mo の登場が 1533 年と比較的早く、12mo が遅れて世後半に登場したことが判明した。12mo は組版を作る際に 16mo より複雑なため、登場が遅いと考えられる。なお、USTC によれば、ページ付けと関係のない 1 枚刷りもアントワープでは 16 世紀中に 1,326 版も刊行されている。

表 4 アントワープにおけるページ付け本の判型

判型	版数	期間	比率
folio	320	1535-1600	9.65%
4to	582	1519-1600	17.55%
4to oblong	59	1555-1596	1.78%
8vo	1,567	1520-1600	47.26%
8vo oblong	1	1586	0.03%
12mo	149	1550-1600	4.49%
16mo	451	1533-1600	13.60%
16mo oblong	1	1591	0.03%
18mo	3	1590-1595	0.09%
24mo	64	1564-1600	1.93%
32mo	11	1570-1593	0.33%
64mo	1	1561	0.03%

10. まとめ

アントワープにおけるページ付け印刷は 1519 年に始まり、世紀後半に 30-40% に上昇して比較的發展するが、プランタン印刷所の貢献が大きかった。ページ付けを熱心に行ったその他の業者もいたが、主流ではなかった。そのため、バーゼル、リヨン、ケルンのように都市内で面的な拡大がなかった。ページ付けはエラスムスから始まったが、カトリック書や神学書等がページ付け本の中心となり、人文主義書が中心である他の都市とは異なる。

近代的標題紙の登場は 1519 年であり、非常に早かったが、このような標題紙は 1525 年から数が増え、1530 年代に広がった。しかし、コロフォンの消滅はすぐには認められなかった。アントワープにおける近代的書物形態の発展は世紀後半になってようやく本格化したとみなされる。

また、ページ付け本の判型は 8vo が圧倒的に多いが、16mo 等の小型本への広がりも見られた。

謝辞: 本稿は JSPS 科研費 JP17K00454 の助成を受けたものです。

注・引用文献

- (1) 2017 年度の予備調査については、拙稿「西洋におけるページ付けの起源と発展過程について」『学術研究(人文科学・社会科学編)』66, 2018, p. 67-83 参照。各都市の発展の経緯については次を参照。拙稿「16 世紀前半バーゼルにおける近代的書物形態の発展について：ページ付け本の発展プロセスを中心にして」『学術研究(人文科学・社会科学編)』67, 2019, p.71-84; 「フランスにおけるページ付け印刷の開始と発展について」『学術研究(人文科学・社会科学編)』68, 2020, p.51-73; Pagination printed by Aldus Manutius, *Bibliothecae*, vol. 9, no.1, 2020, p. 1-21; 「16 世紀ケルンにおけるページ付け印刷の発展について」『学術研究(人文科学・社会科学編)』69, 2021, p. 59-74。
- (2) Universal Short Title Catalogue, URL: <https://www.ustc.ac.uk/> (2021-03-21 参照)。
- (3) Nijhoff, W., M.E. Kronenberg, *Nederlandsch bibliographie van 1500 tot 1540*, s'Gravenhage: Nijhoff, 1923-71, 6 vols.
- (4) 1541 年以降の低地諸地方あるいはベルギーの印刷本の書誌は *Bibliotheca Belgica* (Bruxelles: Culture et civilisation, 1975-79, 7 vols.) と *Belgica typographica 1541-1600* (Nieuwkoop: B. de Graaf, 1968-94, 4 vols.) があるが、前者はアントワープのみの調査には不適であり、後者は対照事項の記載が不十分で本研究には有益でない。
- (5) Voet, L., *The Plantin Press (1555-1589): a bibliography of the printed and published by Cristopher Plantin at Antwerp and Leiden*, Amsterdam: Van Hoeve, 1980-83. 6 vols.
- (6) Imhof, D., *Jan Moretus and the continuation of the Plantin Press: a bibliography of the works published and printed by Jan Moretus I in Antwerp (1589-1610)*, Leiden: Brill, 2014. 2 vols.
- (7) Incunabula Short Title Catalogue, URL: <http://www.bl.uk/catalogues/istc/> (2021-03-21 参照)。
- (8) VD 16, URL: https://www.gateway-bayern.de/ToucPoint_touchpoint/start.do?SearchProfile=Altbestand&SearchType=2 (2021-03-21 参照)。

NCR2018 の RDF データ化：記述規則とメタデータの接続等による展開

谷口 祥一（慶應義塾大学文学部）
taniguchi@z2.keio.jp

橋詰 秋子（実践女子大学短期大学部）
hashizume-akiko@jissen.ac.jp

NCR2018 の記述規則を対象にして、主に活用の観点から適切な RDF データ表現とすることを検討した。エレメントを含めた NCR2018 語彙の RDF 定義からの接続を前提にした上で、①個別規定間の関係指示、②個別規定から当該規定に従って作成されたメタデータへの参照、③逆にメタデータから実際に適用された個別規定への参照、④国立国会図書館による適用細則の RDF データ化および関係する NCR 規定との接続について、それぞれ必要な検討項目を示し、可能な選択肢を提示した。

1. はじめに

日本目録規則 2018 年版(NCR2018)や RDA はそれぞれ独自の記述規則の体系を構成し、現在、文書(NCR2018 の冊子体、PDF ファイル)または検索・表示システム(RDA Toolkit)によって公開され提供されている。これら記述規則の機械可読性の向上を意図して、RDF によるデータ表現とすることを試行する。以前の研究発表では、RDF データ化に伴う検討事項とその下での必要な検討項目、そして選択肢を提示した¹⁾。そこでは、NCR と RDA では規則構造に相違が見られるが、共通する主たる検討事項には、①個別規定を RDF クラスとプロパティのいずれとするかの選択、②規定のクラス(またはプロパティ)の設定単位、③規定間の参照関係の表現、④別法の表現、⑤例示の記録法などがあることを示した。

本発表では、その検討結果を踏まえつつ、NCR2018 に対象を限定した上で、記述規則とそれを適用して作成されたメタデータとを接続する、規則内外の参照関係を幅広く迎えるようにするといった活用の観点から再検討を加え、新たな要素を含めて展開を図ることを目的とする。なお、JLA 目録委員会が公開した NCR2018 語彙の RDF 定義(エレメントや関連指示子を示す RDF プロパティなど)²⁾にそのまま接続できることを前提とする。他方、RDF に適した表現とするため、現行の NCR2018 記述規定の形式上の一部変更も許容するという前提で検討する。

2. 記述規定の RDF データ化の基本方針

本発表では、RDF プロパティであるエレメント等の定義情報(ラベル、定義、定義域など)と同列に、対応する記述規定をクラスとして設定し、エレメント等から直接参照できるものとする。下記事例では、エレメント「本タイトル」の定義情報(一部省略)と同列に記述規定クラ

ス「:Ncr2.1.1」(NCR「#2.1.1」の URI)への参照をプロパティ「:ncrInstrct (NCR の対応規定)」を導入し示している。

```
@prefix ncrvocab: <http://jla.or.jp/vocab/ncr2018#> .  
@prefix : <http://xx.yy.zz/ncr2018/> .
```

```
<http://jla.or.jp/term/ncr2018/E200002>  
  rdf:type    rdf:Property ;  
  ncrvocab:type  ncrvocab:Type22 ;  
  rdfs:label   "本タイトル" ;  
  rdfs:domain  
    <http://jla.or.jp/term/ncr2018/C100003> ;  
  rdfs:comment "表現形を識別するための固有名称。";
```

```
:ncrInstrct :Ncr2.1.1 .
```

名前空間接頭辞 ncrvocab は JLA 目録委員会が公開している NCR2018 語彙を、接頭辞なしのクラスとプロパティは今回の研究で設定したものをそれぞれ表す。また、RDF データおよびそれに準じた事例提示は Turtle 形式で示す。

記述規定を参照するプロパティの設定粒度と個別規定のクラス設定粒度については、複数の選択肢がある。後者については、基本的に NCR2018 が付与している条項番号単位か、規定として自立して解釈できる最小単位に条項を分割した単位かという選択となるが、本発表では、最小単位によるクラス設定とする。

下記は、エレメント「本タイトル」から参照された記述規定「:Ncr2.1.1」の RDF データである。条項番号、条項見出し、適用エレメント、規定内容文に加えて、条項番号下位と上位の規定クラスとを示している。

```
:Ncr2.1.1  
  rdf:type    :NcrInstruction ;  
  :instrctNo  "#2.1.1" ;  
  rdfs:label   "本タイトル" ;  
  :instrctFor  
    <http://jla.or.jp/term/ncr2018/E200002> ;  
  :instruction "本タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。本タイトルは、コア・エレメントである。";  
  :hasPart    :Ncr2.1.1.1, :Ncr2.1.1.2, :Ncr2.1.1.3,
```

:Ncr2.1.1.4, :Ncr2.1.1.4 別法 .
:isPartOf :Ncr2.1 .

3. 個別規定間の関係指示

a)NCR 内の参照指示の扱い

NCR 内の参照指示には、独立した参照指示と、規定文の中に埋め込まれて表現される指示とがある。前者は「(参照:#2.1.0.4 を見よ。)」といった指示であり、後者は「本タイトルは、情報源から#2.1.0.4~#2.1.0.4.4 に従って記録する。」のような記載である。いずれも RDF 化に際して、これらを抽出しプロパティ「:referredInstrct (参照先規定)」を用いて参照関係を記録する。なお、NCR では参照先は、条項番号またはその分割単位 (#2.1.1.2.2a など) をもって指示されている。

b)条項番号に沿った規定間関係の扱い

「#2.1 タイトル」、「#2.1.1 本タイトル」、「#2.1.1.1 記録の範囲・情報源」などの条項番号に沿った規定間関係を、「全体規定一部分規定」または「上位規定一下位規定」のいずれと見なすべきかという検討項目がある。いずれの場合も RDF の「クラス-サブクラス」とすることは適切ではないとした上で、以下の理由により、「全体一部分」と見なすことがより適切であると考えられる。

①「#2.1.0 通則」、「#2.1.0.1 記録の範囲」は、「#2.1.1 本タイトル」、「#2.1.2 並列タイトル」などに適用する「通則」、つまり前者は意味上では「上位規定」、後者が「下位規定」となるが、条項番号はこれを表現していない。

②「#2.1 タイトル」、「#2.1.1 本タイトル」、「#2.1.1.1 記録の範囲・情報源」などは、それ自体では実質的な規定内容を持たず、単に条項番号下位の規定群をまとめる位置づけにある。

本発表では、「全体一部分」関係を双方向に表現するプロパティとして「:hasPart」と「:isPartOf」を採用する。

c)単一の条項を分割した場合の規定間関係

条項番号が付与された単一の条項を複数の最小単位に分割した場合にも、「全体一部分」と捉え表現する。「#2.1.1.2.4」は条項全体に対応するクラスと 2 つの分割単位クラスとの計 3 つの規定クラスとし、相互の関係を指示する。

```
:Ncr2.1.1.2.4
  rdf:type :NcrInstruction ;
  :instrctNo "#2.1.1.2.4" ;
  rdfs:label "本タイトルー記録の方法ー併記された
    語句" ;
  :instrctFor
    <http://jla.or.jp/term/ncr2018/E200002> ;
  :hasPart :Ncr2.1.1.2.4-1, :Ncr2.1.1.2.4-2 ;
```

```
:isPartOf :Ncr2.1.1.2 .
:Ncr2.1.1.2.4-1
  rdf:type :NcrInstruction ;
  :instrctNo "#2.1.1.2.4" ;
  rdfs:label "本タイトルー記録の方法ー併記された
    語句" ;
  :instrctFor
    <http://jla.or.jp/term/ncr2018/E200002> ;
  :instruction "同義語による別の表現、原語形とその
    略語、外来語とその原語などが、タイトルに併
    記されている場合は、情報源での表示順序、..." ;
  :referredInstrct :Ncr2.1.9.1.1i, :Ncr2.1.9.2.2 ;
  :instrctAppExample "誰でもわかる!狂牛病対策
    マニュアル (異形タイトル: 誰でもわかる!BSE
    対策マニュアル) ", ... ;
  :isPartOf :Ncr2.1.1.2.4 .
```

d)別法の扱い

NCR では別法において本則と異なる規定部分を記号「*」を用いて明示している（それ以外の箇所は本則と同一）。こうした別法固有の部分と本則と同じ部分の両方から構成される規定の場合に、別法を最小単位に分割するときには、本則と異なる部分のみ別法を RDF データ化し、併せて当該別法の構成を示すデータを作成する。具体的には、i)別法の構成を示す規定クラスを作成する、ii)別法固有の部分のみの規定クラスとその定義データを作成する、iii)これらは双方向で参照できるように指示する、iv)本則と同一内容の規定部分は、本則の規定クラス URI を参照させる。加えて、別法に対応する本則の規定クラス、および本則と別法の相互に異なる部分は、その関係を記録する。

例えば、「#2.1.1.2.6 別法」は、別法固有部分のクラス「:Ncr2.1.1.2.6 別法-1」と、本則と共通する部分「:Ncr2.1.1.2.6-2」から構成される。

```
:Ncr2.1.1.2.6 別法
  rdf:type :NcrInstruction ;
  :instrctNo "#2.1.1.2.6 別法" ;
  rdfs:label "本タイトルー記録の方法ー複数の言
    語・文字種によるタイトル 別法" ;
  :instrctFor
    <http://jla.or.jp/term/ncr2018/E200002> ;
  :instrctType :Alternative ;
  :alternativeTo :Ncr2.1.1.2.6 ;
  :hasPart :Ncr2.1.1.2.6 別法-1, :Ncr2.1.1.2.6-2 ;
  :isPartOf :Ncr2.1.1.2 .

:Ncr2.1.1.2.6 別法-1
  rdf:type :NcrInstruction ;
  :instrctNo "#2.1.1.2.6 別法" ;
  rdfs:label "本タイトルー記録の方法ー複数の言
    語・文字種によるタイトル 別法" ;
  :instrctFor
    <http://jla.or.jp/term/ncr2018/E200002> ;
  :instrctType :Alternative ;
  :alternativeTo :Ncr2.1.1.2.6-1 ;
  :instruction "**情報源に複数の言語または文字種
```

によるタイトルがある場合は、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて本タイトルを選定する*。";

:isPartOf :Ncr2.1.1.2.6 別法 .

4. 個別規定からメタデータへの参照

NCR は個々の規定内で、当該規定に従い作成されたメタデータを例示として掲載している。個別規定の RDF データでは、これら例示はプロパティ「:instrectAppExample (例示)」により、リテラル値として記録される。

一方、例示に該当するメタデータが外部に参照可能なものとしてあれば、その URI を記録することができる。このときの参照先 URI はメタデータ (情報リソース) を表し、実体リソース (実世界オブジェクト) を指してはいない。

:Ncr2.1.1.2.3

```
rdf:type :NcrInstruction ;
:instrectNo "#2.1.1.2.3";
rdfs:label "本タイトル記録の方法ールビ";
:instrectFor
  <http://jla.or.jp/term/ncr2018/E200002>;
:instruction "情報源に表示されたタイトルに付記
  されたルビは、本タイトルに含めない。...";
:referredInstrect :Ncr2.1.9.1.1h, :Ncr2.1.9.2.1;
:isPartOf :Ncr2.1.1.2;
:instrectAppExample "青い思想 (情報源の表示:
  青い思想 (こころ)) ",
  ex:体現形メタデータ URI_1 ,
  ex:体現形メタデータ URI_2 .
```

情報リソースを参照先とすることで、同一実体インスタンスについても、特定の要素の扱いにおいて、異なる規定が適用されうること、そして異なる値が記録されうることを適切に扱える。すなわち、同一実体インスタンスに対して、要素値の異なるメタデータが作成されうることを適切に扱えることになる。また、情報リソース URI がメタデータの URI を指す場合に加えて、RDF トリプル群からなる RDF グラフ自体を指す場合を想定することができる。

5. メタデータから個別規定への参照

a) 個別規定への参照の記録法

4 とは逆に、メタデータを起点にして、当該メタデータに適用した NCR 個別規定を参照することを検討する。JLA 目録委員会が定めた NCR エレメント (プロパティ) は定義域に実体リソース (著作、体現形、個人など) を指定しており、そのため情報リソースであるメタデータ URI を主語とすることはできない。このため、foaf:primaryTopic を用いてメタデータ URI と実体リソース URI とをつなぐ。

```
@prefix ncr: <http://jla.or.jp/term/ncr2018/> .
ex:体現形メタデータ URI_1
  foaf:primaryTopic ex:体現形リソース URI_1 .
ex:体現形リソース URI_1
```

```
ncr:E200002 "タイトル1";
```

```
ncr:E200003 "タイトル2".
```

なお、主語リソースを実体リソース URI としたときには、逆向きのプロパティ foaf:isPrimaryTopicOf を用いて下記の構成となる。

```
ex:体現形リソース URI_1
  foaf:isPrimaryTopicOf
    ex:体現形メタデータ URI_1;
ncr:E200002 "タイトル1";
ncr:E200003 "タイトル2".
```

こうしたメタデータに対して、適用された NCR 個別規定を記録し参照できるようにするため、プロパティ「:appInstrect (適用規定)」、「:targetElement (対象要素)」、「:elementValue (要素値)」、「:appIndvInstrect (適用した個別規定)」を導入する。加えて、下記の選択肢がある。

a-1) 個別規定をメタデータの下に記録する

```
ex:体現形メタデータ URI_1
  foaf:primaryTopic ex:体現形リソース URI_1;
  :appInstrect [:targetElement ncr:E200002;
    :elementValue "タイトル1";
    :appIndvInstrect :NCR 個別規定 URI_1];
  :appInstrect [:targetElement ncr:E200003;
    :elementValue "タイトル2";
    :appIndvInstrect :NCR 個別規定 URI_2].
```

ex:体現形リソース URI_1

```
ncr:E200002 "タイトル1";
```

```
ncr:E200003 "タイトル2".
```

同様に、要素値として URI を取る場合の構成を示す。

```
ex:著作メタデータ URI_1
  foaf:primaryTopic ex:著作リソース URI_1;
  :appInstrect [:targetElement ncr:E200351;
    :elementValue ex:個人リソース URI_1;
    :appIndvInstrect :NCR 個別規定 URI_1];
  :appInstrect [:targetElement ncr:E200352;
    :elementValue ex:個人リソース URI_2;
    :appIndvInstrect :NCR 個別規定 URI_2].
```

ex:著作リソース URI_1

```
ncr:E200351 ex:個人リソース URI_1;
```

```
ncr:E200352 ex:個人リソース URI_2.
```

また、メタデータとしての RDF グラフを主語リソースとすることもできる。これは、Named Graph (名前付きグラフ) と呼ばれるものであり、TriG などを用いてシリアルライズすることができる。

a-2) 個別規定を実体リソースの下に記録する

```
ex:体現形メタデータ URI_1
  foaf:primaryTopic ex:体現形リソース URI_1 .
ex:体現形リソース URI_1
  ncr:E200002 "タイトル1";
```

```

ncr:E200002 [rdf:value "タイトル1";
              :appInstret :NCR 個別規定 URI_1];
ncr:E200003 "タイトル2";
ncr:E200003 [rdf:value "タイトル2";
              :appInstret :NCR 個別規定 URI_2].
ex:著作メタデータ URI_1
  foaf:primaryTopic ex:著作リソース URI_1.
ex:著作リソース URI_1
  ncr:E200351 ex:個人リソース URI_1;
  ncr:E200351 [rdf:value
                ex:個人リソース URI_1;
                :appInstret :NCR 個別規定 URI_1].

```

b) 採用した情報源の記録

メタデータにおいて適用した規定の URI を記録することに加えて、採用した情報源、情報源上での表示形なども含めて記録することが考えられる。ここでは、プロパティ「:sourceOfInfo (情報源)」を導入した。リテラル値または画像ファイル URL 等を記録する。

```

ex:体現形メタデータ URI_1
  foaf:primaryTopic ex:体現形リソース URI_1;
  :appInstret [:targetElement ncr:E200002;
               :elementValue "タイトル1";
               :sourceOfInfo "タイトル・ページ";
               :appIndvInstret :NCR 個別規定 URI_1].
ex:体現形リソース URI_1
  ncr:E200002 "タイトル1".

```

c) 他の語彙・スキーマによるメタデータにおける NCR 適用規定の記録

これまで取り上げたのは、すべて NCR 語彙の RDF 定義を採用したメタデータであった。それに対して、それ以外の語彙やスキーマを用いて作成されたメタデータにおいても、NCR2018 の規定群を適用して作成された事例であれば、適用された NCR の個別規定を記録する形で RDF データに変換することができる。例えば、国立国会図書館 (NDL) が NCR2018 を適用して MARC21 書誌・典拠レコードを作成している。そうした場面においても MARC21 レコードを RDF 形式データに変換したものに対しては、適用した NCR 個別規定を記録できる。そのためには、NCR エレメント等から他の語彙やスキーマへのマッピングが前提とされる。こうした「マッピング」は owl:equivalentProperty や owl:sameAs で指定されたものであっても、それら以外によるものであっても、矛盾しないと考えられる。下記は、MARC21 書誌レコードを RDF データに変換した上で、適用した NCR 個別規定を記録した場面を示している。

```

@prefix marc: <http://xx.yy.xx/marc21/bib/>.
ex:体現形メタデータ URI_1
  foaf:primaryTopic ex:体現形リソース URI_1;
  :appInstret [:targetElement marc:F245_a;

```

```

               :elementValue "タイトル1";
               :appIndvInstret :NCR 個別規定 URI_1];
  :appInstret [:targetElement marc:F245_b;
               :elementValue "タイトル2";
               :appIndvInstret :NCR 個別規定 URI_2].
ex:体現形リソース URI_1
  marc:F245_a "タイトル1";
  marc:F245_b "タイトル2".

```

6. NDL 適用細則の RDF データ化と NCR 記述規定との接続

NDL が NCR2018 を適用するための細則と関連する基準類を順次公開している³⁾。アクセス・ポイントの選択・形式基準以外は、基本的に NCR の個別条項に対して、i)「適用」・「非適用」を示すか、ii)独自の細則規定を定めている。前者 i)について、適用細則の RDF データにこうした指示を含めるか否かという選択肢がある。他方、ii)独自の適用細則を定めている場合には、NCR と同様、適用細則を最小分割単位に揃えた上で規定クラスとした。下記事例は、3つの最小単位に分割した例である。

```

@prefix ndlp: <http://xx.yy.zz/ncr2018-NDLpolicy/>.
ndlp:Ncr2.1.1.1.1
  rdf:type ndlp:NDLpolicyForNcrInstruction;
  :instretNo "#2.1.1.1.1";
  rdfs:label "本タイトル録の範囲";
  :instretFor
    <http://jla.or.jp/term/ncr2018/E200002>;
  ndlp:policy "NDL 適用細則独自規定";
  :hasPart ndlp:Ncr2.1.1.1.1-1,
            ndlp:Ncr2.1.1.1.1-2, ndlp:Ncr2.1.1.1.1-3.
ndlp:Ncr2.1.1.1.1-2
  rdf:type ndlp:NDLpolicyForNcrInstruction;
  :instretNo "#2.1.1.1.1";
  rdfs:label "本タイトル録の範囲";
  :instretFor
    <http://jla.or.jp/term/ncr2018/E200002>;
  ndlp:policy "NDL 適用細則独自規定";
  :instruction "包括的記述によって記録する複数巻
                単行資料または更新資料の場合は、記述対象全
                体を通じて共通する固有の名称を本タイトルと
                して扱う。";
  :isPartOf ndlp:Ncr2.1.1.1.1.

```

引用文献

- 1) 谷口祥一. NCR2018 と RDA の記述規則の RDF データ化. 第 68 回日本図書館情報学会研究大会発表論文集. 2020, p.41-44.
- 2) 日本図書館協会目録委員会. NCR2018 年版エレメント・語彙等データ提供. 2020.
<https://www.jla.or.jp/Portals/0/term/iinkai/mokuroku/ncr2018/tabid/795/Default.aspx>
- 3) 国立国会図書館. 日本目録規則適用細則類一覧. 2019-.
https://www.ndl.go.jp/jp/term/catstandards/ncr_regulations/index.html

日本の ISBN が付与された本のうち国立国会図書館で検索できない本

安形輝(亜細亜大学) agata@asia-u.ac.jp

【抄録】 国立国会図書館は納本図書館として日本の出版物が納本されているため、所蔵調査はこの書誌データを基盤として行うことが多い。一方で納本されているにも関わらず ISBN が未登録の書誌データが一定程度存在する。国立国会図書館以外に複数の情報源からできるだけ多くの ISBN を収集し、国立国会図書館で未登録の ISBN を集計した。出版年が 1980 年代の資料は登録が少ないこと、分類で登録率に差があること、登録が少ない出版者があることを明らかにした。

1. はじめに

1.1 背景と目的

日本の出版物を対象とした所蔵調査を行う場合、納本図書館としての国立国会図書館の書誌データを基盤とし、ISBN をキーとすることが多い。一方で、国立国会図書館に関する従来の調査¹⁾では納本率は約 9 割とされており、残りの 1 割は「カレンダー、手帳、家計簿といった納入対象外のデータも含まれている」とある。一方で、発表者が行ってきた所蔵調査等²⁾において、納本されていても逐次刊行物扱いとなっている等の理由から、ISBN が登録されておらず、検索できない書誌データが一定程度あることを経験してきた。つまり納本されているか否かだけでなく、ISBN が登録されているか否かについて、分析は行われてきていない。そこで、本調査では、日本の ISBN を付与された資料が一定程度以上の規模で登録された複数の公開された情報源を用い、できるだけ多くの ISBN を把握した上で、国立国会図書館の未納本・未登録本を特定するとともに、どのような資料がそのような状態になりやすいかの分析を行うことを目的とした。

1.2 ISBN とは

ISBN とは International Standard Book Number(国際標準図書番号)の略で 1966 年にイギリスで開発され、1970 年に国際標準化機構(ISO)で採用され(ISO 2108)、日本では 1981 年からこの仕組みに参加し書籍に ISBN を付与することとなった(JIS X 0305)。ISBN は書籍の国際的な識別子として、他の識別子と比較して対象に網羅的に付与され、流通の現場において使われて成功している識別子と言える。

現在の ISBN は接頭記号、グループ記号、出版者記号、書名記号、チェックディジットの 5 つの部分から構成される。

2006 年までは ISBN は 10 桁の ISBN-10 として

用いられてきたが、一部のグループ記号で ISBN 空間の枯渇が予想されたため、2007 年 1 月 1 日以降 13 桁の ISBN-13 が採用されることとなった。ISBN-10 と ISBN-13 では ISBN の妥当性検証のためのチェックディジットの計算方法が異なるが、ISBN-10 から ISBN-13 を機械的に変換することができる。

今回の調査においては、ISBN-10 と ISBN-13 が混在すると同じ資料を別のものと識別する恐れがあったため、ISBN-13 に全て変換し、グループ記号、出版者記号、チェックディジットを用いた。グループ記号は出版物の出版された国、地域、言語圏を表し、日本の場合には「4」となる。

2. データの収集と集計

2.1 データ収集方法

国立国会図書館を始めとして諸外国の国立図書館などの各種の公開されている情報源からできるだけ多くの ISBN 群を収集した。OAI-PMH 経由でフランス国立図書館(BNF)のデータもアクセスできるが 2018 年以降のデータ登録がなかったため、今回の情報源からは外している。

A) 国立国会図書館(National Diet Library)のデータ収集

国立国会図書館サーチのハーベスティング API(OAI-PMH)を用いて 2020 年 12 月 31 日までの日付で DC-NDL 形式の書誌データの収集を行った。

B) 米国議会図書館(Library of Congress)のデータ収集

2016 年までの書誌データについては Catalog Distribution Service³⁾から MARC-21 の XML 形式でダウンロードした。また、それ以降については議会図書館が提供する Z39.50 から出版年ごとに DDC の 000 から 999 まで検索することで入手した。

C) 英国図書館(British Library)のデータ収集

英国図書館の書誌データについては、定期的に更新される Free dataset downloads⁴⁾からダウンロード

ドできる。2021 年 1 月版の LOD/RDF 形式のデータを入手した。

D) ドイツ国立図書館

(Deutsche Nationalbibliothek)のデータ収集
ドイツ国立図書館の書誌データについては定期的に Metadata Services の Full copies⁵⁾に更新されたデータが公開されている。今回は 2021 年 2 月版の MARC-21 の XML 形式のデータセットをダウンロードし入手した。

E) CiNii Books のデータ収集

CiNii Books は国立情報学研究所が運営する大学図書館を中心とした総合目録データベースである。2019 年 3 月 31 日時点の CiNii Books の書誌データが RDF 形式のオープンデータ⁶⁾として公開されているため、ダウンロードして入手した。

F) OpenBD のデータ収集

OpenBD⁷⁾は版元ドットコムが中心となって提供している出版者側の書誌情報や書影を提供するサービスである。OpenBD の API を利用して 2021 年 3 月 21 日にその時点の全書誌データを取得した。

G) Wikipedia 日本語版のデータ収集

Wikipedia には著者や作品の紹介の中で ISBN が挙げられていることが多いため、2021 年 3 月 1 日版のダンプデータを情報源として用いた⁸⁾。ISBN 抽出処理としては文字列「ISBN」が出現する行において有効な ISBN 文字列を検索することでを行った。

H) VIAF のデータ収集

VIAF は OCLC によって管理運営されている各国の国立図書館等の著者典拠ファイルを統合したバーチャル国際典拠ファイルである。VIAFCluster として公開されているオープンデータの中に著者ごとに作品の ISBN が登録されているものがあるため、ISBN の情報源の一つとして用いた。

2.2 集計方法

集計を行うために以下の処理を行った。

A) ISBN の検証と ISBN-13 への変換

データベースに登録するさいに Commons Validator 1.7⁹⁾の ISBNValidator を用いて ISBN のチェックディジットに基づく妥当性の検証を行うと同時に ISBN-13 への変換を行った。

B) 出版者記号の識別

登録された ISBN-13 から ISBN Hyphen

Appender¹⁰⁾の 2017 年 11 月 01 日版を用いて出版者記号を識別した。出版者名は情報源によって揺れがあり(日本語名、英語名等)、出版者名が変わる場合もあるため、出版者記号を採用した。出版者記号を用いることによって複数の出版者記号を持つ出版者を統合的に識別することが難しくなるが、適宜日本図書コード管理センターの「登録出版者の照会¹¹⁾」を参照し、確認した。

3. 調査結果

3.1 基本統計

各種情報源からの ISBN を統合し最終的に 26,317,234 件の ISBN 集合を得た。それぞれの情報源で得られるデータ項目(出版年や NDC)に違いがあり、それらをまとめたものを表 1 に示す。

データベースに登録するさいに ISBN の妥当性の検証を行った。有効でない ISBN が各種の国立図書館に登録されていたことから、書誌データの登録時に妥当性の検証は必ずしも行われていないことがわかる。米国議会図書館の ISBN には不定形な情報が付与されていることが多いためか、ISBN の検証で有効ではないと判別されるものが多かった。

表 1 各種情報源の基本情報

情報源	収録ISBN	日本の ISBN	不正な ISBN (延べ数)	割合 (延べ数)	出版年	NDC
国立国会図書館	3,473,233	2,724,003	3,501	0.10%	○	○
米国議会図書館	5,805,956	66,494	759,028	11.11%	○	×
英国図書館	4,027,875	2,963	3,486	0.07%	○	×
ドイツ国立図書館	6,151,627	7,830	1,342	0.01%	○	×
CiNii Books	5,634,684	1,814,667			○	○
OpenBD	1,489,923	1,275,475			○	○
VIAFCluster	16,398,594	1,311,114			×	×
Wikipedia	441,259	329,433			×	×

今回の情報源の中で VIAF が最も多く ISBN の登録がされている情報源であった。国立国会図書館以外では CiNii Books に日本の ISBN の登録が多くあり、VIAF が 2 番めに多い情報源であった。

表 2 国立国会図書館での登録の有無

	日本の ISBN数	割合
登録あり	2,724,003	89.0%
登録なし	336855	11.0%
計	3,060,858	100.0%

3.2 国立国会図書館での日本の ISBN の登録率

各種情報源から得られた ISBN 群のうち、日本の異なり ISBN 群、3,060,858 件について国立国会図書館での登録の有無を表 2 に示す。

3.3 出版年別の未登録率

出版年がわかる情報源から得られた ISBN 群について出版年ごとに未登録率のデータの割合の推移を集計し、図 1 に示した。

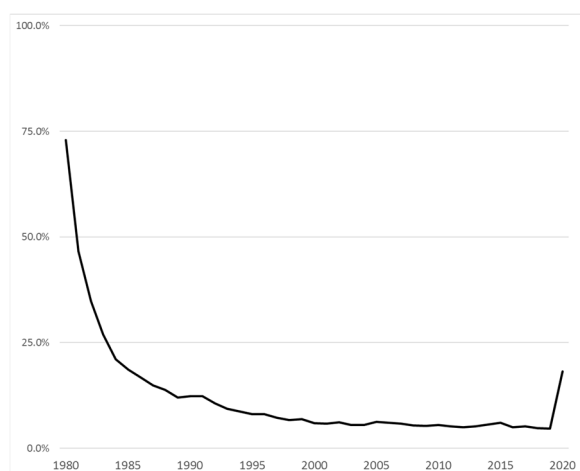


図1 出版年別の未登録率

日本で ISBN が使われ始めた 1980 年代は未登録のタイトルが多かったが 1990 年代になると徐々にきちんと登録されるようになってきたことがわかる。2020 年の資料についてはまだ登録がされていないものがあるため、未登録率が高くなっている。

表 3 NDC 類別の未登録率

NDC1桁	件数	未登録数	割合
0 総記	73,558	12,534	17.0%
1 哲学	132,475	10,751	8.1%
2 歴史	211,395	14,684	6.9%
3 社会科学	502,849	58,964	11.7%
4 自然科学	243,417	27,557	11.3%
5 技術	224,901	21,031	9.4%
6 産業	104,026	11,297	10.9%
7 芸術	548,549	42,325	7.7%
8 言語	67,840	11,539	17.0%
9 文学	472,132	30,501	6.5%
計	2,581,142	241,183	9.3%

3.4 分類別の未登録率

今回対象とした情報源で NDC を付与しているのは国立国会図書館以外に、CiNii Books、OpenBD

がある。それらを対象として、分類別の未登録率を集計したものを表 3 に示す。

NDC 類別では 0 類(総記)と 8 類(言語)が未登録率が高いことがわかる。一方で 9 類(文学)については未登録のものが少ない。

3.5 出版者別の未登録率

ISBN における出版者記号において、今回のデータベース中に(ある程度出版物を刊行している出版者に限定するため)1,000 件以上登録があり、国立国会図書館に ISBN が未登録の割合が高い、上位 10 位までの出版者を集計したものを表 4 に示す。

表 4 国会図書館に未登録資料が多い出版者

出版者記号	出版者	ISBN 未登録	ISBN 件数	未登録率
290	教英出版	2,164	2,165	99.95%
8350	不二出版	2,348	3,340	70.12%
541	農林統計協会	2,527	3,687	68.53%
402	新興出版社啓林館	1,084	1,598	67.83%
501	東京電機大学出版局	1,693	2,965	57.10%
8223	日本統計協会	2,168	3,839	56.46%
7601	柏書房	2,264	4,417	50.93%
305	笠間書院	1,087	2,223	48.90%
431	シュプリンガー・ジャパン	1,744	3,656	46.34%
8065	経済産業調査会	753	1,665	45.23%

各出版者の登録率が低い理由は様々だと推測される。問題集などの消費される学習参考書類でちゃんと納本されていない、逐次刊行物扱いになっている、1980 年代の出版物の登録率が低いなどが考えられる。

出版者記号 290 として「教英出版」の登録してある資料は 1 件である。この出版者は他の記号も利用しているが国立国会図書館オンラインで出版者名で全部で 5 件しか検索できない。納本がきちんとできていない出版者と言える。

出版者が「シュプリンガー・ジャパン」の資料はドイツ国立図書館に Springer という出版者名で登録がある一方で、国立国会図書館で登録がなかったものであり、多数あった。未登録の資料を調べたところ、名前から日本人と思われる研究者が専門書を電子書籍として出版したものであった。電子書籍ということで納本制度ではなく、オンライン資料収集制度の対象という指摘はできる。ただ、日本の科学研究費助成事業などの研究助成も投下されていると思われる研究成果に基づく専門書であり、これらの収集保存について検討が必要だと考える。

また、今回のデータベースに 1,000 件以上の登録があり、未登録率が 0.0%つまり、すべて国立国会図

書館への登録があった出版者を表 5 に示す。

表 5 国会図書館に全資料の登録があった出版者

出版者 記号	出版者	ISBN 未登録	ISBN 件数	未登録率
8335	ハーバーコリンズ・ ジャパン	0	7,487	0.00%
7765	日本文学館	0	3,603	0.00%
8018	晋遊舎	0	1,508	0.00%

これらの出版者は納本をきちんとしているといえる。一方で、今回用いた他の情報源への登録があまりなされない出版者という可能性は否定できない。例えば、最も多いハーバーコリンズ・ジャパンはハーレクインシリーズが代表的な出版者であり、CiNii Books などの情報源への登録は少ないと推測される。

3.6 国立国会図書館 ISBN で検索できないもの

国立国会図書館で日本のグループ記号が付与されているが、ISBN の登録がなかった資料について 100 件無作為抽出し、発表者自身が国会図書館オンライン、CiNii Books、Google などを用いてどのような状況で登録がないのかを調査した。結果として以下のような原因で登録がないものがあつた。

- 納本されていないもの (32 件)
- 逐次刊行物扱いになっているもの (25 件)

これはアクセシビリティの観点から問題がある資料群である。ISBN で検索できないばかりか、実際にはどのような形で登録されているかがわかっていないとほぼ検索できない資料群となってしまう。一般的な書籍であれば副題や著者名から検索ができるが、逐次刊行物扱いとなった時点で原則的にはタイトルからの検索しかできなくなる。この扱いを理解していない利用者にとっては非常にアクセスしにくい状態となっていると指摘できる。

- ISBN が登録されていないもの (23 件)

納本はされているが、1980 年頃から付与され始めた ISBN について初期の書誌データについて登録されていないものが多い。

- ISBN が付与されているが本でないもの (6 件)

猫のカレンダーのように書店で販売されるために便宜上、ISBN が付与されたものがあり、これらは納本を受け付けることに疑問がある。

- 海外の出版者の日本人著者の資料 (2 件)

無作為抽出した資料中、海外の出版者、例えば Elsevier から出版された専門書があつた。これは Springer の問題と同じだと思われる。

- その他

上記のカテゴリ以外に他にオンデマンド版の出版物 (2 件)、新しい本で国立国会図書館への登録がまだのもの (10 件) があつた。

これ以外に前述の ISBN が誤って登録されている資料群がある。

- 誤って登録されているもの

ISBN のチェックディジットで確認すると誤って登録されているものがある。3,501 件 (0.097%) と数は少ないがこのような資料群については正しい ISBN に更新すべきだと思われる。

4 まとめ

各種の情報源で取得した日本のグループ記号が付与された ISBN 群について国立国会図書館での登録があるかを調査した。出版年が 1980 年代の資料は登録が少ないこと、分類ごとに登録率に差があること、登録が少ない出版者があることなどを明らかにした。

国立国会図書館は納本図書館として未納本の資料群がどのようなものであるのかを把握することは重要であるが、一方で、今回の調査からは納本されているが検索しにくいものがあることが明らかとなった。これらの資料は書誌データの整備をすれば利用しやすくなるため、更新を期待したい。

【注・参考文献】

各種情報源のオープンデータの URL は長く分量があるため、サイトトップへのリンクを掲載している。

- 1) 国立国会図書館収集部. “国内出版をどのくらい納入しているの？納入率調査結果から”. 国立国会図書館月報, No. 566, 2008, p. 10-12.
- 2) 安形輝. 日本の大学図書館におけるマンガの所蔵状況. 図書館雑誌. vol.111, no.11 p.722-725, 2017.
- 3) 米国議会図書館. <https://www.loc.gov/>
- 4) 英国図書館. <https://www.bl.uk/>
- 5) ドイツ国立図書館. <https://www.dnb.de/>
- 6) CiNii Books. <https://ci.nii.ac.jp/books/>
- 7) OpenBD. <https://openbd.jp/>
- 8) Wikipedia. <https://dumps.wikimedia.org/jawiki/>
- 9) Commons Validator. <https://commons.apache.org/proper/commons-validator/>
- 10) ISBN Hyphen Appender. <https://sourceforge.net/projects/isbnhyphenappender/>
- 11) 登録出版者の照会 https://isbn.jpo.or.jp/index.php/fix_ref_pub/

第 2 会場
(E302 教室)

高等学校情報科教員は学校図書館活用を どのように考えているか

中園 長新[†]

[†] 麗澤大学

[†] nnakazon@reitaku-u.ac.jp

高等学校情報科と学校図書館の接点を検討するため、情報科教員に対する意識調査を通して、情報教育における学校図書館活用の現状ならびに活用推進に向けた方向性を検討した。アンケート調査の結果、情報教育における学校図書館活用推進のためには、情報教育の側面から学校図書館の有用性を明らかにし、活用を積極的に模索しようとする教員の意識面の変革ならびに、学校図書館の設備面から利便性を高めていくことの2つのアプローチが必要であることが見出された。

1 はじめに

情報社会の進展に伴い、学校教育においても情報教育の重要性が高まっているが、学校現場において伝統的に情報を扱ってきた施設として、学校図書館がある。情報を扱う施設としての学校図書館は、情報教育での活用ができると期待される。

学校教育における情報教育の要である高等学校情報科においても、『学習指導要領解説（平成30年告示）解説 情報編』の中で情報教育実践について「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図ることも大切」や「書籍やデジタルメディアなどの情報と情報手段を合わせて利用できるようにした学校図書館を、学習情報センターとして生徒の主体的な学習活動に役立てていけるように整備を図り活用していくことが必要」との記述が見られ、学校図書館を情報教育の文脈の中で活用することが示唆されている¹。しかしながら、情報教育の実践事例においては、コンピュータ等のICT活用が主となっており、学校図書館が十分に活用されていない現状があるように感じられる。

本研究では、高等学校情報科と学校図書館の接点を検討するため、高等学校情報科教員が学校図書館活用をどのように考えているか調査することを通して、情報教育における学校図書館活用の現状ならびに活用推進に向けた方向性を検討することを目的とする。

2 アンケート調査の概要

2.1 調査の方法等

本研究の目的を達成するため、アンケート調査を実施した。調査時期がコロナ禍であったこと

や、回答者の負担軽減を考慮し、Web フォーム（Google フォーム）を用いたオンラインアンケートとして実施した。調査対象者は高等学校（中等教育学校後期課程を含む、以下同じ）の情報科教員である。調査は2021年2月から3月の期間で実施した。

アンケートの実施に際しては、関東圏の2つの都道府県における高等学校・中等教育学校全626校に郵送にて協力依頼を送付した他、調査者のSNSで関係者にアナウンスを行った。その結果、本アンケートは43件の回答を得た²。広報方法の都合により回答者が関東圏に偏っている点や、回答数が十分とはいえない点は今後の課題である。

2.2 調査の項目

本調査では、最初に回答者の属性（雇用形態、勤務年数、情報科教員としての経験年数等）や所属校の属性（公私立等の種別、校種、所在都道府県等）を収集した後、学校図書館の状況について問う設問を3問、学校図書館活用に関する設問を6問設定した。なお、学校図書館活用について、すでに情報科で活用経験があると回答した場合は、活用事例を問う設問を2問追加するように設定した。

本稿では紙幅の都合から、これらの調査項目から、情報科における学校図書館の実態ならびに、学校図書館活用に対する意識を問うたものを中心に取り上げ、高等学校情報科教員の学校図書館活用に対する意識を明らかにすることを試みた。

3 調査結果

ここでは、アンケート調査結果からいくつかの設問を取り上げ、その回答結果を整理する。

3.1 情報科における学校図書館活用の実態

「あなたの学校では、情報科の授業で学校図書館を活用したことがありますか。」という設問に対しては、「ある」12件、「ない」31件という結果が得られた（無回答0件）。情報科の授業における学校図書館の活用は、28%程度の学校で実施されていることがわかる。

活用した／活用していない理由を自由記述で回答してもらい、それらの回答を内容が似たもの同士でグルーピングを行った。この作業の結果、活用した理由については次のような回答群が見出された（各行末の括弧内数字は該当回答数を示す。なお、自由記述であるため、1件の回答に複数の理由が回答されていた場合は、それぞれの回答を別々にカウントしている。以下同じ）。

- 具体的な活用事例があった (7)
- 学校図書館活用を目指す教員の意識 (2)
- 教材研究で活用 (1)
- その他（図書館の建築を教材として活用） (1)

なお、具体的な活用事例については、調べ学習や問題解決学習が3件、データベース実習が3件、情報の分析が1件であった。

一方で、活用しなかった理由としては次のような回答群が見出された。

- 活用場面が設定できない、カリキュラムに含まれていない (6)
- 学校図書館活用の必要性を感じない (5)
- パソコンやインターネットで事足りる (4)
- 教室移動が困難 (2)
- 学校図書館の蔵書不足 (2)
- 他教科等で実践している (2)
- その他（生徒の管理が困難、必要な書籍はコンピュータ室で管理している、等） (3)

また、「あなた自身が担当する情報科の授業において、学校図書館を今後どの程度活用したいと考えていますか。」という設問を設定した。本設問は「現実的に実現可能かどうかを考えずに、ご自身が理想と考える頻度をご回答ください。」という注を付し、教員自身の「理想」を主観的に回答してもらうようにした。

本設問に対しては、「これまで以上に活用頻度を増やしたい」15件、「これまでと同程度の頻度で活用したい」23件、「これまでよりも活用頻度

を減らしたい」3件という結果になった（無回答2件）。約35%の教員が、学校図書館のさらなる活用を望んでおり、現在の活用状況が教員の理想状態よりも低い状態であることが読み取れる。

さらに、「情報科の授業で学校図書館を活用する場合、活用を阻害する要因があるとすればどのようなことが考えられるか、ご回答ください。」という設問に回答してもらい、それらの回答を内容が似たもの同士でグルーピングを行った。作業の結果、活用の阻害要因については次のような回答群が見出された。

- 蔵書やその整備予算の不足 (7)
- 情報科の授業時間（単位数）不足 (4)
- コンピュータ教室と学校図書館が物理的に離れている (4)
- 教員自身が学校図書館活用のイメージを持っていない (3)
- 学校図書館活用の意義が理解されていない (3)
- 生徒が騒ぐ等の問題 (3)
- 他教科との施設利用調整が困難 (2)
- 館内が狭く、生徒が入らない (2)
- 司書教諭が協力的でない (1)
- そもそも活用すべき要因がない (1)

4 調査結果の考察

4.1 学校図書館活用に対する理想と現実

アンケート調査の結果から、高等学校情報科教員は、授業において学校図書館を活用したことがある教員もいるものの、3割に満たない数であり、十分な活用が行われていないことが明らかになった。一方で、学校図書館をこれまで以上に活用したいと考える教員は約35%存在し、学校図書館の活用に対して前向きな姿勢が感じられる。これらの結果から、「情報科の授業で学校図書館を活用したいが、実現できていない」という教員が一定数いることが示唆された。

4.2 学校図書館活用に対する教員の意識

アンケート調査の自由記述からは、情報科教員が学校図書館に対して抱いている意識を確認することができる。その中には、学校図書館活用に前向きになれない状況も含まれていた。学校図書館を活用しなかった理由の中からは、情報科の授業で学校図書館を活用するという発想そのものがな

かったという教員の姿が見られる。また、活用の阻害要因を問う設問への回答からは、教員自身が学校図書館活用のイメージを持っていない、情報科がコンピュータの授業だと思われていて学校図書館活用の意義が理解されていないといった意見が見られた。

これらの背景には、情報教育に対する正しい認識の欠如があると考えられる。情報教育とは本来、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」を三観点とする「情報活用能力」の育成を目指す教育である³。しかしながら実際は、ワープロや表計算ソフトの使い方を学ぶコンピュータスキル学習に留まっている実践も散見され、情報教育の本質が十分に理解されていない現状がある。「情報科＝コンピュータ学習」という意識では、学校図書館の活用ができないのは当然の流れであり、学校図書館を情報教育で活用するためには、情報教育に対する意識そのものを変革する必要がある。

4.3 学校図書館の設備面の課題

教員の意識からは、学校図書館という施設が抱える設備面の課題が、情報教育を制限している実態が示唆された。アンケート回答からは、コンピュータ教室と学校図書館が物理的に離れていることを問題視する意見や、館内が狭いという意見、蔵書が不足しているという意見等が見られた。教室間の物理的距離については、移動に時間がかかったり、他のクラスへの騒音問題等が発生するため、1コマの授業内で複数の施設を併用するような実践を困難にする。一方で、学校図書館が狭いと、1コマの授業すべて（すなわちクラスの生徒全員の学習）を学校図書館で実践するということが難しい。

こうした設備面の実態については、学校ごとの差が大きいと考えられる。そのため、それぞれの回答者の所属校に固有の問題である可能性もあるが、しかし、そのような問題がアンケート結果に一定数見られたことは、学校図書館を取り巻く全体的な傾向として検討する価値があると考えられる。

近年では先進的な設備を持つ学校を中心に、学校図書館とコンピュータ室等を一体化した「メディアセンター」としての整備も見られるようになってきた。しかし、そうした施設整備には費用もかかり、すべての学校で実現できるわけではない。そのため当面の対応としては、施設の現状を受け

入れた上で、その制約の中でどのような実践が可能であるか検討することが必要であろう。

5 学校図書館活用に向けた検討

5.1 アプローチの方向性

本研究における調査から、情報教育における学校図書館活用推進のためには、次の2つのアプローチが必要であることが見出された。

- 情報教育の側面から学校図書館の有用性を明らかにし、活用を積極的に模索しようとする教員の意識面の変革
- 学校図書館の設備面から利便性を高めていくこと

5.2 教員の意識面の変革

学校図書館活用に対する教員の意識を変革するためには、情報教育に対する意識の変容と、学校図書館に対する意識の変容がともに必要であると考えられる。

まず、情報教育に対する意識については、情報教育がワープロや表計算ソフトの使い方といったスキル学習に矮小化されている状況を改善していく必要がある。「情報教育は情報活用能力を育成する教育である」という認識に立てば、コンピュータをはじめとしたICTを活用することに加えて、学校図書館等で様々な情報を扱っていくことの意義が見出せると考えられる。

次に、学校図書館に対する意識については、学校図書館を単なる読書の間、調べ学習の間としてだけでなく、様々な学習に活用できる場であるという意識を持つことが必要になる。筆者はこれまでの研究において、高等学校情報科で学校図書館を活用するためのモデルカリキュラムを試作し、より実践的なものになるよう検討を続けているところである⁴。このような、情報教育において学校図書館が活用できる具体的なカリキュラムあるいは指導案、授業実践事例等が整理され、広く公開されることにより、教員の意識変容につながるものと期待される。

5.3 学校図書館の設備面の利便性

1つめのアプローチは意識というソフト面の変革を目指すものであったが、2つめのアプローチは施設というハード面の変革を目指すものである。現代日本の学校教育を取り巻く予算状況を考えると、ハード面の変革は困難が予想される。

たとえば、学校図書館の立地を改善するためには、校内において学校図書館の位置を変更することが必要になる。しかしながら一般に、校内の施設移動は他の施設との兼ね合いもあり、簡単ではない。仮に移動が可能になったとしても、その作業を実現するための予算確保も難しいことが予想される。蔵書数の不足を解消する場合も、その予算確保は簡単ではない。

そのため設備面においては、今後の学校設備改善の中で学校図書館の利便性も追求していくことを目指しつつ、当面の対応としては、現状の施設のままでどのような活用が可能であるか検討することが必要である。具体的なアイデアは学校ごとに異なると考えられるが、たとえば、コンピュータ室・学校図書館・普通教室に生徒を分散させて活動できるような授業実践を検討したり、今後普及が期待されるデジタルライブラリを活用したりすること等が考えられる。いずれのアイデアについても本稿の段階では具体性を持っていないが、今後の研究において学校現場の実践事例等を収集し、具体的な提案を行っていく予定である。

6 おわりに

本研究では、高等学校の情報科教員を対象に Web フォームを用いたアンケート調査を実施し、情報教育（高等学校情報科の授業）における学校図書館活用について、教員が持っている意識等について調査を行った。

アンケート調査の結果、情報科の授業で学校図書館を活用したことがあるとした回答は 12 件（約 28%）に留まり、活用が進んでいない実態が明らかになった。情報科教員からは、学校図書館の活用に教育的意義を見出すことができないという主旨の意見や、学校図書館の設備が不十分（使いにくい等）といった意見が寄せられた。一方で、調べ学習をはじめとした学習における活用を模索する意見や、問題解決や情報の分析等を通して学校図書館に積極的にアプローチしようとする意見等もみられ、教員間の温度差が感じられる。学校図書館活用の阻害要因を尋ねる設問（自由記述回答）から、情報教育における学校図書館活用推進のためには、情報教育の側面から学校図書館の有用性を明らかにし、活用を積極的に模索しようとする教員の意識面の変革ならびに、学校図書館の設備面から利便性を高めていくことの 2 つのアプローチ

が必要であることが見出された。

今後はアンケート結果と既存の学校図書館活用実践事例とを組み合わせ、情報教育における学校図書館活用推進の阻害要因と、それを解決するための具体的方策について、さらに検討を進める予定である。アンケートで得られた実践事例については、実践を行った教員へのインタビュー調査等を実施し、より多くの教員がその実践を参考にできるよう、要点を抽出したり、一般化を図ったりすることを目指していく。また、情報科と図書館の接点を論じた先行研究⁵や、既存の学校図書館研究⁶等を援用し、学校図書館の観点からも情報教育との接点を検討することが必要である。

謝辞

本研究は、日本図書館情報学会 2020 年度研究助成を受けたものである。また、情報教育に関する部分については、JSPS 科研費 JP17K14048 の助成を受けた成果を含んでいる。

注

- 1) 文部科学省.『学習指導要領（平成 30 年告示）解説 情報編』開隆堂, 2019, 265p. 引用は p. 15
- 2) 回答実数は 45 件であったが、回答内容から明らかに重複回答と判断できるものが 2 件あったため、有効回答数を 43 件とした。
- 3) 文部科学省.『教育の情報化に関する手引：追補版（令和 2 年 6 月）』
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html（2021-04-14 確認）
- 4) 中園長新.「高等学校情報科で学校図書館を活用するためのモデルカリキュラムの試作」『情報処理学会研究報告 コンピュータと教育（CE）』Vol. 2021-CE-159, No. 26, 2021, pp. 1-8.
- 5) 小野永貴.「教科「情報」と図書館」（CA1832）『カレントアウェアネス』No. 321, 2014, pp. 22-27.
- 6) 今井福司.「2010 年代の学校図書館に関する日本国内の研究動向：研究の多様化と学校図書館を取り巻く状況の変化を踏まえて」（CA1985）『カレントアウェアネス』No. 345, 2020, pp. 23-30.

日本における国際バカロレア認定校の図書館の実態

高松美紀[†]

[†] 東京都立狛江高等学校

miki.takamatsu2@gmail.com

抄録

本研究では、国内の国際バカロレア認定校の学校図書館を調査し、その実態を明らかにすることを通して、日本の学校教育法に基づく「一条校」の学校図書館の探究学習に関する課題を検討する。質問紙調査の結果、一条校において、探究学習支援のサービスはインターナショナルスクールとは異なる傾向があること、国際バカロレア導入が図書館の改革をもたらしたこと、オンラインリソースの充実、学校組織内の位置づけや教員との協働が課題として明らかになった。

1. はじめに

近年日本では、学校教育法第1条で定義された、いわゆる「一条校」において、国際バカロレア (International Baccalaureate, 以下「IB」) の導入が急激に進んでいる。

IB では探究学習 (Inquiry-Based Learning) を重要な理念とし、2018年に“*Ideal libraries*”¹⁾を出版するなど、学校図書館の役割をより重視する傾向にある。一方で、日本国内では学校図書館の学習における役割が明示されながら、十分に発展していないという報告がある (例えば、松田、今福、金 2008)²⁾。したがって、IBの学校図書館の検討によって、21世紀の学びやグローバルスタンダードに対応するための示唆が得られると考える。しかし、IB校の図書館の実態は未だ十分には報告されていない。

本研究の目的は、国内のIB認定校の学校図書館の実態を明らかにし、一条校、つまり日本の一般の学校における学校図書館の探究学習に関する課題と示唆を検討することである。

2. 国際バカロレアの概要と先行研究

IBは、1968年に欧州のインターナショナルスクール (以下「インター校」) を中心に発足した国際バカロレア機構による国際的な教育プログラムであり、最新の教育理念を取り入れながら発展してきた。現在は158以上の国・地域において約5,000校まで増加し³⁾、アメリカやア

ジアでは公立高校での導入が進んでいる。

日本国内では、カリキュラムの相違、公式言語 (英語・仏語・西語) の問題から、インター校と一部の私立のみで導入されてきた。しかし、グローバル教育のモデルとして、また教育改革との親和性などから、政府は2010年代に積極的な推進策を進めた。特に科目の一部を日本語で実施可能にする「デュアルランゲージ・ディプロマ」が開発・導入された結果、一条校で急激に増加している。IBのプログラムは表1に示す通り4つあり、2021年3月30日現在、日本の認定校数は130である⁴⁾。

表1 国際バカロレアのプログラムと認定校数

PYP	Primary Years Programme	3～12歳対象
MYP	Middle Years Programme	11～16歳対象
DP	Diploma Programme	16～19歳対象
	*国際的に認められる大学入学資格	
CP	Career Programme	16～19歳対象
	*キャリア教育・職業教育に関連	

国内のIBの図書館に関する研究は、まだ端緒についたばかりであるが、日本の学校図書館との差異については、小野 (2015) がIBDPの候補校申請の評価項目と日本の高等学校の学校図書館法第3条および高等学校設置基準第15条の規定を比較し、IBの質問項目にオンライン情報資源の購読数が入れている点などを指摘している⁵⁾。高松 (2020a, 2020b) は、IBの公式文書や国内外のIB校訪問から、IB校の図書館の特徴として、探究学習への対応、オン

ラインリソースを前提とした学習、多文化教育要素を中心に報告した⁶⁾。しかしながら、報告者が訪問で聞き取った限り、国内の一条校 IB の図書館の実態には差があり、十分に対応できていないという声もあった。

したがって、国内の IB 校の図書館を調査し、インター校との比較や IB 校申請時の変革の検討から、日本の一条校の学校図書館の実態を具体的に把握し、課題を検討する必要がある。

3. 調査方法と調査対象校

国内の IB 認定校 89 校（2020 年 11 月 30 日現在の日本の IB 認定校全て）を対象に、質問紙調査を実施し、45 校から有効な回答を得た。うちインターは 18 校、一条校 27 校であった。期間は 2020 年 10 月から 2021 年 3 月であり、郵送・オンラインを併用した。質問は日本語と英語の両方を用意し、回答者は各学校で実際に図書館運営に関わっている司書、司書教諭、図書館担当教諭に相当する担当者である。

調査対象校のプログラムは表 2 に示した通りである。インター校では一条校と比較して PYP の割合が高く、PP, MYP, DP のすべてのカリキュラムを設置している学校も多い。一条校では DP が多いことが特徴である

また、調査対象校の主な学習言語は、インター校では英語 17 校、日本語 1 校、一条校では英語 7 校、日本語 20 校である。

表 2 調査対象校とプログラム

	IB プログラム認定校		うち調査対象校	
	インター	一条校	インター	一条校
PYP	34	11	13	2
MYP	12	11	9	10
DP	20	34	14	23

*IB プログラム認定校数は延べ数で、認定校数とは一致しない。プログラム認定校数は、2020 年 11 月 30 日現在の文部科学省 IB 教育推進コンソーシアムホームページの表による。

調査対象校の規模は表 3 の通りである。一条校は生徒数規模が比較的大きいが、IB プログラムを受けている生徒数は少人数の傾向がある。これは、一条校で DP のみの設置が多く、全校

生徒の一部のみが IB プログラムを受けていることが関係すると考えられる。一般的に、PYP や MYP のプログラムは全生徒が受けるのに対して、大学受験資格に直結する DP は選択になっていることが多い。

表 3 調査対象校の生徒数・IB 生徒数

全生徒数	インター	一条校	IB プログラムを受けている生徒数	インター	一条校
300人未満	8	4	10人未満	2	3
300人～499人	4	2	10～49人	1	8
500人～999人	6	13	50～99人	2	4
1000人～1999人	0	7	100～199人	4	4
2000人～2999人	0	0	200～299人	3	3
3000人以上	0	1	300～499人	2	3
合計	18	27	500～1000人	4	2
			1000人以上	0	0
			合計	18	27

4. 調査結果

(1) 調査対象校の施設と職員の特徴

施設について、図書館の面積は、25 平方メートルから 1000 平方メートルを超えるものまで様々である。IB には図書館面積の基準はなく、インター校では日本の設置基準は適用されないため、正確な面積は不明という回答が多い。廊下や教室にもリソースを配置することで、「図書館の範囲が曖昧」という場合もある。

併設される施設やスペースの特徴では、読書や自習ができる場所、グループアクティビティができる場所がある。インター校では、ゲームなどができる場所や生徒のアクティビティの成果を提示する場所がある学校も多い。さらに Makerspace で 3D プリンターを設置し IT 関連の活動を行っているなどの報告があった。

図書館の職員について、表 4 では紙面の都合上日本語のみ示したが、英語では“Librarian” “Teacher Librarian” がそれぞれ「司書」「司書教諭」に対応する。ただし、日本の司書、司書教諭の資格や業務とは異なることに留意する必要がある。このことを前提に取って比較すると、一条校は「司書」の割合が多く、インター校では比較的に「司書教諭」、すなわち“Teacher Librarian”の割合が多い。

表4 調査対象校の図書館職員の職務

図書館スタッフ	インター校	一条校
司書	8	28
司書教諭	10	9
カウンター・蔵書管理サポート	8	4
蔵書管理サポート	4	0
ITテクニカルスタッフ	1	0
図書館担当教諭	3	6
事務職員	1	2
その他	3	5
	34	54

人数や雇用形態は学校規模によって異なるが、複数の専任やパートの配置がされている学校がある一方で、一人での運営もインター校で6校、一条校で12校あった。期限付き任用や委託が雇用形態の中心という学校もあり、差がみられた。

(2) オンラインリソース

IBでは、日本の学校図書館では一般的に普及していないオンラインリソースの使用が推奨されている。質問紙では、購入しているデータベースプラットフォーム／オンラインサブスクリプション（以下便宜上「オンラインリソース」）を尋ねた。その結果、一校あたり一条校で平均1.1、インター校では3.7であった。表5に購入数、表6に具体的なオンラインリソースを示す。

表5 購入オンラインリソース数 (校)

購入数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
一条校	16	5	1	2	2	0	0	0	1	0	27
インター	3	4	1	3	1	0	1	0	3	2	18

表5のように、一条校では全く購入していない学校の割合が高い。ただし、大学付属で、大学が契約しているオンラインデータベースを使用可能であるが、回答に入っていないという学校もある。表6は、具体的なオンラインデータベースについて、購入が二校以上のものを示したものである。このオンラインリソースについては、数のみでなく内容も検討する必要がある。例えば、一条校で比較利用されているJapanKnowledgeは、JSTORやDirectly of Open Access, EBSCO Hostなどのように論文検索のサービスを提供していない。また、インター校ではPYPからオンラインリソースを発達段階に応じて使っている傾向があった。

表6 購入しているデータベースプラットフォーム／オンラインサブスクリプション

	一条校	インター	合計
Britannica School	5	6	11
Brainpop	0	10	10
JapanKnowledge	9	0	9
JSTOR	1	8	9
Directry of Open Access Journal	1	5	6
EBSCO Host	2	4	6
ProQuest	2	2	4
Questia	2	2	4
Encyclopedia Britannica	1	2	3
Journal of Research in International Education	0	0	0
Literary Reference Center	0	0	0
Literature Resource Center	0	0	0
National Geographic Virtual Library	0	0	0
聞蔵	2	0	2
Gale in Context:Opposing Viewpoints	1	1	2
Newsela	0	2	2

(3) IB校認定のための図書館の変革と課題

一条校のみを対象に、IB校認定申請のために行った変革と不十分な点を尋ねた。

一条校27校のうち、認定申請に際し行った変革として、「インターネットやWi-Fiの整備」(20校)、「蔵書の拡充」(全体の拡充16校、英語資料の拡充17校)、「図書館内の配置や内装の変更」(13校)がある。「データベースの拡充」は6校、「電子書籍の拡充」は0校であった。

同じ項目で「不十分な点」では、「全体の蔵書の拡充」(19校)、「インターネットデータベースの導入・拡充」(18校)、「英語の資料の拡充」(18校)、「電子書籍の拡充」(15校)、「学習支援の体制の拡充」(15校)、「日本語の資料の拡充」(11校)に加えて、「多言語のリソースの拡充」(10校)が続く。「図書館職員の増員」「校内の図書館関係組織の改善」(ともに8校)など、人事や組織面での改善も挙げられた。

ここからは、一条校においてIB導入によって図書館が内装や蔵書の充実だけでなく、インターネットやオンラインリソースへの対応、多言語環境、学習支援体制、組織の改善などの必要性が意識されたことが明らかである。

(4) 学校図書館の探究学習支援

学校図書館が探究学習の支援として行っているものについて一条校をみると、「図書館資料の分類の見方」、「蔵書の検索の仕方」、「校外の図書館の利用の仕方」が高い数値を示す。「インターネットの情報の信頼性」、「出典の引用の仕方」、

「論文の体裁」,「レポート, 論文の内容や構成」,「剽窃や複製などの問題について」なども比較的高く, 調べ学習や論文のスタイル指導に関する数値が高いことが窺える。

表 7 学校図書館の探究学習支援

	インター	一条校
図書館資料の分類の見方	12 66.7%	24 88.9%
学校図書館の蔵書の検索の仕方	10 55.6%	22 81.5%
校外の図書館の利用の仕方	2 11.1%	16 59.3%
インターネットの検索の仕方	14 77.8%	13 48.1%
データベースの使い方	11 61.1%	13 48.1%
資料と種類とメディアの使い分けの仕方	8 44.4%	13 48.1%
インターネットの情報の信頼性について	12 66.7%	16 59.3%
出典の引用の仕方	12 66.7%	15 55.6%
テーマの探し方	9 50.0%	14 51.9%
情報の記録の仕方	8 44.4%	6 22.2%
論文の体裁	5 27.8%	12 44.4%
レポート、論文の内容や構成	4 22.2%	11 40.7%
レファレンスの書き方	11 61.1%	9 33.3%
剽窃や複製などの問題について	9 50.0%	13 48.1%
その他	2 11.1%	0 0.0%

インター校が一条校と比べて高い割合を示した項目は,「インターネットの検索の仕方」,「データベースの使い方」,「出典の引用の仕方」,「情報の記録の仕方」,「レファレンスの書き方」など, インターネットやオンラインリソースを含めた情報の活用スキル, 具体的なレファレンスのルールなどの指導に関する項目である。

また,「探究学習に図書館が効果的に使用されるために必要なこと」について自由記述では, インター校と一条校の両方で教員との連携が挙げられた。「教員が学校図書館の使い方を知らない」「情報リテラシーを大人こそ必要としている」など教員の利用の意識やスキルが指摘された。また, 一条校では, 予算や増員の必要, データベースの利用の遅れ, 情報・レファレンスの専門家としての司書の必要が指摘された。

5. 考察

第一に, 国内の IB 一条校の図書館はインター校との比較において異なる特徴がある。まず, 図書館職員は司書 (Librarian) が多い傾向があり, オンラインリソースの利用は十分ではない。また, 探究学習の支援については, 蔵書検索や図書のレファレンス, 論文の書き方に重心が置かれている。インター校では, 一条校と比べてインターネットの利用や情報活用のスキルに関するサービスが提供される傾向がある。こうし

た違いは, 設置基準の違いやカリキュラム, 職員組織に起因すると考えられる。

第二に, IB 導入が学校図書館の大幅な変革, 教職員の意識改革につながっていることである。IB 校の認定は, IB プログラムを受けない生徒も含めた学校全体に与えられるものであり, IB 校認定申請の課程で図書館のグローバル化やオンライン化が進んでいるケースも多い。図書館担当者も図書館のあり方や学習活動支援に対する意識の変化が見られた。したがって, IB 校の図書館を一つの具体的なモデルとして, 教育における図書館の役割と校内組織の改革, オンライン化や多文化への対応が期待できる。

本調査では, 現時点での日本の IB 校の図書館の実態, そこから見える日本の図書館の課題を示したが, 質的調査としてのケーススタディとクロスさせ, より具体的に課題と可能性に迫ることが今後の課題である。

引用文献

- (1) Ideal libraries: A guide for schools. International Baccalaureate Organization. 2018, p. 20.
<https://uaeschoollibrariansgroup.files.wordpress.com/2018/06/ideal-libraries-for-ib.pdf>, (accessed 2021-04-03)
- (2) 文部科学省 IB 推進コンソーシアム
<https://ibconsortium.mext.go.jp/ib-japan/> (accessed 2021-04-03)
- (3) 同上
- (4) 小野永貴「国際バカロレアディプロマプログラムと図書館」日本国際バカロレア教育学会発表資料 (2015-9-24) .
- (5) 松田ユリ子・今井福司・金昭英 (2008)「現行学習指導要領における探究型学習の現状分析」東京大学大学院教育学研究科附属学校教育高度化センター研究プロジェクト「学校教育の質の向上」
- (6) 高松美紀 a「グローバル時代の学校図書館：国際バカロレアからの示唆」日本図書館協会『カレントアウェアネス』No.345, 2020, p. 5-7.
- (7) 高松美紀 b「一条校における国際バカロレア (IB) 導入の課題」東京学芸大学国際バカロレア教育研究会編『国際バカロレア教育と教員養成—未来をつくる教師教育—』学文社, 2020, p. 74-84.

本研究は, 日本学術振興会 科学研究費補助金 19K12721 の助成を受けています。

新型コロナウイルス感染症に対応する学校での学校図書館活動

～休校期間中並びに再開後の取り組みと課題～

庭井史絵[†]

[†] 青山学院大学

fniwai@ephs.aoyama.ac.jp

抄録

本研究は、コロナ禍による休校期間中、並びに再開後の学校図書館が、学習センター・情報センター・読書センターとしての機能をどのように維持しようとしたのかを明らかにし、課題や成果を検討することによって、今後の学校図書館のあり方に関する知見を得ることを目的とする。学校図書館担当者に対するアンケート調査とインタビュー調査の結果、多くの制限がある中、多様な図書館活動が行われていたことが分かった。また、各校の取り組みは、担当者の雇用条件や勤務体制、予算規模、学校の ICT 整備状況、管理職や教職員の理解や支援の有無、学校図書館担当者の読書や学習に対する考え方、ICT スキル、学校内外での情報交換の有無などに影響を受けていた。

1. 研究の背景と目的

2020 年 2 月 28 日、文部科学省は全国の小・中・高等学校に対し、新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休業を要請し、多くの学校が 5 月末まで休校した。その間、児童生徒の学びを保証する手段として遠隔教育やオンライン教育に注目が集まったが、このような休校中の取り組みは、その後の学校教育に大きな影響を与えている。例えば、GIGA スクール構想が前倒しで進められ¹⁾、中央教育審議会答申で、ICT 活用を前提とした学校のあり方を検討する必要性が指摘された²⁾。

休校期間中、学校図書館の活動も大きく制限されたが、非常事態のなかで新しい取り組みも生まれており、その経験を今後に生かしていくことが期待される。そこで本研究は、休校期間中、並びに学校再開後の学校図書館が、学習センター・情報センター・読書センターとしての機能をどのように維持しようとしたのかを明らかにし、課題や成果を検討することによって、今後の学校図書館のあり方に関する知見を得ることを目的とする。

2. 全国学校図書館協議会による調査

2020 年 9 月、全国学校図書館協議会(全国 SLA)が休校期間中の学校図書館について尋ねるアンケート調査を実施し、その結果を、機関誌『学校図書館』2021 年 3 月号に公開した³⁾。

これによると、休校期間中、小学校図書館の

70.6%、中学校 71.4%、高等学校 81.9%が「担当者の学校図書館作業(受け入れ作業や蔵書点検など)」を行っていた。また「登校日に児童生徒に開館」(同 33.3%, 37.3%, 56.6%)、「教職員に開館」(同 15.6%, 44.4%, 83.1%)、「おすすめ本のリストや情報の提供」(同 11.7%, 19.8%, 27.7%)に取り組んだ学校図書館もあった。一方、「郵送等で図書を貸出し」(同 0.9%, 0.0%, 1.2%)、「情報活用についての資料の提供」(同 2.2%, 4.0%, 3.6%)、「学習に役立つコンテンツの提供」(同 7.4%, 6.3%, 8.4%)を行った学校図書館は少なかった。尚、「閉館し活動は行わなかった」学校は同 18.6%, 24.6%, 10.8%であった。

文部科学省は、休校中の学校図書館活動について「時間を区切った図書の貸出し」「分散登校日を活用した図書の貸出し」「郵送等による配達貸出し」「学校司書によるおすすめ絵本の紹介」という 4 つの事例を紹介している⁴⁾。これを全国 SLA の調査結果と比較すると、臨時登校や分散登校の機会を捕らえた本の貸し出しや、本の紹介は行われたが、郵送貸出しは難しかったことが分かる。すなわち、学校図書館という場の中で可能な作業やサービス、情報発信が中心で、家庭など学校外にいる児童生徒に対する支援は限定的であった。

学校外の児童生徒とつながる方策の一つがオンライン化であるが、電子図書館を導入している(新たに導入した)学校は、小学校で 3 校、中学校で 2 校、高等学校で 2 校にとどまっている。ま

た、インターネットを利用した資料案内は、「Web上で読める図書の紹介」が同5校、10校、15校、「メールやWeb上での蔵書の検索・予約／リクエスト受付」は同6校、3校、9校、「学校図書館からのお知らせや利用の方法をWeb上で周知」が10校、14校、23校であった。

以上の調査結果を踏まえつつ、自由記述に見られる事例の詳細や、取り組みの手立て、取り組みにあたっての課題、各校の取り組みが再開後の図書館でどのように生かされたかを明らかにすることを目的として、さまざまな取り組みを行なった学校図書館に焦点を合わせたアンケート調査とインタビュー調査を行った。

3. 学校図書館活動の事例収集

3.1 アンケート調査の対象と方法

まずWebサイト「2020 新型コロナウイルス対策下の学校図書館活動」⁵⁾を立ち上げ、Google フォームを用いたアンケートによって、休校期間中・学校再開後の取り組み事例を収集した。同サイトは、全国SLAのWebサイトやメーリングリスト、日本図書館協会学校図書館部会や学校図書館問題研究会のメーリングリストなどを通して広報し、2020年5月26日から7月31日までの期間に、77校から回答を得た。回答者の内訳は、校種別で小学校24名、小中兼任1名、中学校15名、高等学校20名、中高一貫校17名であった。また、公立学校が54名、国立が1名、私立が22名、回答者の職種は司書教諭19名、司書・学校司書42名、その他（図書整理員など）7名、教諭5名、未回答4名であった。アンケートには①貸出、②電子図書館サービス、③本の紹介、④SNS発信、⑤HPにリンク集作成、⑥レファレンスサービス、⑦授業への支援・連携、⑧司書教諭等による授業、⑨オリエンテーション、⑩図書館便りの発行、⑪図書館整備、⑫企業との連携、⑬図書館開放・一部開館、⑭学校再開後の開館、⑮その他という記入欄を用意し、自由記述で回答してもらった。

また、2020年4月から2021年3月に発行された図書館／学校図書館関係団体の機関誌と、国立国会図書館カレントアウェアネス・ポータルに掲載された記事を収集し、事例を確認した。具体的には、(A)全国学校図書館協議会『学校図書館』⁶⁾、(B)日本図書館協会『図書館雑誌』⁷⁾、(C)学校図書

館問題研究会「学図研ニュース」⁸⁾、(D)児童図書館研究会『こどもの図書館』⁹⁾の4誌から18件(16校)の記事と、カレントアウェアネス・ポータルから12件(11校)の記事を用いた。

アンケートの自由記述と雑誌等の記事から取り組みが分かる箇所を抽出し(763か所)、学校図書館の活動を表すキーワードを付与することによって整理分類した。また、いくつかの活動をまとめて、上位概念となるカテゴリーを生成した。活動の内容や方法を知る手掛かりとなる記述も取り出し、表1のように整理した。

3.2 調査の結果

休校期間中の学校図書館が行った児童生徒・教職員に対する活動は、「資料提供サービス」「資料案内サービス」「情報発信・広報」であった。その他、「図書館運営」に関する業務や、学校教職員としての校務分掌もあった。学校図書館には学習センター・情報センター・読書センターとしての役割が求められているが、休校中の取り組みをこの3つの観点で分類した場合、生徒への「読書支援」や教員への「授業支援」が行われており、学校外の「児童生徒への指導」も、図書委員会の指導や情報リテラシー教育といった形で実践できたことが明らかになった。また、バーチャルな「居場所」を提供している事例もあった。

このような取り組みは、ICT活用によって可能になったものが多い。例えば、児童生徒が自宅から蔵書検索やデータベースを利用できるようにしたり、オンライン会議システムを使って読書イベントを開催したりするなどである。一方、利用案内や探究学習の教材を、学校が配布する学習課題に同封するなど、オンラインではない方法で支援・指導する工夫も見られた。取り組みに際して、普段以上に教科の課題内容が把握しにくい、図書館の優先順位が著しく低いという課題もあった。

取り組みの有無には学校ごとの違いが大きく、その中には、教員との連携や、公共図書館・企業によるサービスを積極的に利用したかなど、校種、図書館担当者の雇用条件や勤務体制、ICTの整備状況などでは、その理由を説明できないものもあった。そこで、各校の取り組み方を左右した要因を明らかにするため、アンケート協力者に対する追加のインタビュー調査を行った。

(表1) 休校期間中の学校図書館活動

カテゴリー	学校図書館活動	活動の内容や方法 ※G=Google
A:資料提供サービス	貸出	休校直前貸出, 登校日貸出, 郵送貸出
	蔵書検索	Web OPAC 提供 (カーリル支援プログラム含む)
	予約・リクエスト	Web OPAC 提供 (カーリル支援プログラム含む), オンラインで対応 (G-クラスルーム, G-フォーム)
	オンラインデータベース	学外利用申請 (ジャパンナレッジ, 新聞記事データベース, ポプラディアネット), ID 発行, 利用案内
B:資料案内サービス	電子書籍図書館	ID 発行, 新規導入, トライアル, 公共図書館の利用
	リンク集作成	学習用 Web サイト紹介, 無料電子書籍紹介, 公共図書館のリンク集紹介, 企業/行政のリンク集紹介
	レファレンスサービス	オンラインで対応 (G-クラスルーム, G-フォーム)
C:情報発信・広報	展示・掲示	ポスター掲示
	図書館便りの発行	プリント配布, 郵送, 学校 HP に掲載, 図書館 HP に掲載, 学習支援システムで配信 (G-クラスルームなど), SNS 配信, メール配信, 動画 (パフォーマンス) 配信
	利用案内の発行	
D:図書館運営	情報共有	司書教諭との連携, 教職員会議への参加, 管理職への報告
	図書館整備	蔵書点検, 廃棄, 書架整理, 修理, サイン更新, レイアウト変更, 掲示物作成
	コロナ対策	家具の移動, 掲示物作成, パーテーション等の設置, 消毒
	休校中の生徒の受け入れ	自主登校児童/生徒の対応, 学童保育の児童の対応
	学外との情報交換・連携	校外の司書教諭・学校司書との情報交換 (SNS, G-ドライブ, 掲示板, メール), 公共図書館との情報交換
E:その他	対話・居場所の提供	バーチャルライブラリー (Zoom, G-クラスルーム)
	学校業務	教材の仕分け, 課題の印刷, 郵送準備, 行事準備
F:読書支援	本の紹介	お薦めの本紹介, 新着図書紹介, 無料電子書籍紹介 図書館便りの発行 (印刷/PDF), SNS 発信, Web OPAC 掲載, 学校 HP に掲載, 図書館 HP に掲載, 仮想本棚作成, ブックトーク配信, トークライブ配信, 教員室に展示
	リンク集作成	無料電子書籍紹介
	レファレンスサービス	登校日 (出勤日) に対応, オンラインで対応 (G-フォーム, G-クラスルーム), 教員/生徒/保護者の質問に回答
	読書活動	朝の読書, オンラインビブリオバトル, 読み聞かせ配信
	教材提供	読書記録のプリント提供
G:授業支援	資料案内	教員への教科書関連資料紹介
	資料提供	教員への図書館資料提供, 複写サービス
	レファレンスサービス	登校日 (出勤日) に対応, オンラインで対応 (G-フォーム, G-クラスルーム, Microsoft Teams, slack, メールなど), 教員/生徒の質問に回答
	リンク集作成	課題に関する Web サイト紹介
	場所・教材提供	オンライン授業・会議の場所提供, 教員への機材提供
	ICT 活用支援	校内分掌, オンライン授業の準備支援
	情報共有※	オンライン会議に参加
	教材提供	ワークシート提供, 教材準備
	チームティーチング	オンライン授業に参加
	再開後の授業準備※	担当者と打ち合わせ, 再開後に提供する資料準備, 再開後に提供する教材準備
H:児童生徒への指導	オリエンテーション	プリント配布, 音声付きスライド配信, 動画配信
	オンライン授業	総合的な学習の時間 (探究学習), データベースの利用法, 情報リテラシー教育, メディア・リテラシー教育, 講演会開催
	生徒の活動支援	オンライン哲学対話, 出版社企画に参加 (G-クラスルーム)
	図書委員会活動支援	図書館便り作成 (G-クラスルーム), POP 作成 (郵送), 生徒アンケート実施 (G-フォーム)

3.3 インタビュー調査の対象と方法

前述のアンケートに回答した 77 人に対して追加的インタビューへの協力を依頼し、了解が得られた 25 人の学校図書館担当者に対して、各 1 時間程度の半構造化インタビューを実施した。協力者の属性は、司書教諭 7 名、司書・学校司書 16 名、その他（図書整理員など）1 名、教諭 1 名であった。また、校種別で小学校 6 名、中学校 3 名、高等学校 6 名、中高一貫校 10 名、内訳は公立学校が 14 名、国立が 1 名、私立が 10 名となった。

3.4 調査の結果

休校中の学校図書館による取り組みには、学校司書／司書教諭の雇用条件や勤務体制、予算規模、学校全体の ICT 整備状況、管理職や教職員の理解や支援の有無だけではなく、読書や学習に対する学校図書館担当者の考え方、担当者の ICT スキル、学校内外での情報交換の有無などが影響を与えていた。また、図書館からの一方的な情報発信はできても、双方向性に課題があり、結果的に児童生徒や教職員に活用されていない可能性があることが分かった。休校期間中の取り組みが再開後の学校図書館活動により影響を与えている場合と、一時的なものに終わっている場合があり、その理由については、今後さらに検討していきたい。

4. 結論と今後の課題

休校期間中の学校図書館活動は、文部科学省が示した事例に比べると幅広く展開されていたが、その内容や方法は学校によって大きな違いがあった。同省による『学校図書館ガイドライン』では、“学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援する（以下略）”¹⁰⁾とされているが、学校外でのサービスは一部の学校の先進的・実験的な取り組みにとどまっていると言える。休校中の経験を「学校内外」での読書支援、学習支援、教育活動支援を実現する足掛かりとして生かすためには、さらなる事例の収集と分析が必要である。

【注・引用文献】

- 1) 文部科学省「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末の積極的な利活用等について」

2021. 09. 30. https://www.mext.go.jp/content/20210312-mxt_jogai01-000011649_002.pdf, (参照 2021-04-10).

- 2) 中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」2021. 01. 26. https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf, (参照 2021-04-10).
- 3) 全国 SLA 研究調査部「新型コロナウイルス感染症に関連した学校休業、学校再開後の授業対策等にかかわる学校図書館及び児童生徒の読書実態アンケート」『学校図書館』no. 845, 2021. 3, p. 40-58.
- 4) 文部科学省「休館中の図書館、学校休業中の学校図書館における取組事例について」2020. 05. 23. https://www.mext.go.jp/content/20200423-mxt_kouhou01-000004520_6.pdf, (参照 2021-04-10).
- 5) 庭井史絵「2020 新型コロナウイルス対策下の学校図書館活動」2020. 05. 16. <https://sites.google.com/view/covid19schoollibrary/>. (参照 2021-04-10).
- 6) 全国学校図書館協議会『学校図書館』誌より「特集これからの学校図書館：コロナ禍の学校図書館と ICT」（2020 年 11 月号, p. 16-34）の事例報告 4 本、井戸本吉紀「きらり！学校司書（VOL. 28）新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した新たな取組み：動画制作と自宅郵送」（2020 年 7 月号, p. 81-83）、為重慎一「新聞を活用した休校期間中の読解力育成：学校と家庭をつなぐ情報ツールとして」（2020 年 7 月号, p. 67-70）
- 7) 日本図書館協会『図書館雑誌』より「特集／電子メディアと学校図書館：コロナ禍は、学校図書館の「電子書籍元年」をもたらすか」（vol. 114, no. 12, p. 679-690）の事例報告 2 本と、「特集／コロナ禍における図書館の現在」（vol. 114, no. 9, p. 487-515）の事例報告 1 本。
- 8) 学校図書館問題研究会『学図研ニュース』より「特集：コロナ禍休校措置、学校図書館その時できたこと・考えたこと」（2020 年 6 月 1 日号）と、「特集：コロナ禍学校再開後、学校図書館その時できたこと・考えたこと」（2020 年 10 月 1 日号）の事例報告 8 本。
- 9) 木下通子「学校図書館のページ 新型コロナウイルスと学校図書館」『こどもの図書館』vol. 67, no. 9, p. 20-21.
- 10) 文部科学省「別添 1「学校図書館ガイドライン」2016. 11. 29. https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm, (参照 2021-04-10).

図書館専門企業における図書仕入の実態

吉井 潤
都留文科大学非常勤講師
jun-yoshii@tsuru.ac.jp

抄録

本研究の目的は、図書館専門企業である(株)図書館流通センター(以下「TRC」という)における図書仕入の実態を明らかにすることである。研究の方法は、データ分析とTRC仕入部に半構造化インタビュー調査を行った。結果、SBの品切率((品切総数/受注総数)×100)は2018年度、2019年度ともに0.3%だった。同様にベルの品切率は2018年度0.5%、2019年度0.6%だった。仕入部の各担当者は、出版社から提供された近刊情報等をもとに事前発注による指定配本で仕入れている。

1. 研究の背景

蔵書構築は、図書館サービスの基本である。これまで、筆者は、図書の購入、除籍、相互貸借、新聞書評欄掲載図書の購入状況等のデータ分析を行い、図書館側の実態を把握してきた。この過程で、図書館に売る側についても明らかにすることも必要であると考えた。理由は大きく2点ある。1点目は、図書館が収集する資料のほとんどが商業出版物であり、新刊図書を書店や取次から購入している。2点目は、出版社は、一冊あたりの初版部数を落とし、取次が実績を基に大型書店偏重の配本をしていることから図書館で購入したい新刊図書が手に入らない可能性がある。図書館需要の高い文芸書であっても初版部数は一般的に3,000~5,000部程度ある¹⁾。2018年の出版点数は71,661点、新刊図書の推定発行部数は31,215万部であることから、初版刷部数は4,355部と推定できる²⁾。全国の書店13,085店と3,296館³⁾の公共図書館が平均初版部数4,355部の新刊図書を確保しようとする購入できない図書館があることも考えられる。

2. 先行研究

資料を購入する図書館側の図書購入実態等の研究は行われている。木下と岡部は、「公共図書館の選書における事前選定の実態分析」として、(株)図書館流通センター(以下「TRC」という)の社員に対して半構造化インタビュー調査を行った。ストック・ブックス(以下「SB」という)

へ掲載する書籍の選定は、それぞれが担当のジャンルを持ち、過去の図書館に対する売り上げデータと経験と勘を頼りに1冊につき平均3分で決定していることを明らかにした⁴⁾。また、木下の別の調査結果では、図書館の規模の大小に関わらず、公共図書館は「週刊新刊全点案内」やToo1i等のTRCの選書ツールを最も重要視して選書業務を行っていることを明らかにした⁵⁾。

安形らは、「公立図書館における図書購入の実態」として本館・中央館(1,365館)に対しアンケート調査を行った。全体として自治体内の書店ないし書店組合経由で購入している図書館は78.7%(回答数1,035件)であることを示した⁶⁾。

しかし、図書館に売る側の実態についてはデータの入手等が容易ではないことから分析が行われていないのが現状である。図書館が発注し、売る側は提供が行えているのか判明していない。

3. 研究の目的

既往文献によると、公共図書館では85%以上がTRCを資料の発注先に選んでいる⁷⁾。TRCは1979年12月20日、社団法人日本図書館協会(以下「JLA」という)整理事業部の経営を再建する目的から、その事業を一部引き継いで設立された。引き継いだ事業内容は①全国の公共図書館に装備つき図書を納入すること②全国の公共図書館にJLA印刷目録カードを製作頒布することである。①については、当時のJLAの要請で、業界の仕組みを守るためにJLA時代の図書館直納

方式をやめ、地元書店を通じて卸した。②については、現在は TRC MARC へと発展した。先行研究も踏まえると公共図書館の資料購入は TRC と密接に結びついていると考えてもよいのではないだろうか。

本研究の目的は、新刊図書を発注した各図書館が購入できているのか把握するために図書館専門企業である TRC における図書仕入の実態を明らかにすることである。

4. 研究方法

データ分析と半構造化インタビュー調査を行った。図書仕入の実態を分析するために TRC 仕入部に 2021 年 2 月 10 日にデータ提供の依頼を行い 16 日に受け取った。借用したデータは、2018 年度と 2019 年度に TRC の専用システムである SB と新刊急行ベル(以下「ベル」という)に選定した一般図書と児童図書である。

SB は、1989 年に新刊書在庫システムとして開始し、「週刊新刊全点案内」(以下「新刊案内」という)掲載から 10 週間在庫し図書館からの発注に応じて、最短 1 週間で図書館へ届ける。

ベルは、1983 年に始まった事前申し込み制による新刊の自動納品システムであり、出版社や取次店の協力のもとベストセラーをはじめ発売後では入手が難しい、図書館と利用者が必要とする図書を届けている。ベルの選定は、公益財団法人図書館振興財団が主宰する「新刊選書委員会」からの意見をもとに行っている。

図書の在庫状況は日々変動することから「新刊案内」掲載後から 20 週間後時点のデータを借用した。半構造化インタビュー調査は、データを受け取った際に TRC 仕入部に行った。表 1 は、2018 年と 2019 年の 1 月から 12 月(年度ではない)までの出版点数⁸⁾と「新刊案内」掲載状況を示したものであり、掲載率は約 80%だった。

表 1 出版点数と新刊案内掲載状況

年	出版点数(点)		
	冊数(冊)	新刊案内掲載	
		冊数(冊)	率(%)
2018	71,661	58,674	81.9
2019	71,903	57,888	80.5

5. 調査結果

5.1. SB の傾向

5.1.1 SB 全体の傾向

表 2 に示すように、一般図書と児童図書を合わせた SB の 2018 年度、2019 年度のタイトル数は約 25,000 だった。品切率((品切総数/受注総数)×100)は 0.3%、返品率((返品総数/入荷総数)×100)が 20.3%と低い傾向が見られる。特に品切率は 1%未満であることから新刊図書を発注した図書館は、ほぼ購入ができています。また、返品率が約 20%と 2018 年(36.3%)、2019 年(35.7%)⁸⁾の書店における書籍返品率と比べても低い傾向が見られる。これは、平均発注回数が 3 回と仕入部が 1 回だけの発注ではなく複数回に分けていることも関係していると考えられる。

表 2 SB 全体の傾向

年度	タイトル数 (タイトル)	平均発注 回数(回)	率(%)	
			品切	返品
2018	25,643	3	0.3	20.3
2019	25,312	3	0.3	20.3

5.1.2 SB 一般図書の傾向

表 3 は 2018 年度 SB に選定された一般図書のタイトル数を分類別に示したものである。合計は 22,920 タイトルだった。分類別では、3 社会科学が 6,286 冊と最も多く、図書館に対しての販売数、品切、返品も多い傾向が見られた。

表 3 2018 年度 SB 選定一般図書

分類	タイトル数(タイトル)			
	販売	品切	返品	
0 総記	1,004	942	62	939
1 哲学	1,710	1,617	93	1,626
2 歴史	1,967	1,804	163	1,883
3 社会科学	6,286	6,008	278	5,666
4 自然科学	2,054	1,950	104	1,887
5 技術	2,830	2,721	109	2,670
6 産業	1,459	1,377	82	1,349
7 芸術	2,932	2,699	233	2,636
8 言語	618	529	89	511
9 文学	2,060	1,857	203	1,887
合計	22,920	21,504	1,416	21,054

5.1.3SB 児童図書の傾向

2018 年度 SB に選定された児童図書のタイトル数を分類別に示したものが表 4 である。合計は 2,723 タイトルと一般図書より少ない。分類別では、絵本が 913 タイトルと最も多く、図書館に対しての販売数、品切、返品も多い傾向が見られた。

表 4 2018 年度 SB 選定児童図書

分類	タイトル数(タイトル)		
	販売	品切	返品
0 総記	54	50	4
1 哲学	73	57	16
2 歴史	195	159	36
3 社会科学	185	134	51
4 自然科学	279	245	34
5 技術	105	88	17
6 産業	35	24	11
7 芸術	245	214	31
8 言語	131	15	116
9 文学	448	396	52
絵本	913	779	134
紙芝居	60	55	5
合計	2,723	2,216	507

5.2. ベルの傾向

5.2.1 ベル全体の傾向

表 5 は一般図書と児童図書合わせたベルの全体の傾向を示したものである。2018 年度、2019 年度共に品切率は、1%未満である。また、ベルは出版社から一定部数買い切っており、残率が 2 年共に 14%未満だった。

表 5 ベル全体の傾向

年度	タイトル数 (タイトル)	率(%)	
		品切	残
2018	2,167	0.5	13.7
2019	1,989	0.6	12.6

5.2.2 ベルのカテゴリー別の傾向

表 6 は、2018 年度にベルに選定された図書の

カテゴリー別内訳を示したものである。H がついているものは「ハーフベル」と呼び文芸書や児童書を中心にセレクトしたカテゴリーが対象となっている。合計 2,167 タイトル、A・HA 日本文芸書が 379 タイトル(17.5%)と最も多く占め K・HK チャイルドが 331 タイトル(15.3%)と続いている。品切率は、I 歴史と R・HR レファレンスが 1.2%と最も多かったが約 1%だった。残率は、C・HC 外国文芸書が 20.7%と最も多かった。

表 6 2018 年度ベル選定図書

カテゴリー	タイトル数(タイトル)		率(%)	
		構成比(%)	品切	残
A・HA 日本文芸書	379	17.5	0.9	15.1
B・HB	254	11.7	0.6	13.5
C・HC 外国文芸書	99	4.6	0.7	20.7
D 住宅・建築	39	1.8	0.0	14.4
E スポーツ・芸術	52	2.4	0.1	10.9
F サイエンス	71	3.3	0.1	13.8
I 歴史・紀行	54	2.5	1.2	11.7
L ライブラリアン	33	1.5	0.0	19.9
M メディカル	66	3.0	0.0	10.9
N 日本文化	50	2.3	0.1	11.3
O 法律	35	1.6	0.6	9.7
P・HP 生活実用	131	6.0	0.1	13.1
Q 教育・福祉	65	3.0	0.3	13.6
R・HR レファレンス	48	2.2	1.2	13.8
S・HS 現代社会	85	3.9	0.1	17.5
T テクノロジー	42	1.9	0.0	18.7
U 世界文化	32	1.5	0.2	13.0
W ビジネス	55	2.5	0.1	12.0
Y・HY ヤングアダルト	115	5.3	0.8	12.5
K・HK チャイルド	331	15.3	0.3	12.0
J・HJ	131	6.0	0.4	11.1
合計	2,167	100.0	-	-

5.3 半構造化インタビュー調査結果

TRC 仕入部は新刊図書を取次店のパターン配本ではなく、事前発注による指定配本で仕入を行っている。指定配本を行うために出版社から提供された近刊情報をもとに仕入部数を決定している。ベルについては刊行約 2 ヶ月前に出版社から情報を提供してもらっている。

SB とベルにそれぞれ選定した図書の数量が 2 年間で大きな差がないことについては、SB は出版点数次第であるためである。ベルについては数年の出版傾向を考慮し、一部のカテゴリーの冊数の増減は多少あるが図書館側で予算管理が行えるように冊数と金額を決めている。仕入部

から公益財団法人図書館振興財団が主宰する「新刊選書委員会」へ近刊情報の資料を送り、頂いた意見や推薦に基づき、ベル対象図書を選定している。ベル選定図書は、選定後速やかに初回部数を各出版社に連絡し書名、著者名、本体価格、発売日等の基本情報等について確認を行っている。仕入部は、確認が取れたものをリスト化し、毎月月末発行の冊子「ベル案内」に掲載している。図書館へ発売前に周知することで図書館では来月どのような図書が届くのかいち早くわかる。

仕入部数は、商品別の販売実績をもとに、著者や分類、シリーズ物や巻数ものは前の実績を見ることや、類書を探し、検索結果で参考にした本の刊行当時の状況、世の流行り廃りや、どのような読者を想定しているのか、どれくらいの難易度なのか、発売前後ではどのようなプロモーションを行うのか等も加味し、20週の在庫数を検討する。文芸書なら同じ著者でも小説とエッセイで部数が変わり、版元によって違う。仕入れる図書は、図書館へ販売するため一部はSBで取り扱わず「新刊案内」に掲載しない。一例として次の3点である。1点目、問題集のような書き込み箇所が多い図書。2点目、おまけが主体の図書。3点目、ポルノ等の内容の過激なもの。

それぞれ担当者（NDC一桁で割り振）がまず部数を決め、それをSBの総括担当が目を通し、1週間単位で発注した一覧をもとにし、ジャンルの担当者が集まって気になったものを議論する。現物の図書が刊行され、在庫搬入前の見本が仕入部に入荷した段階で現物と発注数を見比べて事前に決めた数が妥当か、赤字をつけているのが妥当か等を判断し、部数が少ない場合には増やせるか交渉する場合もある。

6. 考察

SB、ベル共に品切率が1%未満であることから、仕入部は図書館からの発注に依っていることが明らかになった。TRCから新刊図書を購入しているほとんどの図書館は、発注通り入手できていると考えられる。

また、SBの返品率は2018年度、2019年度共に20.3%と一般的に言われている書籍返品率30%台と比べても低かった。また、ベルの残率が2年共に14%未満だった。

以上のことからTRC仕入部は、在庫管理を丁寧に行っていると考えられる。TRC仕入部は、部数の過不足がないよう効率的に図書館と出版社をつないでいるのではないだろうか。

7. 今後の課題

本研究では、多くの図書館が利用しているTRC1社のみの事例となった。一般化のためには、他社やTRC経由ではない地元書店、書店組合の状況を把握することも必要である。TRCから資料購入をしていない図書館の状況についても把握が必要である。

謝辞

本研究は、(株)図書館流通センター仕入部のご協力と厚意により実施することができました。この場を借りて、心よりお礼申し上げます。

引用文献

- (1) 株式会社図書館流通センター「選書と物流」
<https://www.trc.co.jp/solution/logistics.html>, (参照 2021-03-23).
- (2) 全国出版協会出版科学研究所『出版指標年報 2020年版』2020, p. 6, 148.
- (3) 前掲2), p. 136, 395.
- (4) 木下朋美, 岡部晋典「公共図書館の選書における事前選定の実態分析: 図書館流通センターとの関係を通して」『情報メディア学会第9回研究大会 ポスター発表』2010.
- (5) 木下朋美「公共図書館の選書業務の実態からみた選書ツールの位置づけ: 図書館員へのインタビュー調査を手がかりに」『Library and information science』no. 78, 2017, p. 1-26.
- (6) 安形輝, 池内淳, 大谷康晴, 大場博幸「公立図書館における図書購入の実態」『日本図書館情報学会研究大会発表論文集』no. 64, 2016, p. 103-106.
- (7) 宮沢厚雄『図書館情報資源概論』理想社, 2018, p. 227.
- (8) 全国出版協会出版科学研究所『出版指標年報 2020年版』2020, p. 5.

高齢者の ICT スキルとヘルスリテラシー

三輪眞木子[†] 佐藤正恵[‡] 山下ユミ^{†‡} 磯部ゆき江^{‡‡} 阿部由美子[†]

[†] 放送大学

miwamaki@ouj.ac.jp

^{†‡} 京都府立図書館

[‡] 千葉県済生会習志野病院

^{‡‡} 二松学舎大学

抄録

年齢によるデジタルデバイドにより、高齢者は Web 上の健康医療情報へのアクセス機会が制約されるため、後期高齢者は前期高齢者と比較してヘルスリテラシーレベルが低い可能性がある。そこで、高齢者の ICT スキルとヘルスリテラシーの関係を明らかにするために、①ICT スキルとヘルスリテラシーレベルにはどんな関係があるか、②高齢者の間に年齢・性別によるヘルスリテラシーレベルの違いはあるか、③ヘルスリテラシーレベルと生活習慣に相関があるか、の 3 つのリサーチクエスチョンに基づき、高齢者を対象にアンケート調査を実施した。

1. はじめに

高齢化が進む日本では、高齢者層の健康管理が重要課題となっており、健康寿命の延長方策が求められている。最新の医療情報の多くはインターネット上で提供されており、病気の治療に関する科学的根拠のある情報を獲得するには、インターネット上の医療情報を検索し評価できるヘルスリテラシーのスキルが求められている。しかしながら、75 歳以上の後期高齢者は前期高齢者と比較して病気になる確率が高いにもかかわらず、年齢によるデジタルデバイドゆえにインターネット上の医療情報にアクセスできない可能性がある。そこで、高齢者の ICT スキルとヘルスリテラシーの関係を明らかにするために、①ICT スキルとヘルスリテラシーレベルにはどんな関係があるか、②高齢者（75 未満と 75 歳以上）の間に年齢・性別によるヘルスリテラシーレベルの違いはあるか、③ヘルスリテラシーレベルと生活習慣に相関があるか、の 3 つのリサーチクエスチョンに基づき実施した、高齢者対象のアンケート調査結果を報告する。

2. 先行研究

本研究を構成する主要概念は、ヘルスリテラシー、デジタルデバイド、および健康寿命である。以下では、これら 3 つの概念に関する先行研究レビューの結果に基づく定説を述べる。

2.1 高齢者のヘルスリテラシー

ヘルスリテラシーは、「健康情報を入手し、理解し、評価し、活用するための知識、意欲、能力であり、それによって日常生活におけるヘルスケア、疾病予防、ヘルスプロモーションについて判断し意思決定をして、生涯を通じて生活の質を維持・向上させることができるもの」と定義されている¹⁾。近年、日本でも、治療における患者の積極的な関与が推奨されており、その実現には患者が自分の病気に関する知識を取得・評価し治療に関する意思決定に参加することが期待されている。したがって、高齢者を含む全ての患者、ひいては全ての市民にヘルスリテラシーが求められている。

自己申告方式のヘルスリテラシー評価ツールが開発され、先行研究で使用されている。一般市民を対象に開発されたヘルスリテラシー評価ツールである Communication and Critical Health Literacy (CCHL) 尺度を用いた研究では、ヘルスリテラシーが高い人ほどより健康的な生活習慣をもち、自覚症状が有意に少なかった²⁾。ヨーロッパで開発されたヘルスリテラシー評価尺度 HLS-EU-Q47 を用いた 20 歳～69 歳の日本人を対象とする Web サーベイの結果によると、ヨーロッパ各国と比較して日本人のヘルスリテラシーは低く、年齢とヘルスリテラシーの間には正の相関がみられた³⁾。他方、高齢者による地域医療サービスの利用に関する日本の調査結果によれば、前期高齢者は地域医療

サービス利用を主体的に考え積極的に行動する傾向があるのに対して、後期高齢者は医療に関する意思決定では専門職や公的機関の指示に従い判断を任せる傾向がみられる。また、後期高齢者は前期高齢者より健康悪化におけるインターネット検索の利用率が低い⁴⁾。

2.2 年齢によるデジタルデバイド

デジタルデバイドとは、「コンピュータやインターネットやオンライン情報へのアクセス手段を持つ者の集団と持たざる者の集団の間にある格差」で、地域による格差（インターネットやブロードバンドアクセスの地域差）と個人間の格差（身体条件、社会的条件、年齢、性別、学歴の差異に伴う違い）がある。個人間格差の主たる要因は、年齢、性別、教育、および専門的実践であり、年齢は最大要因である⁵⁾。Schafferは、各年齢層が好んで利用するメディアは青少年期に習得したものであるため、青少年期にコンピュータやネットワーク環境にふれる機会がなかった高齢者層のICT利用が乏しいのは当然だと主張している。年齢によるデジタルデバイドの他の要因には、①短期記憶、推論、空間認知、処理速度等の認知的制約、②注意力、作業記憶等の処理資源の制約、③ノイズと情報の識別力の低減、④視聴覚等の感覚の劣化、⑤コンピュータ不安がある⁶⁾。

2.3 健康寿命

健康寿命は、「日常生活に制限のない期間」を指す。2018年の厚生労働省公表によると、日本人の平均寿命と健康寿命は共に延びており、WHOが2018年に発表した統計によると、日本人の平均寿命は世界一で、健康寿命はトップのシンガポールに次ぐ世界第2位である。

2.4 リサーチクエスチョン

先行研究レビューに基づき、以下のリサーチクエスチョンを導き出した。

- ① ICTスキルとヘルスリテラシーレベルにはどんな関係があるか、
- ② ②高齢者の間に年齢（75歳以上と75歳未満）・性別によるヘルスリテラシーレベルの違いはあるか、
- ③ ③ヘルスリテラシーレベルと生活習慣に相関があるか。

3. 方法

3.1 調査票設計

リサーチクエスチョンに回答すべく、調査票を設計した。印刷版の調査票では、CCHL尺度を翻案した質問（5段階リッカートスケール）、健康維持のための日ごろの心がけ（自由回答）、健康医療情報入手元（選択肢）、インターネット利用方法（選択肢）、インターネットを使わない理由（選択肢）、健康医療の相談相手（選択肢）、および回答者の性別、年齢、居住地を尋ねた。

3.2 調査対象

首都圏の自治体が高齢者向けに開催する政治、社会、経済、人間といった幅広い領域の講習会参加者有志が自主的に開催している研究会のメンバーを対象に、アンケート調査を実施した。研究会メンバー有志の協力を得て、2021年1月14日～21日に同研究会メンバーとその知合いの計96名に調査票を配布し、期日までに有効回答62件を得た。

3.3 データ分析

回答データをスプレッドシートに入力し各質問への回答を集計後、ヘルスリテラシーレベルとインターネット利用に関する質問（選択肢）への回答には、統計手法による分析を、健康自己管理に関する質問（自由記述）への回答には、内容分析を実施した。

ヘルスリテラシーレベルとインターネット利用の有無（カイ二乗検定）、ヘルスリテラシーレベルと年齢（カイ二乗検定）、ヘルスリテラシーレベルと健康維持のための心がけ（相関）を分析した。

4. 結果

4.1 回答者の属性

- (1) 性別 男：22名 女：39名 無回答1名
- (2) 年齢 75歳未満 32名 75歳以上 30名
- (3) 居住地 関東58名 関西1名 四国1名 九州2名

4.2 ヘルスリテラシーレベル

CCHL尺度によるヘルスリテラシーレベル（5段階のリッカートスケール）の平均値を、表1に示す。相互作用のヘルスリテラシーと比べて、批判的ヘルスリテラシーが低い傾向がみられる。

表 1：ヘルスリテラシーレベル（CCHL 尺度）

質問	平均
a. 新聞、本、テレビなどの情報源から情報を集められる	4.11
c. 多くの情報の中から自分の求める情報を選び出せる	3.79
d. 情報を理解して人に伝えることができる	3.56
e. 情報がどの程度信頼できるかを判断できる	3.37
f. 情報をもとに健康改善のための計画や行動を決めることができる	3.61

4.3 健康維持のための生活習慣

健康を維持するために日ごろから心がけていること（自由記述）の内容分析から導き出された項目の頻度を性別にみたグラフを図 1 に示す。

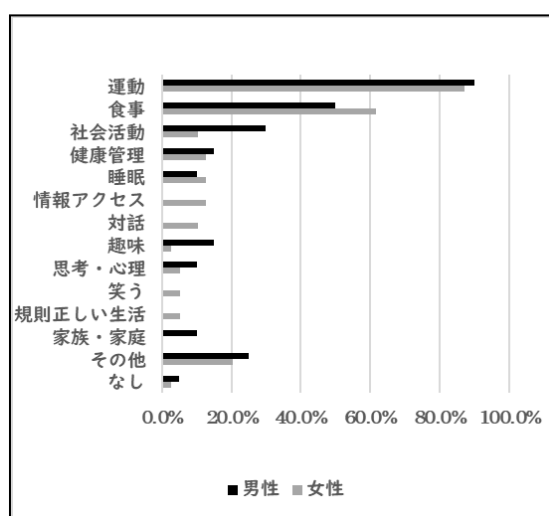


図 1 健康維持のための生活習慣（性別）

図 1 では、運動と社会活動では男性が多く、食事、情報アクセス、対話では女性が多い傾向が認められる。

4.4 健康医療情報の入手元

健康や医療に関する情報をどこから得ているか（多重回答）を、表 2 に示す。

表 2 健康医療情報の入手元

選択肢	回答	%
1. 家族、友人、知り合い	42	67.74%
2. 医療機関や医療関係者	30	48.39%
3. テレビ・ラジオ	50	80.65%
4. インターネット	38	61.29%
5. その他	7	11.29%

健康医療情報の入手元は、テレビ・ラジオが圧倒的に多い。

4.5 インターネットの利用方法

インターネットを利用して健康医療情報を得ている回答者の利用方法を表 3 に示す。

表 3：インターネットの利用方法（n=38）

選択肢	回答	%
1. パソコン	32	84.21%
2. スマートフォン	23	60.53%
3. タブレット（iPad など）	9	23.68%
4. 家族、友人、知り合いに操作してもらおう	3	7.89%
5. その他	1	2.63%

パソコンが最も多く、次いでスマートフォンが利用されている。

4.6 インターネットを利用しない理由

インターネットを利用していない回答者の理由を表 4 に示す。

表 4：インターネットを利用しない理由（n=24）

選択肢	回答	%
1. 使い方が分からないから	11	45.83%
2. 使い方を教えてくれる人がいないから	2	8.33%
3. 接続料金やパソコン、スマートフォンなどの機器が高いから	2	8.33%
4. 必要がないから	8	33.33%
5. その他	4	16.67%

「使い方がわからない」という回答が約半数で、他の理由を圧倒している。

4.7：健康や医療の相談相手

健康や医療について相談したり話をする相手を、表 5 に示す。

表 5 健康や医療の相談相手

選択肢	回答	%
1. 家族	39	62.90%
2. 友人	39	62.90%
3. インターネット上の知り合い	2	3.23%
4. 特にいない	4	6.45%
5. 医療関係者（医師・看護師・薬局の薬剤師・ケアマネジャー・介護士など）	39	62.90%
6. その他	5	8.06%

家族、友人、および医療関係者が最も多く、過半数を占める。

5. 考察

5.1 ヘルスリテラシーとインターネット利用

ヘルスリテラシーレベルの 5 項目について、リッカートスケールの「まったく思わない(1)」と「あまり思わない(2)」を [-1]、「どちらでもない(3)」を 0、「まあ思う(4)」と「強く思う(5)」を [+1] に変換して、カイ二乗検定(自由度=2)を行った結果を、表 6 に示す。

表 6 ヘルスリテラシーとインターネット利用

質 問	平均値		有意確率
	ネット利用	ネット不利用	
a. 新聞、本、テレビなどの情報源から情報を集められる	4.00	4.18	.193
c. 多くの情報の中から自分の求める情報を選び出せる	3.38	4.05	.084
d. 情報を理解して、人に伝えることができる	3.33	3.71	.025
e. 情報がどの程度信頼できるかを判断できる	3.04	3.58	.084
f. 情報をもとに健康改善のための計画や行動を決めることができる	3.33	3.79	.060

検定結果は、「c.多くの情報の中から自分の求める情報を選び出せる」「e.情報がどの程度信頼できるかを判断できる」「f.情報をもとに健康改善のための計画や行動を決めることができる」の 3 項目について、インターネット利用・非利用で $p<.1$ レベルで有意差があり、いずれもインターネット利用者の方がヘルスリテラシーレベルが高いことを示した。

5.2 年齢・性別とヘルスリテラシー

年齢を 75 歳未満と 75 歳以上に分け、性別とともにヘルスリテラシーレベルとのカイ二乗検定を実施したところ、年齢および性別に有意差は認められなかった。

5.3 ヘルスリテラシーと生活習慣

ヘルスリテラシーレベルの 5 項目の値を合計し、健康を維持するために日ごろから心がけていることとの相関分析を行った結果、Pearson の相関係数=.076 を得た。図 2 に散布図を示す。したがって、ヘルスリテラシーレベルと生活習慣に有意な関係は認められない。

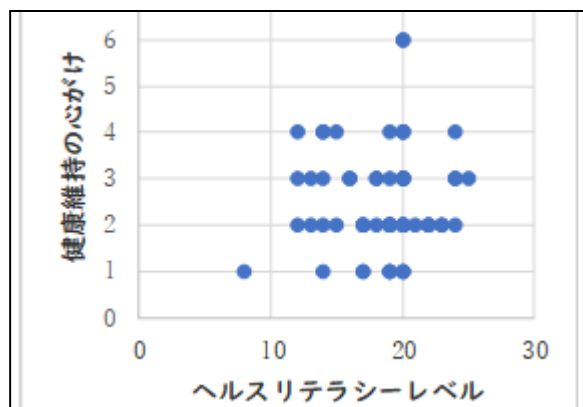


図 2 ヘルスリテラシーと生活習慣

6. 結論

高齢者グループのアンケート調査結果から、ICT スキルとヘルスリテラシーレベルには有意差が認められたが、年齢・性別によるヘルスリテラシーレベルには認められないこと、ヘルスリテラシーレベルと生活習慣には有意な相関が認められないことが示された。

7. 謝辞

本研究は、科学研究費補助金 基盤研究 (C) 「高齢者のヘルスリテラシー向上のための教材開発と教育方法の提案」(研究代表者: 三輪眞木子) の助成により実施している。アンケートに回答してくださった方たちに謝意を表する。

引用文献

- (1) Sorensen, K., *et al* (2015). Health literacy in Europe: comparative results of the European health literacy survey (HLS-EU). *European journal of public health*, 25(6), 1053-1058.
- (2) 福田洋・江口泰正 (編著) 『ヘルスリテラシー: 健康教育の新しいキーワード』大修館書店, 2016, p. 50.
- (3) Nakayama, K., *et al* (2015). Comprehensive health literacy in Japan is lower than in Europe: a validated Japanese-language assessment of health literacy. *BMC public health*, 15(1), 505.
- (4) 善生まり子, 久保田亮, 菅野康二, & 戸田肇 (2015). 高齢者における地域医療サービスに係る意識調査: 家族構成, 性別, 年齢から見えてくる相違点. *保健医療福祉科学*, 5, 1-10.
- (5) OECD (2005). *Learning a Living. First Results of the Adult Literacy and Life Skills Survey*. Paris and Ottawa: OECD Publishing.
- (6) Schaffer, B. (2007) The digital Literacy of seniors. *Research in Comparative and International Education*, 2(1), 29-42.

Society 5.0 幻想における公共図書館の再定義：
ノルウェー図書館法（2014 年施行）を手掛かりとして

山本 順一（放送大学）

e-mail: tamiyo1928@yahoo.co.jp

抄 録

この国の政府は‘Society 5.0’という必要な情報、生活便益が容易に入手できる超便利な社会を構想している。そこでは図書館員を含む多くの職業を壊滅させる人工知能、図書館情報と競合する Google、Amazon などプラットフォーム企業等が大活躍する。しかるに、2014 年に実施された改正ノルウェー公共図書館法を手掛かりとして、場としての公共図書館は‘公共圏’としての機能を果たすことが期待され、賦活された公共図書館存続のシナリオが描かれる余地がある。

1. はじめに

近年 Google にあたれば必要な情報や知識は容易に入手でき、Amazon を検索すれば読みたい電子書籍にアクセスできる。膨大な情報がインターネットの世界にはあふれている。近い将来、絵本や児童書、小説を案内してくれる図書館職員も人工知能に置き換わり、図書館員の仕事も人工知能やロボットの普及でなくなるもののひとつだ¹。もう図書館は必要とはされていない²、余計な社会的機関であり、貴重な公的資金から多くを支出する意味はないとの声が一部に聞かれるようになり、そのように信じているかのような政治家³や評論家も少なくないように思われる。とくにこの国では少なくとも公立図書館に指定管理者制度が導入され、営利企業の民間企業に公共図書館業務がアウトソースされている。この国の政府は、世界に先駆けた「超スマート社会の実現」に向けた「Society 5.0」⁴というバラ色の近未来図を示しているが、そこにこの国の公共図書館が積極的な社会的役割をになうというビジョンをうかがうことはできない。

Society 5.0 という超便利なグローバル社会の大きな部分を占めるサイバースペースには、現在、客観的な事実根拠をもたないフェイクニュース、ミスインフォメーション（誤情報）がふりまかれ、特定の偏見を広めようとするエコーチャンバーや特定の企業利益を不正不当に増大しようとするステルスマーケティング情報がまことしやかに大手 IT 企業のウェブサイトの一角を占拠している。政府や大企業を情報源とし人脈もつながる多くの既存マスメディアは、政府・大企業が国民、消費者に伝えたい情報だけを伝達し、世の中の表層で発生する一部の事件だけを集中的に取り上げる傾向

が強い。そのように皮相的で大きなバイアスがかかる個性のない報道では、社会経済の動きをファクトベースで考えようとする人たちにとってはほとんど役に立たない。

これまでの民主主義社会といえば、選挙の結果構成される多数派政党（連合）が主権を独占的に行使することを当然としてきたかに見える。しかるに、2010 年代以降、リアルとサイバーの融合する情報空間状況を背景として、ここで紹介するノルウェーをはじめとするスカンジナビア諸国、そしてアメリカやヨーロッパの図書館の世界では、公共図書館の制度的ないし自生的な機能変化の動きが見られる。それは、信条や価値観を異にする多様な publics が集う公共図書館という場、空間を個々具体的問題や課題の緩和・解決に資する民主主義の調和と調整の装置にしようとするものである。

2. ノルウェー図書館法の改正：公共図書館のパラダイム変換

この研究報告で対象とするノルウェーという国は、ご承知の通り、北極海に面したスカンジナビア半島の北側、国土面積は 38 万 6,000 平方キロで日本とほぼ同じ、人口は 539 万人で日本の人口の 4% 足らず、兵庫県の人口と同程度の小国である。しかし、国連が行っている「世界幸福度調査 2020 (World Happiness Report 2020)」⁵（この調査については批判があるのは承知している⁶が、判定基準項目に立ち返ってもそれなりに合理性はある）によれば、世界の 153 カ国・地域のなかで 5 位、ノルウェー国民はハッピーであるのに対して、同調査で日本国民の幸福度は連年低下し 62 位となっており、自覚しなくとも、世界的観点からすれば日本国民は相当に不

幸である。

国際図書館連盟の図書館建築施設部会のホームページ⁷にノルウェーのトロムス県立図書館長の Marit Andersen Somby が 2017 年 8 月 8 日付で「ノルウェーの公共図書館を変革する」というブログを書いている。その冒頭に「ノルウェー公共図書館法の改正諸条項が 2014 年に発効した。その改正には、公共図書館の役割を強化する規定が含まれている」とあり、目的規定である 1 条の 1 項の後段と機能強化にあたる新設の 2 項があげられている⁸（日本法にならぬ便宜的に項と呼び数字をふったが、ノルウェー法の原文には、日本国憲法と同様、項を示すアラビア数字は付されていない）。以下に該当部分を訳出する（カッコ内は補足した部分）。ノルウェー議会が支持した、この図書館法の改正は、近年の社会の構造変動を背景としたノルウェーの多数の政治家の公共図書館に対する意識の変化をもあらわしている。

1（公共図書館の任務は、）積極的に広く宣伝することを通じて、また図書およびその他のメディアをノルウェーのすべての住民に対して無償の利用に供することによって、情報、教育、およびその他の文化的諸活動の普及を促進することにある。

2 公共図書館は、公衆が議論し、討議がかわされるための独立した集会の場所であり、舞台でなければならない。（斜体にし下線を付した部分はブログで M.A.Somby が下線を付し強調している文言）

3. ノルウェーにおける図書館法改正の基底をなす憲法の再編・改正

1814 年制定されたノルウェー王国の憲法は、現在まで機能している憲法としては、アメリカ連邦憲法（1787 年制定）に次いで世界で二番目に古く、最高裁判所が個別法令の憲法適合性をチェックする違憲審査制を採用する国家としてもやはり世界で 2 番目である⁹。現行憲法制定から 200 年の 2014 年、ノルウェーは憲法を再編改正し、あらためて基本的人権の章が加えられた。同じ 2014 年に発効した改正図書館法に掲げられた図書館の新たなミッション、機能変化に関わる憲法規定は、表現の自由を定めた 100 条である。邦訳にお目にかかる機会はずないので、以下に訳出することにする。

「プレス（liberty of the Press）は、存在しなくてはならない。誰がどのようなものを書こうとも、その内容がいかなるものであったとしても、それが著作者の意にそわず印刷されたり、公表されたりしても、その著作者もしくは第三者が故意にかつ明らかに法に対しての不服従、宗教・道徳に対して侮蔑するか、またはみずからに向けられた憲法上の権能あるいは法規命令に対して公然と抵抗するか、扇動することがないかぎり、または誰かほかの者に対して誤った誹謗中傷的非難言いがかりを行わないかぎり、誰も刑罰制裁を科されることはない。すべての人は、当然に国家運営およびその他なんでもあらゆるテーマに関して、みずからの心中脳裏にあることを率直に語る自由を有するものである。」

‘プレス（liberty of the Press）’は辞書にも‘出版の自由’という訳語があてられることが多いようであるが、アメリカ連邦憲法修正 1 条が‘the freedom of speech, or of the press’という表現をしている通り、‘プレス（liberty of the Press）’は‘表現の自由’と法的に等価である。2014 年発効のノルウェー図書館法改正は、改正憲法 100 条がノルウェー政府行政当局に課し、政府が果たさなければならない基盤的義務のひとつである。新たな図書館法 1 条 2 項は、「政治的信条見解、信仰、社会的帰属のいかににかかわらず、公共図書館はあらゆる市民が集まり、議論できる場所であるべき」¹⁰と解すべきものである。

4. 新たな公共図書館像の実現を図る「全国図書館戦略」

ノルウェー文化省は、公共図書館法の改正にあわせて作成した「全国図書館戦略 2015－2018」（National Library Strategy 2015-2018）¹¹に基づき、法改正の趣旨を踏まえた事業を実施してきた。この全国レベルの行政計画によって、公共図書館の変貌、機能変化の実現をサポートするため、補助金配分機関であるノルウェー国立図書館に対して、議論の場の整備資金（arena development funds）として 5700 万クローネ（約 7 億 3,700 万円）を支出した。その補助金を使って、地方公共団体の公共図書館は、椅子やテーブル、マイクロフォン、舞台照明などの関係物的施設設備を整備した。事業進行途上のデータによれば、2015 年には全国住民の 36%が公共図書館で実施された集会、

講座、議論等に参加しており、これは前年の 23% から顕著に増加している¹²。

2018 年までの計画期間が終了し、2019 年 9 月、同省は新たに「図書館強化のための全国戦略 2020-2023: 民主主義と自己開発のための空間」(National strategy for libraries 2020-2023 - A space for democracy and self-cultivation)¹³を公表し、改正法の狙いのさらなる実現を目指している。この新たな全国戦略の p.3 には、「ノルウェー全土において、図書館は、国民に対して、重要な文化的舞台、学習の舞台および集会の場として十分に役立っている。図書館は、レクリエーション、討論、知識と啓蒙のために、オープンで、包容力があり、アクセスが容易な場であり、当然そうでなくてはならない。昨日重要とされたものは、必ず明日も重要なものであるとは限らない。民主主義は、当たり前のものであると考えることはできない。したがって、この図書館のための全国戦略は、当然に、図書館に対して、その利用者が品質保証された情報にアクセスでき、調査研究できる知識獲得の舞台として機能できる権能を与えるものである」と記されている。そして、現在、ノルウェーには 667 の部署から構成される 442 の公共図書館があるが、2020 年から同国の県以外の地方自治体は 356 となる。地方自治体の改編は図書館の仕組みの変化につながるが、この全国戦略ではその将来的変化も考慮しているとも書かれている。

5. ‘図書館の社会化’ (social library) の動きと見れば

Elin Golten (オスロ・メトロポリタン大学社会科学部アーカイブ・図書館情報学科) は、世界図書館情報会議 (WLIC) : 第 85 回国際図書館連盟 (IFLA) 年次大会のサテライト集会 (2019 年 8 月 21 日 - 23 日) において、ノルウェー公共図書館法の改正にともなう動きを伝える「場所と空間としての公共図書館: 新しいサービス、新たな図書館像」(Public Libraries as Place and Space: New Services, New Visibility) という報告をしている¹⁴。

ノルウェーの公共図書館は、近年、その性格を変えてきたとの認識が彼女の報告の基底にある。そこでは、公共図書館の主要な機能は、政府や地方公共団体、公益法人などの刊行物以外の商業的に出版、発行される市販の資料や著作物は、一定の資料選択基準にしたがって、受入れ提供す

ることである。それに加え、定番的な図書館行事のほか、精力的に種々様々なイベント開催を行うことを通じて、公共図書館は、いま市民の幅広い社会参加、社会的な交流を深め、民主主義社会の進化を企図する機能を重視するステージに入ろうとしている、と Golten は考えている。「いくつか例をあげると、読書会や作家を招いてのインタビュー、コンサートや音楽家を招いてのインタビュー、演劇、喜劇、映画鑑賞会、ストーリーテリング、様々なテーマについての話し合い、ランゲージ・カフェ、そしてゲームを楽しむタベ (ボードゲームやテレビゲーム) があげられる。音楽や作曲、手工芸、絵画、系図学、コンピュータ活用法、プログラミングなど様々なテーマのワークショップや講座がある。また、たとえば文学、歴史、科学、芸術、フェミニズム、環境、人種、宗教、家族、スポーツ、データと技術などについての講義もある」。(p.2)

Elin Golten の論文で注目を引くのは、このような図書館の変化を ‘social library’ と呼んでいることである。英米の公共図書館を研究してきた人たちにとっては、social library は 18 世紀にあらわれたフィラデルフィア図書館会社 (Library Company of Philadelphia) のような草の根の図書館がアタマに浮かぶが、ここで Elin Golten が social library と呼んでいるのはコロナ・パンデミックの下で使われている流行語、‘social distancing’ で表現されている ‘人と人の距離’ ‘人びとのつながり’ を意味する ‘social’ で、‘social library’ は「人と人がつながる (公共) 図書館」「一定の近隣地区 (neighborhood) のなかでバラバラに存在する個々人が帰属する複数・多数の同質的集団が相互に civic discourse (相手方を尊重するていねいなもの言い) を発言しあう場を提供する図書館」を意味していると思われる¹⁵。日本語としては、‘図書館の社会化’の方が適している。

6. 公共図書館を公共圏としようとする具体的試みのひとつ

Jamie Johnston と Ragnar Audunson は、「公共図書館における議論と討論を通じた移民の政治的統合を支援する」(Supporting immigrants’ political integration through discussion and debate in public libraries)¹⁶という論文において、移民たちのノルウェー語の修得を目的とする公共図書館で実施されている ‘ランゲージ・カフェ’ (language cafe) に着

目している。

5～7 人の移民の小グループを単位とするランゲージ・カフェでは、ノルウェー語の修得を目的としてノルウェー人ボランティアが一定のトピックをとりあげ移民たちと話し合うものである。Johnston らはオスロ (Oslo)、モス (Moss)、ホーテン (Horten) の 3 か所の公共図書館を対象として調査を行った。ランゲージ・カフェ終了後直ちに 64 人の移民に対して通訳をつけ母語で答えてもよしとする質問表に基づく半構造化インタビューを行う一方、31 人のノルウェー人ボランティアに対してもヒアリングを行っている。この研究論文は、「公共図書館の(‘ランゲージ・カフェ’という)対話型のプログラムは、語学能力の育成、社会的ネットワークの拡大、情報交換の促進、‘乱れた会話’のやり取りの場の提供を通じて、移民の政治的統合を支援し、移民の声を公共圏に持ち込むうえで大きな可能性をあきらかにしている」という言葉で結ばれている。

7. 公共図書館を公共圏とするために必要な条件

オスロ大学の R. Audunson らは、改正公共図書館法が施行された 2014 年にノルウェーのすべての公共図書館長を対象としたオンライン調査(回答率 54%)¹⁷を行っている。この調査は、ノルウェー公共図書館法が改正され、公共図書館を討論のための独立した集会の場、舞台とし、公衆の対話を促し公共圏とすると定められたことにつき、公共図書館長たちが改正規定をどのように解釈、理解しているかを探ろうとしたものである。図書館長の多くはこの法改正を図書館運営に新しい側面を持ち込んだものと評価し、公衆の対話と討論のための場所を提供するファシリテーター (facilitator)、ないしそこでの議論に責任を負う独立した編集者 (independent editor) としての新しいスキルが必要だと認識している。

8. むすび： 公共図書館の支配的デザインの動揺

現在のトヨタなど自動車メーカーがこしらえている高度な機能をもつ自動車は、いまでも 1908 年に製造発売が開始された T 型フォードのゴムタイヤに四サイクル内燃機関を載せて走る‘支配的デザイン’に変わりはない。しかるに、公共図書館の印刷資料を収集し利用者に提供するという支配的デザインは、グローバル情報経済社会の進展を背景と

して、いささか動揺をきたしているように見える。

註(ホームページの URL は 2021 年 4 月 6 日に確認。)

- ¹ C. B. Frey and M. A. Osborne, “The Future of Employment: How Susceptible are Jobs to Computerisation?”, Sept. 2013.
<https://www.oxfordmartin.ox.ac.uk/downloads/academic/The_Future_of_Employment.pdf>
- ² たとえば、薬師院仁志・薬師院はるみ『公共図書館が消滅する日』牧野出版、2020。
- ³ <<https://o-ishin.jp/news/2020/images/672b83c03dabb9a90622df58df0cd291827fa9af.pdf>>
- ⁴ この国政府の宣伝ウェブページは
<https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/>
- ⁵ <<https://happiness-report.s3.amazonaws.com/2020/WHR20.pdf>>
- ⁶ 「『北欧各国は幸福度が高い』と話す人に伝えたい真実世界を正しく理解するデータの読み方」
<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2021/04/post-95976_1.php>
- ⁷ <<https://iflalles.wordpress.com/2017/08/08/transforming-norwegian-public-libraries/>>
- ⁸ ノルウェー公共図書館法の英文訳は、以下のサイトでアクセスできる。
<<https://www.culturaydeporte.gob.es/dam/jcr:e7981b2e-6e6a-47ff-ae34-9a1c116de609/norway%20public%20libraries%20act%20english.pdf>>
改正前の 1985 年法は、以下のサイトで閲覧できる。
<<https://app.uio.no/ub/ujur/oversatte-lover/data/lov-19851220-108-eng.pdf>>
- ⁹ Malcolm Langford and Beate Kathrine Berge, Norway’s Constitution in a Comparative Perspective, Oslo Law Review Volume 6, No. 3 (2019), pp. 198–228
- ¹⁰ Elin Golten, “Public Libraries as Place and Space – New Services, New Visibility,” (2019), p.3.
<<http://library.ifla.org/2708/1/s09-2019-golten-en.pdf>>
- ¹¹ <<https://en.unesco.org/creativity/policy-monitoring-platform/national-strategy-libraries-2015>>
- ¹² Elin Golten, *op. cit.*, p.3.
- ¹³ <<https://www.regjeringen.no/contentassets/18da5840678046c1ba74fe565f72be3d/rom-for-demokrati-og-danelse-nasjonal-biblioteksstrategi-2020-2023-engelsk.pdf>>
- ¹⁴ <<http://library.ifla.org/2708/1/s09-2019-golten-en.pdf>>
- ¹⁵ 都市社会学者リチャード・セネット (Richard Sennett, 1943-) がいうところの‘公共領域’ (public realm) のイメージ。
- ¹⁶ Jamie Johnston and Ragnar Audunson, “Supporting immigrants’ political integration through discussion and debate in public libraries”
<<https://journals.sagepub.com/doi/10.1177/0961000617709056>>
- ¹⁷ Ragnar Audunson and Sunniva Evjen, “The public library: an arena for an enlightened and rational public sphere? The case of Norway” (2016)
<<http://informationr.net/ir/22-1/colis/colis1641.html>>

2021 年度日本図書館情報学会春季研究集会発表論文集

発行日：2021 年 5 月 15 日

編集：2021 年度日本図書館情報学会春季研究集会事務局

〒252-5258 神奈川県相模原市中央区淵野辺 5-10-1

青山学院大学 大谷康晴研究室内

発行：日本図書館情報学会

日本図書館情報学会事務局

〒252-0383 神奈川県相模原市南区文京 2-1-1

相模女子大学 金井喜一郎研究室内

ISSN:2188-5982

